

# 設置の趣旨等を記載した書類

## 1. 設置の趣旨及び必要性

### (1) 本大学の目的・教育研究上の理念

広島国際大学は平成10年4月に開学し、現在、保健医療学部をはじめ、医療福祉学部、医療経営学部、心理科学部、工学部、看護学部、薬学部の7学部11学科を擁している。『ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。』ことを本大学の目的とし『医療系総合大学として、だれ（誰）もが健やかで安心できる社会を実現する。』という将来展望を掲げ、『慈愛のこころ』『探求のこころ』『調和のこころ』を教育・研究指針とし、教育研究を行っている。

今般設置する「総合リハビリテーション学部」は、高齢者や障害者の機能回復、生活の質の向上、生活の自立支援および社会参加を促せるために必要なリハビリテーション技術と福祉のものづくり研究をもとに高齢者や障害者に有用な福祉用具・機器を提供できる専門職業人を育成することで社会に貢献する。

「リハビリテーション学科」は、今後の社会変化や医療技術の進歩にも確実に対応できるよう、多様なリハビリテーション技術を、幅広い専門知識と技術に裏打ちされた問題解決能力を用いて総合的に提供でき、さらに、対象となる人々への深い人間愛や関係職種との協調性といったなど、豊かな人間性を持つ専門職業人を育成する。

「リハビリテーション支援学科」は、高齢者や障害者の生活の自立や生活の質の向上を実現するリハビリテーション支援者として、義肢装具や福祉用具等の幅広い知識を有する豊かな人間味あふれる人材を育成する。

## (2) 設置する学部・学科の構成

学部名	学科名	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	130人	—	520人
	【内訳】 理学療法学専攻	60人	—	240人
	【内訳】 作業療法学専攻	40人	—	160人
	【内訳】 言語聴覚療法学専攻	30人	—	120人
	リハビリテーション支援学科	60人	—	240人
	【内訳】 義肢装具学専攻	30人	—	120人
	【内訳】 リハビリテーション工学専攻	30人	—	120人

## (3) 設置の必要性

18歳人口の減少、国の規制緩和による大学設置数の増加など、大学を取り巻く環境が年々厳しくなっている。特に、中国・四国地方における多数の大学においては定員割れをおこしており、さらに広島県には、多くの関東、関西の有力大学が受験生確保のために進出している状況にある。

本大学が今後持続的発展をするためには、大学のあるべき姿と社会ニーズをマッチングさせ地域社会との共生を可能とする大学としての姿勢を示すことが必要である。そのため、本大学では課題・問題点とその解決法さらには大学の方向性、目標を検討した。目指すべき将来像として「医療系総合大学」を標榜し、社会に貢献していく大学であるべきとの方向性を打ち出した。この方向性の下に、今般、本大学の学部・学科の横断的な改組・改革を行うことにより、新たな10年に向けてのさらなる発展を目指す。

### [1] リハビリテーション学科

本学科は、平成18年4月に開設した「保健医療学部 理学療法学科」を、平成23年4月に理学療法学分野に新たに作業療法学分野を加えて「保健医療学部 総合リハビリテーション学科」へと改組し、理学療法士と作業療法士という2つのリハビリテーション専門職種を養成する専攻を持つ学科を基礎としている。我が国のリハビリテーション専門職にはこの他にも言語聴覚士があり、現在リハビリテーション医療はこの3職種が密接に連携・協働して高齢者や障害者の機能回復、生活の自

立及び社会参加を支援している。診療報酬や介護報酬の制度上もこの3職種がお互いの専門領域に拘ることなく連携・協働して最善のリハビリテーションサービスを効果的かつ効率的に提供することが求められている。このように、近年、急速に進展しているリハビリテーション医療の高度化・多様化・柔軟化というニーズに的確に対応でき、かつ職種間連携を協調的に行える優れた人材を養成するためには、これら3職種の学内職種連携教育は欠かせない状況にあり、これを実現させるためにも今般設置する理学療法、作業療法、言語聴覚療法の3専攻を備える「総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科」は高度なリハビリテーション専門職種の養成において非常に重要である。3職種を揃え、リハビリテーション領域を総合的に包含した教育研究を展開し、地域社会に寄与していきたいと考える。

## [2] リハビリテーション支援学科

本学科は、近年、急速に進展している日本の少子高齢化、福祉医療技術の高度化に伴い、高齢者や障害者に対する義肢装具や福祉用具による支援の必要性は高まり、また多様化してきている状況を受け、設置するものである。

このような義肢装具や福祉用具による支援において、「義肢装具学専攻」では高齢者や障害者の義肢装具による機能回復や障害者スポーツへの参加を目指し、「リハビリテーション工学専攻」では福祉用具を活用した生活の自立や生活の質の向上及び社会参加を支援するため、人間工学・電気工学・機械工学・情報工学等による福祉用具開発を目指す。

これらの状況を踏まえ、社会的ニーズに対応するため、「総合リハビリテーション学部リハビリテーション支援学科」を開設する。“医の心”と“ものづくりの技術”で培った福祉のものづくり研究を主とした高度専門技術を修得した『義肢装具士』、『リハビリテーションエンジニア』を養成する。また、既設の学部・学科と密接に関連させることにより、地域社会・国際社会への貢献に資するものと考える。

このように、本大学では質の高い学生を世に輩出し、建学の精神に掲げる『世のため、人のため、地域のために、理論に裏付けされた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人の育成』に基づく人材を養成し、社会に寄与することが、高等教育機関としての使命であると考える。

## (4) 人材養成の目標

今般設置する「総合リハビリテーション学部」は、急速に進展している我が国の少子高齢化社会に対応する多様なリハビリテーション技術（高齢者や障害者の機能回復や、生活の自立及び社会参加を支援できる高度専門技術）及び生活環境の改善技術（身体的にハンディのある方の生活を支援できるよう、効率的なリハビリテーションを実施するための機器や用具を設計・製作できる高度専門技術）を総合的に提供でき、すべての人々の健康と生活の質の向上を目的として、予防から治療まで

の幅広い専門知識と技術に裏打ちされた問題解決能力及び豊かな人間性を養った専門職業人として、社会に貢献できる人材の養成を教育研究の目的とする。

理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士の国家資格の取得はもとより、豊かな人間性と高度専門職業人として、その仕事に「責任」と「誇り」を持って、リハビリテーション医療の発展と広く社会に貢献できる人材を養成する。

## (5) 学生確保の見通し及び取り組み状況

18歳人口が年々減少する中にあって、本大学の医療系学部の志願者数はこれまで安定的に推移しており、特に「理学療法学科」については、開設以来十分な学生確保がなされており、平成23年度には「総合リハビリテーション学科」として作業療法学専攻を設置し、より一層の学生確保につなげている。

言語聴覚療法学専攻については、本専攻において取得を目指す国家資格である言語聴覚士が平成10年に国家資格となったが、その歴史は浅く有資格者は全国的に少ない。また、超高齢社会により、社会的ニーズが高まりつつあり、関連施設の増加など活躍のフィールドが広がっている。このことにより社会的認知が高まり、これに応じて今後志願者の増加が見込まれる。

義肢装具学専攻、リハビリテーション工学専攻については、義肢装具・リハビリテーション医療を必要とする人の生活に関心がもたれるようになってきている中で、中国・四国地方には義肢装具士の養成施設はなく、大学での養成は本大学が西日本で初めてとなるため、特徴を持つことが可能である。これらの分野は、医療機関、福祉施設、研究機関にとどまらず、一般民間企業への就職も期待でき就職に関する魅力は高い。以上のことから、十分な学生確保が可能と考える。

## (6) 就職の見通し及び卒業後の進路

### [1] リハビリテーション学科

本学科の前身である理学療法学科の1期生、2期生では、全員が希望する病院等へ就職または大学院へ進学することができており、少子高齢化の社会状況を背景に、引き続きこのような人材ニーズは今後も続くと考えられる。就職先は広島県内が多く、広島県の保健医療行政に貢献している。作業療法、言語聴覚療法の分野も同様の状況と考えられ、今後の診療報酬や介護報酬の改定によっては、求人はさらに増加するものと予想している。採用施設の種別は病院、医院、クリニックなどの医療施設への就職が中心であるが、老人保健施設や社会福祉施設が続き、将来的には健康増進施設、医療行政機関、医療関連機器企業など高齢社会を迎えて将来は広範囲な地域や施設への進路が考えられる。大学院に進学した場合には、専門学校やリハビリテーション関連の学部・学科を持つ大学・短期大学などの教育機関における教育職としての道も開かれている。

## [2] リハビリテーション支援学科

義肢装具学専攻については、日本において義肢装具が必要とされる状況は高齢化社会と生活様式の欧米化と関連し、動脈硬化症や糖尿病による血行障害による切断者が増加しており、義肢装具の需要は増加すると予測されている。

本専攻は、中国・四国地区で初めてとなる養成校であり、地元出身者による地元での就職が有利であると考えられる。中国・四国地区に九州・沖縄地区を加えた義肢装具製作販売会社数は86社である。

リハビリテーション工学専攻については、リハビリテーション医療を支えるための職種が予測され、国内の高齢者人口の増加により、本専攻で得られる「医療・福祉」と「ものづくり」を修得した卒業生の就職先は、高齢者施設、障害者支援施設、福祉用具製造販売会社、ものづくり企業等、幅広い選択肢から学生自身が選択することが可能と考える。

また、大学院に進学した場合には、専門学校やリハビリテーション関連の学部・学科を持つ大学・短期大学などの教育機関における教育職としての道も開かれている。なお、今後学生の進学動向を見ながら、本大学院の医療・福祉科学研究科医療工学専攻（博士前期課程）に、義肢装具学分野やリハビリテーション工学分野の教育課程を置くことも検討していくこととした。

## 2. 学部、学科等の特色

本大学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、同答申の「高度専門職業人養成」「社会貢献（地域貢献・産学官連携等）」に重点を置いている。

この方針に基づき、「総合リハビリテーション学部」では、医療・福祉・教育などの分野の第一線で活躍できる「高度専門職業人」の養成と、高齢化社会の中で、今後ますます社会的ニーズが高まる総合リハビリテーション分野において、教育・研究を広く「社会貢献（地域貢献）」へと展開するべく、次の特色を持つ学科として設置する。

### [1] リハビリテーション学科

リハビリテーション医療は、チーム医療であり、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師、保健師、薬剤師、臨床工学技士、社会福祉士、臨床心理士などの多くの専門職と共にチームを構成し、医療機関だけでなく地域社会における様々な場面で関わっている。チーム医療を行うためには各職種のメンバーが高度な専門知識を持ち、質の高い技術を提供することはもちろんのこと、協調性をもって連携し協働することが求められている。本学科では職種間の連携にあたりその共通理解となる基礎医学の教育に力を入れていく。また、幅広い教養を身につける場を提供するとともに学際的研究を促進させ、総合的なリハビリテーション医療を大きく前進させる力となるよう、各専攻間はもちろん他学部とも連携を図りつつ、より学際的な立場から職種間連携教育にも力を入れていく。

### [2] リハビリテーション支援学科

義肢装具学専攻については、「義肢装具士」の国家資格取得のみを目指すのではなく、「福祉用具」「人間工学」「ロボット」等の幅広い知識を学修し、現場体験を中心に据えた実習を行う。医工連携を目指したカリキュラムにより、義肢装具士の国家資格を有するリハビリテーション支援者として活躍するために、福祉用具やものづくりに関する幅広い知識・技術を修得した、これからの中堅分野を担う専門職の育成に力を入れていく。

リハビリテーション工学専攻については、基本となる医療や福祉に工学の概念を加えた福祉工学を形成する。本専攻では、医学、福祉学、人間工学、機械工学、情報工学等の専門教員による幅広い教育内容と、現場を主体とした実習体験等を通じて即戦力となる専門職の育成に力をいれていく。

両専攻とも、「“医の心”と“ものづくりの技術”を培う福祉のものづくり研究」から、これからの中堅分野を担う専門職の育成に力を入れていく。

### 3. 学部、学科等の名称及び学位の名称

本学部は、「高齢者や障害者の機能回復、生活の質の向上、生活の自立支援および社会参加を促せるために必要なリハビリテーション技術と福祉のものづくり研究をもとに高齢者や障害者に有用な福祉用具・機器を提供できる専門職業人を育成することで社会に貢献する」を教育研究の目的とすることからリハビリテーション領域を置く学科・専攻を設置する。

また、「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「義肢装具士」として専門職業人を養成する学科であること、各国家試験受験資格を取得できる教育課程を置くことから、専攻別の学位名称とし、『学士（理学療法学）』『学士（作業療法学）』『学士（言語聴覚療法学）』『学士（義肢装具学）』及び『学士（リハビリテーション工学）』とする。

学部名 (英訳)	
総合リハビリテーション学部 (Faculty of Rehabilitation)	
学科名 (英訳)	
リハビリテーション学科 (Department of Rehabilitation)	リハビリテーション支援学科 (Department of Assistive Rehabilitation)
専攻名（英訳）	専攻名（英訳）
理学療法学専攻 (Course of Physical Therapy)	義肢装具学専攻 (Course of Prosthetics and Orthotics)
学士（理学療法学） (Bachelor of Physical Therapy)	学士（義肢装具学） (Bachelor of Prosthetics and Orthotics)
作業療法学専攻 (Course of Occupational Therapy)	リハビリテーション工学専攻 (Course of Assistive Technology)
学士（作業療法学） (Bachelor of Occupational Therapy)	学士（リハビリテーション工学） (Bachelor of Assistive Technology)
言語聴覚療法学専攻 (Course of Speech-Language-Hearing Therapy)	
学士（言語聴覚療法学） (Bachelor of Speech-Language-Hearing Therapy)	

## 4. 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 教育課程の編成の考え方

学部の設置の趣旨、教育研究基本方針に基づき、「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「義肢装具士」の資格取得につながる学修を主たる目的とすることから、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」「言語聴覚士学校養成所指定規則」「義肢装具士学校養成所指定規則」に沿った授業科目構成とする。さらに時代の要請と社会実勢に応じた内容の授業科目と教授方法を取り入れ、1年次から専門教育科目を配置することで「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「義肢装具士」としての意識を早期から高める。

講義と演習・実習科目を体系的に対応させ、理論と技術が一体となった学習プログラムを配している。

さらに、医療系総合大学としてチーム医療の一員として他職種と協働できる人材育成のため専門職連携教育に力を入れ「専門職連携演習」を共通に配置している。

### (2) 教育課程の特色及び履修順序の考え方

#### [1] 共通教育科目（学部共通）

共通教育科目は、「教養科目」「基礎教育科目」に分けて行う。

「教養科目」はさらに『国際』と『学際』に分け、『国際』では「国際社会の理解」を、『学際』では、「人間と思想・文化」「人間と現代社会」「人間と科学・技術」の3つに分け、それぞれについての教養を深める。

基礎教育科目は、『共通基礎』『情報処理』『外国語』『保健体育』『特講』に分類し、この内『共通基礎』は「人文科学」「社会科学」「自然科学」に分けている。

『情報処理』『外国語』『保健体育』『特講』には必修科目を置く。

『情報処理』は8科目を配置し、そのうち「情報処理I a」「情報処理I b」の2科目を必修科目とする。

『外国語』は英語科目を中心として、「ドイツ語」、「中国語」、「韓国語」を各2科目配置する。なかでも、基本的な外国語スキルを身に付けるため、「英語I a」「英語I b」「英語II a」「英語II b」を必修科目とする。

『保健体育』では、「スポーツI」で基礎理論を学び、「スポーツII」「スポーツIII」で実技を修得する。「スポーツI」は必修科目とする。

『特講』では、大学における学修に慣れるよう、1年次前期に「基礎ゼミナール」を必修として配当する。また、高度な外国語能力を涵養するために、英語による授業を行う「Global Communication」を配置する。

## [2] 専門教育科目

専門教育科目は、「専門基礎分野」「専門分野」「専門総合分野」に分けて行う。

### 【理学療法学専攻】

#### 1) 専門基礎分野

1年次前期に「チュートリアル」を置き、問題解決型の学修態度を養い、人体の構造や機能を学ぶ「解剖学Ⅰ」「解剖学Ⅱ」「生理学Ⅰ」「生理学Ⅱ」、人間の身体運動メカニズムを学ぶ「リハビリテーション運動学」、疾病について学ぶ「病理学概論」、人間の発達に関する理論を学ぶ「人間発達学」の講義科目と、「解剖学実習」「生理学実習」「リハビリテーション運動学実習」の実習科目を置く。さらに『疾病と障害の成り立ち及び回復期過程の促進』『保健医療福祉とリハビリテーションの理念』について学び、理論に裏付けされた実践技術への基礎として、専門分野を学ぶうえで重要な専門基礎科目とする。

#### 2) 専門分野

『基礎理学療法学』では、理学療法の歴史・変遷を学び、理学療法研究の重要性や研究方法を学ぶ。さらに、理学療法部門とチーム医療の関係構築のため管理運営及び関係法規を学び、臨床や研究上での疑問を科学的、論理的に理解し、問題解決するための能力を修得する。

『理学療法評価学』では、「運動系機能能力評価学Ⅰ」「運動系機能能力評価学Ⅱ」「神経系機能能力評価学」「小児機能能力評価学」を設け、理学療法計画を立案する基礎的な評価項目である情報収集、問診、触診などの基礎から評価技術、測定技術への専門能力を修得する。さらに実習科目を置く。

『理学療法治療学』では、運動療法の基礎を総論的に学び、物理療法で用いられる治療機器の種類などを学ぶ。さらに、四肢切断者のリハビリテーションにおける理学療法の役割や、スポーツ外傷、障害の発生機序について学び多くの治療への展開の基礎能力を修得させ、それらの講義に対応した実習科目を置く。

『地域理学療法学』では、地域リハビリテーションの歴史及び変遷を理解し、リハビリテーションサービスの中での理学療法の特徴を学び、介護保険制度、身体障害者福祉制度など地域生活に視点をおいたリハビリテーション医療に従事する上で重要な専門知識を具体的に修得する。

『臨床実習』では、1年次に「臨床体験実習」、3年次に「臨床評価実習」を配当し、さらに4年次には、総合的な知識修得のため「総合臨床実習」を設け、学内での講義、演習、実習で得た知識、技能等を臨床の場で活かし、理学療法の実践的な技術を修得する。

「卒業研究」では、4年間の集大成として、今までに修得した理論、専門知識をもとに調査・考察を行い、問題を見つけ、分析し研究論文を作成する。

### 3) 専門総合分野

少人数で専門教育科目の内容を横断的に最新の情報をより深く学び、リハビリテーション医療において主要な疾患に関連する医学英語や理学療法技術に用いられる英語を学ぶ。「専門職連携演習」では、他専門職の理解に加えて、自らの専門領域の理解、倫理観の向上、コミュニケーション能力の向上が重要であることを、演習を通じて学ぶ。

#### 【作業療法学専攻】

##### 1) 専門基礎分野

理学療法学専攻と同じ科目を配している。内容については前述のとおり。

##### 2) 専門分野

『基礎作業療法学』では、作業療法の歴史・変遷を学び、作業療法研究の重要性、研究方法を学ぶ。作業療法部門とチーム医療の関係構築のため管理運営及び関係法規を学び、臨床や研究上での疑問を科学的、論理的に理解し、問題解決するための能力を修得する。

『作業療法評価学』では、「小児機能能力評価学」「神経系機能能力評価学」「運動系機能能力評価学」「運動系機能能力評価学実習」「精神・認知機能能力評価学」「精神・認知機能能力評価学実習」を設け、作業療法計画を立案する基礎的な評価項目である情報収集、問診、触診などの基礎から評価技術、測定技術への専門能力を修得する。

『作業療法治療学』では、リハビリテーションにおける作業療法の役割を学ぶ「義肢装具学」、本専攻の特色を持つ科目として「福祉機器適用論」「就労支援技術学」など多くの治療への展開の基礎能力を修得させ、それらの講義に対応した実習科目を置く。

『地域作業療法学』では、地域リハビリテーションの歴史及び変遷を理解し、リハビリテーションサービスの中での作業療法の特徴を学び、介護保険制度、身体障害者福祉制度など地域生活に視点をおいたリハビリテーション医療に従事する上で重要な専門知識を具体的に修得する。

『臨床実習』では、1年次に「臨床見学実習」、2年次に「臨床体験実習」、3年次に「臨床推論実習」を配当し、さらに4年次には、総合的な知識修得のため「総合臨床実習」を設け、学内での講義、演習、実習で得た知識、技能等を臨床の場で生かし、作業療法の実践的な技術を修得する。

「卒業研究」では、4年間の集大成として、今までに修得した理論、専門知識をもとに調査・考察を行い、問題を見つけ、分析し研究論文を作成する。

### 3) 専門総合分野

少人数で専門教育科目の内容を横断的に最新の情報をより深く学び、リハビリテーション医療において主要な疾患に関連する医学英語や作業療法技術に用いられる英語を学ぶ。「専門職連携演習」では、他専門職の理解に加えて、自らの専門領域の理解、倫理観の向上、コミュニケーション能力の向上が重要であることを、演習を通じて学ぶ。

## 【言語聴覚療法学専攻】

### 1) 専門基礎分野

1 年次前期に「チュートリアル」を置き、問題解決型の学修態度を養い、人体の構造や機能を学ぶ「解剖学」「生理学」、臨床医学を学ぶ「耳鼻咽喉科学」「歯科口腔外科学」、『音声言語聴覚医学』について学ぶ「音声学」「音響・聴覚心理学」、人間の心理を学ぶ「発達心理学」「心理測定法」の講義科目を置く。さらに『社会福祉・教育』について学び、理論に裏付けされた実践技術への基礎として、専門分野を学ぶうえで重要な専門基礎科目とする。

### 2) 専門分野

『障害学総論』では、言語聴覚障害学の歴史、現状、展望について、言語聴覚士に要求される資質や能力、業務内容、職業的倫理を学ぶ。さらに、高次脳機能障害の定義、脳血管障害や頭部外傷等による高次脳機能障害の症状と病態、脳損傷例の臨床像、検査方法と評価、支援計画の立案とリハビリテーションの実際、コミュニケーション障害の特徴と支援について学ぶ。

『言語発達障害学』では、知的障害、自閉症、学習障害、特異的言語発達障害などに伴う言語発達障害をはじめ、注意欠陥・多動性障害など言語聴覚士が関わることの多い各種障害の概念や定義を学ぶ。言語発達障害に対する年齢層や障害特性に応じたリハビリテーションと支援のあり方について学び、実践的支援を展開するための枠組みを修得する。

『高次脳機能障害学』では、失語症検査、関連の掘り下げ検査、認知機能検査のうち言語臨床で多く使われるものについて学び、事例を通してそれらの使用方法、解釈の方法を学ぶ。事例や学生同士の模擬演習を通して使用方法、結果の解釈や指導計画の立案及び報告書の作成等について修得する。

『发声発語嚥下障害学』では、音声障害及び吃音等について問診、生育歴調査、医学的・心理的関連情報の収集、構音及び音声の検査・評価結果から、発達的・分析的・統合的に学ぶ。口腔諸器官の機能解剖と生理、摂食障害及び嚥下障害の定義、嚥下障害の徴候と症状、発生機序、重症度の判定について学び、総合的支援方法を修得する。

『聴覚障害学』では、聴覚の構造と機能及びその障害、聴覚検査法を含む聴覚障害の評価・診断に必要な基礎的知識について学ぶ。読話や手話等による実用的コミュニケーション支援法を学ぶ。聴覚障害に関する総合的臨床力の基礎を修得する。

『臨床実習』では、2年次に「臨床見学実習」3年次に「臨床評価実習」を配当し、さらに4年次には、総合的な知識修得のため「総合臨床実習」を設け、学内での講義、演習、実習で得た知識、技能等を臨床の場で生かし、実践的な技術を修得する。

「卒業研究」では、4年間の集大成として、今までに修得した理論、専門知識をもとに調査・考察を行い、問題を見つけ、分析し研究論文を作成する。

### 3) 専門総合分野

少人数で専門教育科目の内容を横断的に最新の情報をより深く学び、リハビリテーション医療において主要な疾患に関連する医学英語や言語聴覚療法技術に用いられる英語を学ぶ。「専門職連携演習」では、他専門職の理解に加えて、自らの専門領域の理解、倫理観の向上、コミュニケーション能力の向上が重要であることを、演習を通じて学ぶ。

## 【義肢装具学専攻】

### 1) 専門基礎分野

1 年次前期に「チュートリアル」を置き、問題解決型の学修態度を養い、人体の構造や機能を学ぶ「解剖学Ⅰ」「解剖学Ⅱ」「生理学」、人間の身体運動メカニズムを学ぶ「リハビリテーション運動学」、疾病について学ぶ「病理学概論」の講義科目を置く。さらに『疾病と障害の成り立ち及び回復期過程の促進』『保健医療福祉とリハビリテーションの理念』、『義肢装具領域における工学』について学び、理論に裏付けされた実践技術への基礎として、専門分野を学ぶうえで重要な専門基礎科目とする。

### 2) 専門分野

『基礎義肢装具学』では、義肢装具士の役割を理解させ、義肢の種類と適合判定、アライメント調整の理論を学ぶ。義肢装具製作過程で使用する工作器機の特徴、使用方法などや石膏、皮革、木材といった基本材料の加工方法や種類、特徴及び、福祉用具の使用方法を学ぶ。臨床や研究上での疑問を科学的、論理的に理解し、問題解決するための abilities を修得する。

『応用義肢装具学』では、義肢の種類に合わせた科目設定を行い、それぞれの切断端の観察方法、評価方法、採寸技術、組み立て技術などを学ぶ。さらに、コミュニケーションの図り方やカルテへの記入方法を体得させるような実習科目を置く。

『臨床実習』では、1 年次～4 年次すべてに臨床実習を設け、学内での講義、演習、実習で得た知識、技能等を臨床の場で生かし、義肢装具の実践的な技術を修得する。

「卒業研究」では、4 年間の集大成として、今までに修得した理論、専門知識をもとに調査・考察を行い、問題を見つけ、分析し研究論文を作成する。

### 3) 専門総合分野

少人数で専門教育科目の内容を横断的に最新の情報をより深く学び、リハビリテーション医療において主要な疾患に関連する医学英語や義肢装具技術に用いられる英語を学ぶ。「専門職連携演習」では、他専門職の理解に加えて、自らの専門領域の理解、倫理観の向上、コミュニケーション能力の向上が重要であることを、演習を通じて学ぶ。

## 【リハビリテーション工学専攻】

### 1) 専門基礎分野

1 年次前期に「チュートリアル」を置き、問題解決型の学修態度を養い、人体の構造や機能を学ぶ「解剖学」「生理学」、人間の身体運動メカニズムを学ぶ「リハビリテーション運動学」、疾病について学ぶ「病理学概論」の講義科目を置く。さらに『疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進』『保健医療福祉の理念』『リハビリテーション領域における工学的基礎』について学び、理論に裏付けされた実践技術への基礎として、専門分野を学ぶうえで重要な専門基礎科目とする。

### 2) 専門分野

『基礎リハビリテーション工学』では、人間工学の視点から機器や環境を改善するためには、実験、測定を行い分析することが欠かせない。そのために、ものづくりの基礎となる機械計測や運動機能計測、人間工学、バイオメカニクス学を実験・実習で学ぶ。臨床や研究上での疑問を科学的、論理的に理解し、問題解決するための能力を修得する。

『応用リハビリテーション工学』では、福祉用具の開発と使用方法を学ぶ。さらに、障害のある人や高齢の人の自立を促進し、また介護負担を軽減する生活空間に福祉用具の具体的な活用を検討し、「福祉ロボット学演習」や「ジエロンテクノロジー演習」を学ぶ。生活に視点をおいたリハビリテーション工学に重要な専門知識を具体的に修得する。

『臨地実習』では、1年次に「見学実習」、3年次に「臨地実習Ⅰ」を配当し、さらに4年次には、「臨地実習Ⅱ」を設け、学内での講義、演習、実習で得た知識、技能等を臨床の場で生かし、実践的な技術を修得する。

「卒業研究」では、4年間集大成として、今までに修得した理論、専門知識をもとに調査・考察を行い、問題を見つけ、分析し研究論文を作成する。

### 3) 専門総合分野

少人数で専門教育科目の内容を横断的に最新の情報をより深く学び、リハビリテーション医療において主要な疾患に関連する医学英語やリハビリテーション技術に用いられる英語を学ぶ。「専門職連携演習」では、他専門職の理解に加えて、自らの専門領域の理解、倫理観の向上、コミュニケーション能力の向上が重要であることを、演習を通じて学ぶ。

【別紙資料1】「総合リハビリテーション学部 教育体系図」参照

## 5. 教員組織の編成の考え方及び特色

### (1) 教員組織の編成の考え方・特色

「総合リハビリテーション学部」は、5つのリハビリテーション領域の専攻を設置するため、各専攻の専門性により専任教員を配し、41人の専任教員を配置する。また、指定規則に準じ、理学療法士養成学校・作業療法士養成学校・言語聴覚士養成学校・義肢装具士養成学校として必要な教育課程とそれに対応した教員編成及び教員数を配する。リハビリテーション工学専攻は、医療・福祉・人間工学・心理・ロボット工学など多岐にわたる「ものづくり」のスペシャリストを配する。豊富な教育研究経験と臨床経験を持つ教員で構成する。

各授業を担当する教員は、各専攻の教育課程に照らして配置する。共通教育科目は、専攻共通の同時開講にしており、専門教育科目のうち「専門基礎分野」については、本学科の専任教員を中心に保健医療学部の各学科に所属している基礎医学系教員ならびに臨床医学系教員が担当する。「専門分野」「専門総合分野」については、原則として各専攻の専任教員が担当する。

### (2) 専任教員配置の計画と特色及び年齢構成

「総合リハビリテーション学部」の専任教員は、理学療法学専攻の専門科目を担当する専任教員15人、作業療法学専攻の専門科目を担当する専任教員7人、言語聴覚療法学専攻の専門科目を担当する専任教員5人、義肢装具学専攻の専門科目を担当する専任教員5人、リハビリテーション工学専攻の専門科目を担当する専任教員9人計41人で構成する。今般就任する専任教員はいずれも、リハビリテーションの臨床実務の経験が豊かな教員を配置し、表のとおり博士号取得者も十分配置しており、本学科の教育研究を十分に行える構成となっている。

また、専任教員の職位および年齢構成も、表のとおり平均年齢は51.1歳であり、特に偏りのないバランスのとれた構成である。

本大学の定年は満64歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定されているが、「特任教員規定」では、専任に準じて、教育・研究・大学運営のうち、特に任じられた職務を行う場合には、満70歳を超えない者を特任教員として採用することができると定めている。なお、人事計画上の必要性があれば、満70歳を超えても学長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは採用することができる。本学部の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。

職位および博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】 (単位：人)

職階	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上
教 授	0 ( 0 )	0 ( 0 )	6 ( 5 )	10 ( 7 )	1 ( 1 )
准教授	0 ( 0 )	8 ( 7 )	1 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )
講 師	1 ( 0 )	8 ( 3 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
助 教	3 ( 2 )	2 ( 2 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
合 計	4 ( 2 )	18 ( 12 )	7 ( 5 )	11 ( 8 )	1 ( 1 )

※ ( ) 内は、博士号取得者数

【別紙資料2】「広島国際大学 就業規則」参照

【別紙資料3】「任用規定」参照

【別紙資料4】「特任教員規定」参照

### (3) 研究体制

本学部の専任教員は、理学療法士・作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、医師などの臨床家としての側面とともに、研究者として各専門分野において最先端の研究活動をはじめ、学会への参加、各協会での活動など、学内外で活躍の場を広げている。教員構成は、多様なリハビリテーション領域を網羅した教員構成となっており「2. 学部、学科の特色」で前述したとおり、リハビリテーション医療は、チーム医療であり、多くの専門職と共にチームを構成し、医療機関だけでなく地域社会における様々な場面で関わることが求められる。福祉用具や機器の製作など学際的研究だけでなく地域との医工連携を推進させ、総合的なリハビリテーション医療・リハビリテーション産業を大きく前進させる力となるべく、学内の学部・学科の枠を超えるのみならず、学外の様々な組織との研究交流を図っていく。

## 6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

### (1) 教育方法

本学部では、1年次より共通教育科目と専門教育科目を楔型に配置し、専門職業人を目指す専攻として、早期から意識・素養を育むよう教育を行う。

カリキュラム編成は、臨床実習へ向けて、体系的に段階的に学修を進められるよう配置している。1年次は、専門教育科目のうち「専門基礎分野」の科目を中心にを行う。2・3年次では、専門教育科目のうち「専門分野」の科目を中心に講義と演習・実習を行い、4年次の臨床実習へと進めていく。

「卒業研究」では、将来のリハビリテーション医療の発展のために科学的な視点で研究ができる目標に実施する。

### (2) 履修指導方法及び卒業要件

履修指導は、入学時オリエンテーションによる学科全体での指導と、その後に開かれるチュートリアルでの小グループでの指導で行う。

卒業要件は、本大学に4年以上在学し、所定の授業科目について、下表の合計単位以上を修得するよう履修指導を行う。

なお、「臨床実習」において先修科目を設定しており、学生の学修進度に配慮しながら、体系的に理解できるよう履修指導を行う。

本学部の大きな目標である、国家試験合格を目指した学修進度が図れるよう、履修モデルおよび教育課程と指定規則との対比表に基づき卒業要件を設定し、指導を行う。

学部名	学科名	専攻名	共通教育科目		専門教育科目		合計
			必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	14 単位	105 単位	5 単位	132 単位	
		作業療法学専攻		109 単位	5 単位	136 単位	
		言語聴覚療法学専攻		19 単位	99 単位	11 単位	137 単位
	リハビリテーション支援学科	義肢装具学専攻	14 単位	105 単位	7 単位	134 単位	
		リハビリテーション工学専攻		103 単位	7 単位	132 単位	

## **【リハビリテーション学科 理学療法学専攻 履修モデル】**

### **①運動器障害理学療法志向モデル**

「福祉機器適用論」「ヘルスプロモーション論」「専門職連携演習」を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般及び総合病院・整形外科専門病院・スポーツ障害専門病院・大学院博士前期課程進学などである。

### **②神経系障害理学療法志向モデル**

「福祉機器適用論」「理学療法特別講義Ⅰ」「理学療法特別講義Ⅱ」「専門職連携演習」を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般及び総合病院・脳神経外科専門病院・発達障害児専門病院・大学院博士前期課程進学などである。

### **③内部障害理学療法志向モデル**

「福祉機器適用論」「公衆衛生学」「理学療法特別講義Ⅰ」「理学療法特別講義Ⅱ」を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般及び総合病院・高齢者医療施設・内科専門病院・大学院博士前期課程進学などである。

## **【リハビリテーション学科 作業療法学専攻 履修モデル】**

### **①精神障害分野志向モデル**

「公衆衛生学」「ヘルスプロモーション論」「作業療法特別講義Ⅰ」「専門職連携演習」を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、総合病院精神科・精神病院・精神科デイケア・精神保健センター職員、大学院博士前期課程進学等などである。

### **②発達障害分野志向モデル**

「心身障害児療育論」「公衆衛生学」「作業療法特別講義Ⅰ」「作業療法特別講義Ⅱ」「専門職連携演習」を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、障害児施設・療育センター・養護学校・児童相談所職員、大学院博士前期課程進学等などである。

### **③身障・老年期障害分野志向モデル**

「心身障害児療育論」「ヘルスプロモーション論」「作業療法特別講義Ⅱ」「専門職連携演習」を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般及び総合病院・高齢者施設・介護保険関連事業所職員、大学院博士前期課程進学等などである。

## **【リハビリテーション学科 言語聴覚療法学専攻 履修モデル】**

### **①小児言語障害分野志向モデル**

「学習心理学」「保健医療福祉論」「生命倫理」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、障害児施設・療育センター、養護学校、児童相談所職員、大学院博士前期課程進学等などである。

### **②成人言語障害分野志向モデル**

「認知心理学」「老年医学」「高次脳機能障害学」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般及び総合病院・医院のリハビリテーション科・整形外科・

脳外科、老人保健施設職員、大学院博士前期課程進学等などである。

### ③聴覚障害分野志向モデル

「認知心理学」「生活環境科学」「高次脳機能障害学」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般及び総合病院・医院の耳鼻咽喉科、難聴幼児通園施設、補聴器関連企業職員、大学院博士前期課程進学等などである。

## 【リハビリテーション支援学科 義肢装具学専攻 履修モデル】

### ①一般義肢装具作製分野志向モデル

「保健医療福祉論」「義肢IV」「義肢V」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、義肢装具製作所、病院内義肢センター職員、大学院博士前期課程進学等などである。

### ②小児用義肢装具作製分野志向モデル

「人間発達学」「認知行動科学」「装具IV」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、障害児施設内義肢センター、児童相談所職員、大学院博士前期課程進学等などである。

### ③生活環境整備分野志向モデル

「社会参加と高齢者の福祉」「装具VII」「専門職連携演習」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般企業及び高齢者施設・介護保険関連事業所職員、大学院博士前期課程進学等などである。

## 【リハビリテーション支援学科 リハビリテーション工学専攻 履修モデル】

### ①リハビリテーション支援志向モデル

「公衆衛生学」「社会参加と高齢者の福祉」「認知行動科学」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、障害者支援施設・高齢者施設・就労支援施設・一般及び総合病院、大学院博士前期課程進学等などである。

### ②設計技術志向モデル

「地域リハビリテーション論」「多変量解析」「国際リハビリテーション」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、電気系企業、機械系企業、設計系企業、デザイン系企業、大学院博士前期課程進学等などである。

### ③生産技術志向モデル

「作業管理学」「社会生活環境学」「国際リハビリテーション」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般企業（生産管理部門）、製造業、大学院博士前期課程進学等などである。

- 【別紙資料5】「理学療法学専攻 教育課程及び履修モデル」参照
- 【別紙資料6】「作業療法学専攻 教育課程及び履修モデル」参照
- 【別紙資料7】「言語聴覚療法学専攻 教育課程及び履修モデル」参照
- 【別紙資料8】「義肢装具学専攻 教育課程及び履修モデル」参照
- 【別紙資料9】「リハビリテーション工学専攻 教育課程及び履修モデル」参照
- 【別紙資料10】「理学療法学専攻 教育課程と指定規則との対比表」参照
- 【別紙資料11】「作業療法学専攻 教育課程と指定規則との対比表」参照
- 【別紙資料12】「言語聴覚療法学専攻 教育課程と指定規則との対比表」参照
- 【別紙資料13】「義肢装具学専攻 教育課程と指定規則との対比表」参照

## 7. 施設、設備等の整備計画

### (1) 校地・運動場の整備計画

本大学は、広島県内に3キャンパスを有しております、広島県東広島市に「東広島キャンパス」、呉市に「呉キャンパス」、広島市に「広島キャンパス」を置いています。

校地面積については、東広島キャンパス 338,372.98 m<sup>2</sup>、呉キャンパス 84,419.25 m<sup>2</sup>、広島キャンパス 2,192.80 m<sup>2</sup>であり、本大学全体では 424,985.03 m<sup>2</sup>(その他面積含む)となり大学設置基準を大きく上回っています。運動場及び体育施設について、東広島キャンパスは、運動用地が 173,172.11 m<sup>2</sup>有り、多目的グラウンド、陸上競技場、野球場、サッカー場1面、ラグビー場1面、テニスコート4面、体育館、第1練習場(柔道場)、第2練習場(剣道場)、弓道場を整備している。また呉キャンパスは運動用地が 21,875.55 m<sup>2</sup>有り、総合グラウンド(サッカー場、野球場)、テニスコート3面、フットサルコート1面、体育館(1階はアリーナ、2階は第1練習場[トレーニングルーム]、第2練習場[剣道場、卓球場])、第3練習場(柔道場)、第4練習場(空手道場)を整備している。

また、学生の休息場所として、東広島キャンパスは1号館1階食堂、2号館1階食堂・2階コミュニティールームが有り、呉キャンパスには2号館1階談話室、4号館1階談話室、6号館6階コミュニティールームが有り、広島キャンパスには1階コミュニティールーム、14階コミュニティーホール、15階食堂を整備している。

### (2) 校舎等施設の整備計画

校舎面積については、東広島キャンパス 53,637.32 m<sup>2</sup>、呉キャンパス 56,721.93 m<sup>2</sup>、広島キャンパス 6,311.36 m<sup>2</sup>であり、本大学全体では 116,670.61 m<sup>2</sup>となり大学設置基準を大きく上回っています。

今般設置する「総合リハビリテーション学部」は、東広島キャンパスに置き、既設学科の施設・設備等をそのまま利用する。なお、新たに設置する言語聴覚療法学専攻、義肢装具学専攻、リハビリテーション工学専攻が使用する施設・設備については、既設学科で使用していた実習室・実験室と、新たに3号館1・7・8階に整備する実習室を中心として施設設備を整備する。

本学部専用の施設として、実習室、実験室、ゼミ室、専任教員の研究室を置き、保健医療学部または他学部・他学科との共用施設として、講義室、情報処理演習室、資料作成室、印刷室、図書館等を設ける。

実習室、実験室は、それぞれの教育・研究に必要な施設・設備を整備し、総合リハビリテーションを体系的に学修できる環境を整える。いずれの部屋も学部専用として設置する。また、総合リハビリテーションを担う高度専門職業人を養成するた

め、本学部の特色のある施設として、「動作解析実習室」があり、VICON・床反力計など、最新鋭の3次元動作解析システムを設置している。

ゼミ室、専任教員の研究室は、隣接して設置し、教員と学生とのコミュニケーションが図れるよう整備している。学生と教員との関係が密接となり、自主学習や卒業研究に対する教員のアドバイスが容易となり、チュートリアルから卒業研究（1年次から4年次）までの学生が配属になったゼミ室として使用するほか、オフィスアワーや個別指導の場としても利用される。

運動場、体育館のスポーツ施設等は、東広島キャンパスに整備しており、全学共用施設としてスポーツ系の実習やクラブ活動等において利用できる。

さらに、1号館には、保健医療学部診療放射線学科、臨床工学科（医療技術学科に改組予定）医療福祉学部医療福祉学科が使用する施設・設備があり、放射線学関連、臨床工学関連の各施設設備を利用することが可能で、主に教員の研究を中心に、医療分野において横断的・学際的な研究活動ができる環境にある。診療放射線学関連では「超音波実習室」、臨床工学関連では「人体生理学実習室」「人体構造学実習室」に最新の医用機器を整備しており、リハビリテーションを多角的に評価・分析するための設備として活用することができる。

### 【理学療法学専攻】

理学療法学専攻は、既設学科で使用していた実習室・実験室を3号館9階へ移設し、実習室を中心に教育研究を行う。

各種実習・演習にあたっては、「機能診断学実習室」「物理療法実習室」「運動療法実習室」「運動学実習室」「基礎医学実験室1」「基礎医学実験室2」「基礎医学実験室3」「地域ケア実習室（ADLコーナー）」、3号館10階にある「動作解析実習室」を中心施設とする。各室とも指定規則に従い、学生数に対応した機器・備品を配備している。

### 【作業療法学専攻】

作業療法学専攻は、既設学科で使用していた実習室・実験室を使用し教育研究を行う。

各種実習・演習にあたっては、3号館1階にある「木工金工・職業前機能評価実習室」、2号館前にある「陶芸実習室」、3号館10階にある「織物手工芸絵画実習室」「レクレーション実習室」「生体基礎実習室」「装具加工実習室」「動態解析実習室」を中心施設とする。各室とも指定規則に従い、学生数に対応した機器・備品を配備している。

### 【言語聴覚療法学専攻】

言語聴覚療法学専攻は、既設学科で使用していた実習室・実験室と、新たに3号館7階に整備する実習室を中心に教育研究を行う。

各種実習・演習にあたっては、「音声系実習室」「認知系実習室」「発達系実習室」「聴覚系実習室」「嚥下系実習室」「基礎実習室」を中心施設とする。「発達系実習室」の中には、聴覚障害を有する児童の行動様式等を観察する観察室を、「聴覚系実習室」には聴力の検査を行うことのできる防音室を設けるとともに、脳波計等の中枢神経障害のリハビリテーションに関する研究を深めることができる機器も整備する。その他、指定規則に従い、学生数に対応した機器・備品を配備する。

### **【義肢装具学専攻】**

義肢装具学専攻は、他学科で使用していた実習室・実験室と、新たに3号館1階に整備する実習室等を中心に教育研究を行う。

各種実習・演習にあたっては「機械実習室」「製作実習室」「適合実習室」「修正実習室」「縫製実習室」「成形実習室」を中心施設とする。機械室では最新のカービングマシンやドラムサンダー等、ものづくりの意欲を高め、実践教育を可能とする備品を整備する。その他、指定規則に従い、学生数に対応した機器・備品を配備する。

### **【リハビリテーション工学専攻】**

リハビリテーション工学専攻は、他学科で使用していた実習室・実験室と、新たに3号館8階に整備する実習室等を中心に教育研究を行う。

各種実習・演習にあたっては「図学・製図学実習室」「バイオメカニクス実習室」「生体計測装置学実習室」「医用電子工学実習室」「多目的実習室」「機械実習室」を中心施設とする。義肢装具学専攻と共同使用する「機械実習室」には最新の普通旋盤等を整備するとともに、「図学・製図学実習室」では、学生1人ひとりに製図台が使用できる環境を整備する等、ものづくりの意欲を高め、現場で活躍できる人材の効果的な育成を可能とする備品を整備する。その他、学生数に対応した機器・備品を配備する。

**【別紙資料14】「理学療法学専攻 演習・実習の概要」参照**

**【別紙資料15】「作業療法学専攻 演習・実習の概要」参照**

**【別紙資料16】「言語聴覚療法学専攻 演習・実習の概要」参照**

**【別紙資料17】「義肢装具学専攻 演習・実習の概要」参照**

**【別紙資料18】「リハビリテーション工学専攻 演習・実習の概要」参照**

### (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

#### ① 図書の整備

既設の理学療法学専攻、作業療法学専攻については、約 1,800 冊程度の専門図書を有し、Medical physics、Physical therapy、American Physical Therapy Association、理学療法 = Journal of physical therapy、理学療法ジャーナル、Family therapy、作業療法ジャーナル、作業療法 = The Journal of Japanese Occupational Therapy Association など、理学療法学・作業療法学に関連する主要な国内外雑誌を揃えている。

また、新設の言語聴覚療法学・義肢装具学・リハビリテーション工学の 3 専攻については、全体で専門図書 1,000 冊程度の書籍を有している。関連分野の医学系図書は、約 39,000 冊、福祉学系図書は、約 10,000 冊、工学系図書は約 19,000 冊もの所蔵にのぼる。更に約 1,000 冊の図書を購入し、教育研究環境を整備する。

#### ② 施設の整備

本学部を設置する東広島キャンパスでは、1 号館と 3 号館に図書館を置き、保健医療学部、医療福祉学部、心理科学部、大学院の図書を所蔵している。2 館の延べ面積は 1,658.81 m<sup>2</sup>で、閲覧座席数 347 席、AV 視聴覚機器 11 台、学生用端末機 26 台を設置し、館内では有線 LAN、無線 LAN が使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 24 台用意している。

図書の貸出・返却には、図書自動貸出返却装置をそれぞれの図書館に設置し、貸出・返却の手続きが迅速にできるとともに、図書館利用管理システム「マイライブラリ」を導入し、ネット上から図書の貸し出し延長ができるなど、充実した教育・研究が実施できるよう整備している。

また、電子ジャーナル、データベースに契約し、大学内（東広島キャンパス・呉キャンパス・広島キャンパス）からのアクセスを可能としている。

#### ③ 他の大学図書館等との協力体制

本大学は、東広島キャンパスの 2 館、呉キャンパス、広島キャンパスの計 4 カ所に図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。

また、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学と図書館総合情報管理システムで一元管理されていることから、同じ OPAC（所蔵検索システム）上で、113 万冊強の蔵書検索が瞬時にできるうえ、学園内の図書館の図書資料であれば、無料で 4,5 日内に入手できる体制となっている。

さらに、本学図書館では、国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS-ILL）および ILL 文献複写等料金相殺サービスに加盟し、全国の大学図書館、各研究機関などとの相互協力をを行い、迅速な資料提供の体制を整えている。

## 8. 入学者選抜の概要

### (1) 受け入れる学生像（アドミッションポリシー）

少子化等による“大学全入時代”を迎えた今日、本大学は、入学から卒業までの間に、いかにして学生が持っている潜在能力を引き出して社会において認められる人材に伸長させていくかに着目し、教育を展開している。

今般設置する「総合リハビリテーション学部」においても、当然ながら基礎的知識・学力を選考の材料とするが、一般入学試験を除く選抜にあたっては、出身高等学校の調査書や面接による人物像の見極めも重要視する。その際、「人の痛み、苦しみを理解し、思いやりを持って人に接することのできる者」「リハビリテーション分野についての研究心及びチーム医療、医工連携の一員としての自覚と協調性を持つ者」で、リハビリテーション医療・福祉の幅広い分野において活躍する人材を受け入れていく。

### (2) 入学者選抜の実施計画

『大学入学者選抜実施要項』において、大学入学者の選抜は、大学教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとされている。入学者選抜の実施にあたっては、この趣旨に沿って、次のとおり実施する。

- ① 入学者選抜の多様化を図るために次の選抜方法を取り入れ、社会的ニーズに配慮するとともに、本大学の特性に最も適した方式として計画する。
  - ・アドミッション・オフィス入試
  - ・推薦入学選考
  - ・一般入学試験
  - ・センター試験利用入試
  - ・社会人入学選考
  - ・外国人留学生入学選考
  - ・帰国生徒入学選考
- ② 高等学校の教育を乱さないよう配慮する。
- ③ 合格者の判定にあたっては、上記①のとおり複数の選抜方法により評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

### (3) 入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿い、次のとおり入学者を選抜する。

## **① アドミッション・オフィス入試**

基礎学力確認および出身高等学校の調査書から学力を確認するとともに、面接により志望動機、入学意欲など目的意識等を重視する。また、課題作成から人物的な特性を多面的に評価し、総合的に合格判定を行う。

## **② 推薦入学選考**

出身高等学校の調査書、推薦書や基礎素養検査などにより、本大学に入学するに相応しい基礎的能力を有するかを判定し、入学定員の 30%に相当する入学者を選抜する。

## **③ 一般入学試験**

複数の受験機会を設け、学力試験結果で合格判定を行う。学力試験の出題教科・科目については、本大学と該当学部の特色、特性を十分に考慮して決定する。

## **④ センター試験利用入試**

センター試験の結果をもとに合格判定を行う。出題教科・科目については、該当学部の特色、特性を十分に考慮して決定する。

## **⑤ 社会人入学選考**

社会人としての経験を有する者に対しては、書類審査および面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

## **⑥ 外国人留学生入学選考**

外国人留学生に対しては、書類審査および面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

## **⑦ 帰国生徒入学選考**

日本国籍を有し外国で学んだ者に対して、書類審査および面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

## **(4) 受験生確保の方策**

本大学は、入学者の選抜方法に対する社会的な要望等を考慮して入学定員の 30% 枠内で推薦入学選考を実施してきたことをはじめ、受験機会の複数化を図ることなど安定した受験生確保のための方策をとっている。

今般設置する「総合リハビリテーション学部」についても、既設学部・学科との学内併願受験など、近接する領域に複数の学部・学科を併設しているというスケールメリットを最大限に活かす方策を練るとともに、本学科に最も相応しい選抜方法の実施

方策についてさらに検討を重ねることによって、受験生確保の見通しは十分に成り立つものである。

#### (5) リハビリテーション医療・福祉関連の学部等志願者動向

近年、急速に進展している少子高齢化に伴い、リハビリテーション医療・福祉に対する必要性は高まっている。この社会的ニーズを反映し、リハビリテーション医療・福祉関連の学科の入試状況を見ると、その多くが高い競争率を保って推移している。

また、医療、リハビリテーション技術は今後ますます高度化・複雑化が進むことが予想されており、今後も大学におけるリハビリテーション医療・福祉関連の学科は、志願者が安定して集まる領域であると言える。

#### (6) 周辺大学におけるリハビリテーション医療・福祉関連の学部・学科設置状況

中国・四国地区においては、理学療法士を養成する大学は6大学、作業療法士を養成する大学は5大学、言語聴覚士を養成する大学は2大学のみである。また、義肢装具士を養成する大学は西日本には1校もなく、リハビリテーション医療・福祉関連の学部・学科の設置状況は、まだ十分であるとは言い難い。

今般設置する「総合リハビリテーション学部」は、当然のことながら中国地区および近隣にあるリハビリテーション医療・福祉関連の学部・学科との競合を考えられるが、受験生確保にあたっては、本学部の設置の趣旨や教育課程の特色を学生募集広報活動において明確に伝えていくこととしている。

## 9. 資格取得

本学部において、「所定の授業科目を修得することで取得できる資格」は下表のとおりである。

理学療法学専攻	理学療法士国家試験受験資格
作業療法学専攻	作業療法士国家試験受験資格
言語聴覚療法学専攻	言語聴覚士国家試験受験資格 <平成24年5月 養成学校指定申請予定>
義肢装具学専攻	義肢装具士国家試験受験資格 <平成24年5月 養成学校指定申請予定>
リハビリテーション工学専攻	福祉住環境コーディネーター <民間資格> 第2種ME技術者 <民間資格>

なお、理学療法学専攻及び作業療法学専攻については、既に養成学校として、指定申請により認可を受けており、必要な変更手続きを行い継続していく。

言語聴覚療法学専攻及び義肢装具学専攻については、今般新たに設置することから、平成24年5月に養成学校として指定申請の手続きを行い、8月末に指定書交付を受ける予定である。

## 10. 実習の具体的計画

今般設置する「リハビリテーション学科」及び「リハビリーション支援学科 義肢装具学専攻」では、次のとおり臨床実習を行う。

### (1) 実習先の確保の状況

必要な実習施設として、広島県内を中心に中国・四国地区をはじめとする西日本エリアの施設からの承諾を受け、学生に臨床実習させるために必要な施設数を担保している。既設学科でのこれまでの実習施設との連携関係を生かし、各専攻においても今後学生の希望する地域や専門病院等があれば適宜増やしていく予定である。

#### ■ 実習施設の確保の状況

	入学定員	収容定員	実習施設承諾数 (受け入れ可能人数)
理学療法学専攻	60人	240人	236施設(257人)
作業療法学専攻	40人	160人	113施設(116人)
言語聴覚療法学専攻	30人	120人	56施設(72人)
義肢装具学専攻	30人	120人	25施設(41人)

※ 理学療法・作業療法学専攻については、平成22、23年度新規追加施設が51件あるが、承諾書に受入人数が記載されていないため含めていない。

### (2) 実習先との契約内容

臨床実習施設への受け入れの申し入れ及び契約内容について、理学療法学専攻・作業療法学専攻・言語聴覚療法学専攻・義肢装具学専攻とともに、同じ手順で行うこととする。

臨床実習にあたって、既設学科において「臨床実習の手引」を作成し、内容については年度ごとに加筆、修正を行い改訂している。臨床実習に先立って学生に誓約書を記載させ、「対象者・クライアントの個人情報の保護に関する施設規則を遵守すること」「実習終了後においても実習で知り得た対象者の情報を決して漏洩しないこと」などを誓約させている。また、「インシデント・アクシデント報告書」を作成し、事故に至らないインシデントについても学生に報告を求めて将来の意識づけとする。

### **(3) 実習水準の確保の方策**

実習中に本大学教員による各臨床実習施設への訪問を行い、本学部の実習内容と配属させる学生の適性要素の確認を行う。また、臨床実習終了後に学生と個別に面談を行い、必要に応じて臨床実習施設へ訪問し、問題点を伝え、臨床実習施設側と学生側双方の実習水準が高められる体制になるよう調整を図る。学生の臨床実習先配属の適性については、「臨床実習指導者会議」において、受け入れ先の実習施設と相談のうえ判断する。

### **(4) 実習先との連携体制**

毎年1回各実習施設の実習指導者と本大学教員合同の「臨床実習指導者会議」を開催し、綿密な意見交換の後、適宜調整を図りながら学生の実習計画を立案する。

実際の臨床実習にあたっては、各実習科目の担当教員が各臨床実習施設を巡回し、実施状況の把握と各臨床実習施設との連絡調整にあたる。

本学部の設置に際して、既設学科で培ってきた経験と臨床実習施設との関係性を生かし、学内における組織や教員指導体制、臨床実習施設との連携体制などを継続していくとともに、今般新たに設置する専攻を含め、これまで以上の連携体制を整備する。

### **(5) 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）**

学生の臨床実習に際して、事前準備として、本大学において次のとおり体制を整えている。

学生の健康管理については、本大学で全学生対象に年1回実施している定期健康診断を受診させ、学生の健康状況を把握し、必要により個別の健康相談等を行っていく。また、学生教育研究災害障害保険および学生教育研究賠償責任保険へ入学と一緒に全員加入している。

その他、感染予防対策として、臨床実習前に腸内細菌検査、B型肝炎（S抗原、S抗体）、C型肝炎（抗体）検査、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体価検査、ツベルクリン反応検査（2段階法）を臨床実習へ行くまでに実施（大学費用にて負担）する。

また、実習施設においてノロウィルス感染やインフルエンザの流行などによる臨床実習の計画変更に対しては、実習施設との個別対応によって実習時期等を変更するよう配慮する。

### **(6) 事前・事後における指導計画**

臨床実習計画を立てる準備として、本大学臨床実習担当教員を招聘し、「臨床実習指導者会議」を開催し、前年度の実習時における反省・検証を行い、臨床実習計

画に関する意見交換及び当該年度の概要説明を行う。

学生に対しては、各臨床実習前に臨床実習担当教員と学生による「個別オリエンテーション」と、学生全員を対象とした「事前オリエンテーション」を実施する。

「事前オリエンテーション」では、臨床実習全般に係る注意事項の徹底指導、実習学生としての態度、挨拶などの諸注意を行う。

臨床実習終了後は、実習施設担当教員と学生との間で反省会を持ち、学生に対してフィードバックを行う。

#### (7) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

全専任教員（教授・准教授・講師・助教）を臨床実習施設への巡回指導担当として配置し、巡回指導担当者が学生の臨床実習時における進捗確認及び緊急対応など、臨床実習施設と大学との間を緊密にする役割を果たしている。

巡回指導については、実習施設と事前相談によって決定し、学生の臨床実習期間中に原則として1回の訪問指導を行う。また、学生の学修進捗状況によって、必要に応じ複数回の訪問を行っていく。

#### (8) 実習施設における指導者の配置計画

実習施設では、臨床実習指導経験を持つ指導者が学生指導に当たり、スーパーバイザーとケースバイザーに分けている施設もある。そのため、各臨床実習施設における指導者の配置計画は、それぞれの臨床実習施設の環境や体制に従い実施していくよう要請する。臨床実習指導者からは、学生への直接指導を通して、自立した理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・義肢装具士として成長できるよう指導していただくこととなる。

#### (9) 成績評価体制及び単位認定方法

臨床実習指導者が実習期間における学生の臨床実習状況を評価し、評価点が算出される。

原則60点以上を合格とし、60点未満が不合格となる。最終的な判断は、学生の平素の学習態度、学内での成績を加味しながら、学科会議で決定する。

評価基準については、「臨床実習指導者会議」で協議し、評価ポイント、評価内容、評価項目等を定め、「実習の手引き」に記載する。

#### (10) 実習先が遠隔地などの場合の意義や巡回指導計画上などの配慮

広島県内の実習施設を中心に臨床実習を行う計画であるが、学生の出身地や将来進みたい専門領域に一致する実習施設等を考慮しながら、遠隔地での実習施設に配置することもある。

なお、実習施設が遠隔地であっても、広島県内での臨床実習と同様に巡回指導は原則として1回以上行い、立地に関わらず臨床実習状況に応じて訪問回数を増やすなど、万全の体制で指導していく。

【別紙資料19】「理学療法学専攻 臨床実習施設一覧」参照

【別紙資料20】「作業療法学専攻 臨床実習施設一覧」参照

【別紙資料21】「言語聴覚療法学専攻 臨床実習施設一覧」参照

【別紙資料22】「義肢装具学専攻 臨床実習施設一覧」参照

【別紙資料23】「理学療法学専攻 実習施設の使用承諾書（写）」参照

【別紙資料24】「作業療法学専攻 実習施設の使用承諾書（写）」参照

【別紙資料25】「言語聴覚療法学専攻 実習施設の使用承諾書（写）」参照

【別紙資料26】「義肢装具学専攻 実習施設の使用承諾書（写）」参照

【別紙資料27】「理学療法学専攻 臨床実習計画」参照

【別紙資料28】「作業療法学専攻 臨床実習計画」参照

【別紙資料29】「言語聴覚療法学専攻 臨床実習計画」参照

【別紙資料30】「義肢装具学専攻 臨床実習計画」参照

## 1 1. 企業実習や海外実習など学外実習の具体的計画

リハビリテーション支援学科では、海外実習を行う授業科目として、「国際リハビリテーション」（選択科目・2 単位）を専門科目に配当する。

本授業科目は、海外の大学を訪れ、現地の施設の見学などを通じて、実習国のリハビリテーション工学の実情を理解させるとともに、現地の人々との交流を図りながら、国際感覚を身に付けさせることを目的とする。

具体的な実施計画は、次のとおりである。

### (1) 実習先の確保の状況

①対象学生	リハビリテーション支援学科リハビリテーション工学専攻の学生を対象とする（義肢装具学専攻の学生も参加可能）。
②実習施設名	コントラ・コスタ・カレッジ (Contra Costa College)
③所在地	アメリカ、カリフォルニア州サン・パウロ市
④海外実習の担当者	学科教員全員
⑤実施時期	3 年次春期休業期間（2 月または 3 月）に 1 週間程度
⑥受け入れ可能人数	30 人
⑦指導方法	渡航前の事前指導では、海外におけるリハビリテーション工学士が活躍する社会環境や業務内容について必要な知識を概説する。研修先では、実習先が行っている障害学生支援プログラムや大学キャンパスのバリアフリーデザインについて見学実習を行い、また隣接地であるバークレー市の障害者支援センター（エド・ロバーツ・キャンパス）の見学も行う。帰国後は、実習レポートを作成させ、報告会を行う。

### (2) 実習先との連携体制

これまでに、本学科に就任予定の教員が、実習先施設に 2 度訪問し、実習受け入れの内諾を得ている。

今後とも実習先との連携を密に行い、最大限教育効果を高めるよう努力する。

### (3) 成績評価体制及び単位認定方法

海外実習引率教員が学生の実習先での状況を評価し、帰国後の実習レポートとあわせて総合的に評価し、評価点を算出する。

原則 60 点以上を合格とし、60 点未満が不合格となる。

【別紙資料 31】「海外研修時の地震等事故への対応フローチャート」参照

## 12. 管理運営

### (1) 学部の組織体系と管理運営体制

本大学は現在、7学部（保健医療学部、医療福祉学部、医療経営学部、心理科学部、工学部、看護学部、薬学部）を設置している。その運営を掌る会議として、全学部に共通する重要事項を協議、審議する「広島国際大学学部長会議」、各学部の運営について審議する「広島国際大学保健医療学部教授会」「広島国際大学医療福祉学部教授会」「広島国際大学医療経営学部教授会」「広島国際大学心理科学部教授会」「広島国際大学工学部教授会」「広島国際大学看護学部教授会」「広島国際大学薬学部教授会」を設けている。

各会議における、協議事項、審議事項等は次のとおり。

### (2) 学部長会議

「広島国際大学学則」第7条に基づき、大学の管理運営に関する事項を審議するため、大学における全学組織として「学部長会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は、年12回（程度）開催している。

今般設置する「総合リハビリテーション学部」については、総合リハビリテーション学部の学部長が、当該会議の構成員に加わることとなる。

#### 〔構 成（学部長会議規定第2条）〕

会議は、つぎの者をもって構成する。

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 学部長
- ④ 学生支援センター長
- ⑤ 学長室長
- ⑥ 入試センター長
- ⑦ キャリアセンター長
- ⑧ 図書館長
- ⑨ 国際交流センター長
- ⑩ 専攻科長

#### 〔協議事項（学部長会議規定第3条）〕

学部長会議は、つぎの事項を協議する。

- ① 学生の入学及び卒業にかかる基本方針に関すること

- ② 帰国子女学生、外国人留学生及び特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること
- ③ 年間行事予定に関すること
- ④ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること
- ⑤ 教育研究上の重要な事項及び教育研究の振興に関すること
- ⑥ 学内規定の制定・改廃に関すること
- ⑦ 各学部間の連絡調整に関すること
- ⑧ 学長が諮問した事項に関すること
- ⑨ その他管理運営上の重要な事項に関すること

#### 〔審議事項（学部長会議規定第4条）〕

学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- ① 学則及び重要な教学にかかる規定に関すること
- ② 教育組織の新設及び改廃に関すること
- ③ 名誉教授の称号授与等に関すること
- ④ 教員の留学に関すること
- ⑤ 理事会に付議する案件（教員の任免を除く）に関すること
- ⑥ その他学長が諮問した事項に関すること

#### 〔報告事項（学部長会議規定第5条）〕

学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- ① 大学にかかる理事会決定事項に関すること
- ② 教授会及び各委員会で協議または審議した事項に関すること

### 【別紙資料32】「広島国際大学 学部長会議規定」参照

#### （3）教授会

「広島国際大学学則」第8条に基づき、各学部に関する重要な事項を審議する組織として各学部に「学部教授会」を設置している。本教授会は、学部ごとに当該学部長が定例で教授会を招集し議長となる。本教授会は、年12回（程度）開催している。

今般設置する「総合リハビリテーション学部」については、「広島国際大学総合リハビリテーション学部教授会」を新たに設置し、当該学部に関する事情について重要事項の審議を行う。

#### 〔構成（各学部教授会規定第2条）〕

教授会は、つぎの委員をもって構成する。

- ① 学部長
- ② 学部教授
- ③ 学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各 1 人の准教授を加えることができる

#### 〔協議事項〕

教授会は、学部の教育研究上のつぎの事項を協議する。

- ① 卒業の判定に関すること
- ② 単位の認定及び学業評価に関すること
- ③ 学生の留学に関すること
- ④ 学生の転学部・転学科に関すること
- ⑤ 学部内の教育・研究に関すること
- ⑥ 学部内の教学にかかる申合せ事項に関すること
- ⑦ 授業時間割の編成に関すること
- ⑧ 授業担当者の決定に関すること
- ⑨ 学長または学部長が諮問した事項に関すること
- ⑩ その他学部の重要な事項に関すること

#### 〔審議事項〕

教授会は、学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- ① 学則及び重要な教学にかかる規定に関すること
- ② 教育組織の新設及び改廃に関すること
- ③ 学生の入学に関すること
- ④ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生及び帰国学生の入学に関すること
- ⑤ 大学の年間行事予定及び授業計画その他の大学の教育方針に関すること
- ⑥ 名誉教授の称号授与等に関すること
- ⑦ 教員の留学に関すること
- ⑧ その他学長または学部長が諮問した事項に関すること

#### 〔報告事項〕

学部長は、教授会に学部長会議及び各委員会で協議または審議したつぎの事項を報告するものとする。

- ① 学部長会議で決定した学部に関すること
- ② 教員の人事に関すること
- ③ 入学試験の判定基準及び要綱に関すること
- ④ 学生の表彰及び懲戒に関すること

⑤ その他各委員会で審議した学部に関すること

**【別紙資料 33】「広島国際大学総合リハビリテーション学部教授会規定（案）」参照**

**（4）学部における教育・管理運営体制**

**① 学部長・学科長の選出及び掌理内容**

学部長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、学部内の業務を掌理するとともに、学部に所属する職員を指揮監督する長として、各学部に配する。学部長の任命は、教授のうちから学長の意見を聞き、理事長が行う。

学科長は、当該学部長の命を受けて、当該学科の教育研究及び管理運営に関する業務を処理する。学科長の任命は、教授のうちから当該学部長の意見を聴いて学長が申請し、理事長が行う。

**② 管理運営体制の整備**

今般設置する「総合リハビリテーション学部」においては、既設の学部学科と同様、学部長及び学科長の管理運営の下に、本学部学科の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本学部を設置するに当たって、教学面は「広島国際大学学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等にかかる運営面は「広島国際大学教員選考基準」等に準拠しながら運営していく。予算については、当該学部の予算において教員数及び当該学部在籍学生数に応じた必要経費を計上する。

**【別紙資料 34】「広島国際大学 学位規定（案）」参照**

**【別紙資料 35】「広島国際大学 教員選考基準」参照**

**（5）事務体制**

今般設置する「総合リハビリテーション学部」は、大学本部を置く東広島キャンパスにおいて教育・研究を行うことから、事務については、広島国際大学学長室・学生支援センター・入試センター・キャリアセンター・国際交流センター・図書館・情報センターと学部事務室が連携して対応する。

## 13. 自己点検・評価

本大学では、教育・研究の高度化・活性化と質的向上を図るため、平成10年の開学後直ちに、大学審議会の答申に沿って自己点検・評価への取り組みを開始した。平成14年度及び平成15年度には「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）が中心となって「広島国際大学自己点検・評価報告書」を作成した。続いて、平成17年度及び平成18年度に「広島国際大学自己評価報告書」を作成した。さらに平成19年度から平成20年度において実施した自己点検を基に作成した「広島国際大学自己評価報告書」については、財團法人日本高等教育評価機構による平成20年度大学機関別認証評価により大学評価基準を満たしていると認定された。

今後も本大学の教育と研究の水準を維持し、さらなる質的向上のため、点検評価を行い、その結果を報告書で公表する。

### （1）実施体制

本大学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長を委員長とし、副学長、学部長、大学院研究科長等27名で構成している。「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育研究組織」「教育課程」「学生」「教員」「職員」「管理運営」「財務」「教育研究環境」「社会連携」「社会的責務」の評価基準に基づき、自己点検・評価に取り組んでいる。さらに、より高度な教育・研究を目指した自己評価を実施していくために、本委員会の意思を反映し、実務中心に作業を進める小委員会として「企画調整ワーキンググループ」を平成17年度から結成している。また、平成18年度からは、本ワーキンググループ内に教育系・事務系の作業チームを導入し、これを企画調整部門が調整していく体制に進展させていた。平成19年度からは「自己点検・評価ワーキンググループ」と委員会名称を改め、自己点検・評価体制を再整備した。さらに本組織体制の効果的運営のため、平成19年度には日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検・評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程で課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。平成20年度には本ワーキンググループを中心に、自己評価報告書を作成し、認証評価を受審した。

今後は、平成20年度に受審した認証評価の結果を踏まえ、教育研究を一層向上させるための自己点検・評価体制を適宜見直しながら、さらに改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

## (2) 実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の基本的な理念である。

本大学では、保健・医療・福祉・環境を中心に、“人間”を対象とした学問領域を包含した学部・学科、研究科・専攻を設置しており、そのために「人間と人間をとりまく社会や環境との調和のとれた共生」を目指し、現代社会が直面する諸課題への対応策の構築・快適で上質な社会環境の実現と提供、さらには、国際平和と福祉の向上に貢献することのできる人間性豊かな人材の養成を目標としている。

これらの目標を実現していくために、本学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、

- ① 優れた感性、広い視野、高い倫理観と責任感を備えた人間性を培う。
- ② 創造力・計画力・調和性を備えた実践力を涵養して、与えられた課題を解決できる力を養っていく。さらに、自ら疑問点を見つけ、あるいは課題を設定して、それを解き進める、いわゆる自発的な学習の能力、意欲を身に付けさせる。
- ③ 国際舞台において、相互理解に必要となる多様な異文化や国際情勢に関する知識・実践的な語学能力・広い国際的視野を持って諸外国の人々と協働できる国際性を培う。

といった3点を主眼として教育を推進している。

## (3) 審議状況と今後の方針

「自己評価委員会」の小委員会「自己点検・評価ワーキンググループ」を中心として、平成20年度には「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育研究組織」「教育課程」「学生」「教員」「職員」「管理運営」「財務」「教育研究環境」「社会連携」「社会的責務」の評価基準に基づき、自己評価報告書を作成し認証評価を受審した。その結果を踏まえ、大学の教育・研究をさらに改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

認証評価結果の中で、教育支援のための「総合教育研究機構」、研究支援のための「研究開発推進機構」及び国際交流を促進し学生の外国語能力を高めるための「国際交流センター」を設置し、学部・学科を越える形での教育・研究支援体制について、高い評価を得ているため、今後もさらなる改善・改革を検討していく。

また、「学生支援センター」の設置、リメディアル教育の実施など、学生の学習・生活支援体制が確立しており、「学生意識・動向調査」「新入生アンケート」「在学生満足度アンケート」「卒業生満足度アンケート」などを通じて学生の意見を聴取することも高い評価を得ているため、今後もさらなる改善・改革を続けていく。

## (4) 外部評価・第三者評価の実施

学校教育法等の一部改正により、大学は文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関

による認証評価を平成16年度から、準備が整い次第定期的に受けることになっている。

平成20年度には、財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けた。また、心理科学研究科実践臨床心理学専攻における認証評価については、平成23年度に認証評価を受審し適合している旨、評価を得た。

今後も引き続き、全学的な「自己評価報告書」を定期的に作成し、外部評価・第三者評価とともに継続的に公表し、学内外において広く指導を仰いでいく予定である。

#### (5) 自己点検・評価結果の公表と結果の活用

本大学では、定期的に自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表するとともに、次回の評価までに重点改善項目を掲げることとしている。これらの改善項目については、「自己評価委員会」及び関連する部署が中心となって改善、見直しを加えるとともに、次回以降の点検・評価の対象とし、継続して注視・管理していくこととする。

「自己評価委員会」では、これまで教育課程の見直し、学生による授業評価の実施及びその結果の教員へのフィードバック等、いわばファカルティ・ディベロップメント（F D）活動（教員の資質の維持向上）に基軸を置いた運営を続けており、教育課程の再編成とそれに伴う教員組織の改組等、自己点検・評価結果について随時改善に向けた対応を図っている。

また、自己点検・評価の結果を踏まえ、「自己評価委員会」においてF D活動の運営を続けてきたが、教員の更なる教育力向上が求められる状況から、F D推進のための専門機関として、平成16年度に「広島国際大学F D委員会」を設置した。また、平成17年度には教育活動の強化のために「総合教育研究機構」を、科学研究費補助金への申請の強化及び、外部資金獲得と産官学連携事業の拡充のために「研究開発推進機構」をそれぞれ発足させた。また、国際性を重要視し、積極的に国際化を進めるために、平成18年度に「国際交流センター」を設置した。平成20年度には大学改革を推進するために「広島国際大学改革委員会」を設置し、さらに平成23年度には、地域連携、社会連携の推進の必要性から「社学連携推進機構」を設置した。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

また、「自己評価委員会」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、実施体制と方法、評価対象項目、結果の活用等について定期的に見直すこととしており、実務中心に作業を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」において検討を重ねた結果、「自己評価委員会」において具現化していく体系的な組織体制によって、より良い自己点検・評価の実現を目指すための改善を銳意行っている。

## 1 4. 情報の公表

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育研究活動を行い、その結果を広く公開し情報提供していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。今後も以下のとおり社会に対して広く情報を提供していく。

### (1) 情報公開の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）において、次の2点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

- ① 学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公開、提供していく。
- ② 積極的な情報公開こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

### (2) 情報提供の方法

本大学における主な情報提供の方法は、次のとおりである。

#### [1] 「大学案内」の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、沿革、その他のトピックス等、学部・大学院に関する情報を詳細かつ体系的に公開している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」「入試問題集」等複数の刊行物を発行し、入学試験概要、前年度入学試験結果、進学相談会開催日程、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を逐次提供している。

#### [2] ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設している。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及び大学院学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学試験制度の紹介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、

キャンパス・トピックスや併設大学との連携事業等を紹介している。

また、時代のニーズに応えるため、平成17年6月には携帯電話からも閲覧可能な携帯版「広島国際大学ホームページ」を開設した。これにより、今や情報収集に欠かせないツールである携帯電話を介したリアルタイムの情報提供が可能となった。

平成18年5月には、ホームページをより高度な情報発信が可能となるようリニューアルし、ヤフー、グーグル等検索エンジンでの上位表示を目指すSEO(検索エンジン最適化)対策を図るとともに、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備した。

さらに平成24年4月には、多くの受験生が大学のホームページを情報源として捉えている現状を踏まえ、全面リニューアルを行った。情報が希薄であった部分を充実させ、ユーザビリティを重視したデザイン設計を施すことで、以前にも増して使い勝手のよいホームページとした。また、CMS (Contents Management System) を全ページに導入することで、タイムリーな情報発信を可能とした。

主な情報の掲載内容とアドレス等については、以下のとおりである。

①大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/purpose.html>

(ホーム>大学紹介>大学の目的)

② 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/organization.html>

(ホーム>大学紹介>組織図)

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関するこ

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html#d08>

(ホーム>大学紹介>大学基礎データ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/resercher/>

(ホーム>研究者要覧)

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するこ

[http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission\\_p.html](http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html)

(ホーム>大学紹介>アドミッションポリシー)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>大学基礎データ)

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ

<http://syllabus-pub.jp/hirokoku-u/>

(ホーム>在学生の方>シラバスの利用>電子シラバスのページ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/study.html>

(ホーム>在学生の方>時間割・履修情報)

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/regulation/#place-07>

(ホーム>大学紹介>広島国際大学学則)

[http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/gra\\_regulation/ #place-05](http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/gra_regulation/ #place-05)

(ホーム>大学紹介>広島国際大学大学院学則)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/completion.html>

(ホーム>大学紹介>各学部履修規定)

- ⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ

[http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/campus\\_map/](http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/campus_map/)

(ホーム>大学紹介>キャンパスマップ)

- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関するこ

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/espenses/payment.html>

(ホーム>在学生の方>学費納入金額)

- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ

と

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/>

(ホーム>在学生の方>学業)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/>

(ホーム>就職・キャリア支援)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/clinic/>

(ホーム>在学生の方>心と体)

- ⑩ その他（学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果）

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/regulation/>

(ホーム>大学紹介>広島国際大学学則)

[http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/gra\\_regulation/](http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/gra_regulation/)

(ホーム>大学紹介>広島国際大学大学院学則)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/rule/>

(ホーム>大学紹介>規定内)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/document.html>

(ホーム>大学紹介>文部科学省への設置認可・届出書類)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/jihee.html>

(ホーム>大学紹介>自己評価報告書)

また、本大学では、産官学の連携・協力によって、より豊かな社会が構築されていくものと考えている。このために全学的組織として平成15年度に「広島国際大学プロファイル委員会」を設置し、教員の業績や経歴に関する情報をホームページ上で外部に広く公開している。公開している項目は、教員の学位・専門分野・業績・経歴・社会貢献度・研究活動等の状況であり、その情報を基に産学連携・協力による複数の研究開発が既に進行している。平成18年4月からは、プロファイルシステムをリニューアルし、ユーザインターフェイスを向上させた。これらの公開情報は定期的に更新し、より強固な産官学の連携・協力を推進していく。

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公開している。

### [3] 学園案内・大学ガイド・英文要覧

本学を設置する常翔学園の、各設置学校について概要をまとめた冊子「学園案内」を作製し配布している。

また、本大学の建学の精神・教育の理念、大学の概要、地域貢献などの情報を要約して地域住民、研究機関、企業等に簡易に伝えるコミュニケーションツールとして、8頁の冊子「大学ガイド」を作製し配布している。

さらに、本冊子をもとに海外用に一部修正を行い、英語・中国語・韓国語に翻訳して、本大学国際交流センターへの来訪者や国際交流活動に係わる学外機関に配布することにより、国内だけでなく、海外にも本大学の情報について紹介している。

### [4] 研究者要覧の発行

産官学連携を密にするための情報ツールとして、平成18年度から「研究シーズ集」を作成している。平成19年度には「研究者要覧」に名称を改め、全教員についての専門分野と研究テーマを網羅した内容で、共同研究支援・研究開発成果の発信・技術相談・地域に根差した特色ある研究開発の促進を図るための情報冊子として役立てている。また、産学連携の一助となるよう「広島国際大学研究紹介」を作成し、「本大学の研究シーズ」と「地域産業界のニーズ」のマッチングを図り、本大学と地域が連携・交流し、協同して研究開発を推進することとしている。そのため官公庁・研究機関・他大学等に広く配布し、産官学連携の一層の強化を図っている。

さらに、平成22年度からは、「研究者要覧」をホームページにも掲載し、キーワード検索機能等を設け、学内はもとより外部に広く公開し、産学連携の一助とした。

### [5] 学生への成績評価情報の提供

学生に対する成績評価方法や成績評価内容について、毎年度発行しているシラ

バス及び平成17年度から導入した電子シラバスによって学生に周知している。また、学修体系や進路に合わせた履修モデルも提示し、学生が目指す進路の方向性や成績向上に資することのできる編集を進めていく。

#### [6] 広報誌の発行

本法人の広報誌である「F l o w」を、年4回（5、8、11、2月）発行している。同誌には、本法人の将来計画、理事会報告、財務状況、設置各大学教員の教育・研究活動の状況、入試状況、就職状況、その他教育・研究全般に亘る幅広い情報を分かりやすい内容で公表している。官公庁をはじめ、マスコミ各社、全国の主要大学等、広く関係各方面に送付している。また、5月発行分は在学生の父母等にも送付し、本大学の現状を公表しているほか、8月発行分は卒業生向けに編集し、本法人設置学校（前身校を含む）の全卒業生にも送付している。

一方、本大学では、主に学生に向けた学内情報誌として、「広国大キャンパス」を年4回発行している。これは、不特定多数を読者とする前述の「F l o w」とは異なる視点に立って編集したもので、教員の教育・研究活動に関する情報を学生向けの内容で構成し、提供しているほか、学生の課外活動をはじめとするキャンパスのトピックス等も紹介している。

なお、「F l o w」及び「広国大キャンパス」は、本大学ホームページ上でも自由に閲覧が可能である。

#### [7] セミナー、シンポジウム等の開催

本大学では、教員の多様な研究領域を活かして、日頃から地元東広島市、呉市、広島市のほか、広島県内の病院団体や職能団体と共に、セミナーやシンポジウム、講演会を開催している。また、本大学の教育や研究の成果を広く社会に公開・還元する取り組みとして、平成15年度より公開講座推進委員会を立ち上げ、全学的な公開講座の推進を図っており、平成16年度からは公開講座「広島国際大学 咲楽（さくら）塾」を各年度の前期と後期に分けて実施している。“学ぶ楽しさを大きく咲かす”をコンセプトに、日頃の研究成果を積極的に公表・提供する機会として、本大学の学部・学科や学際領域毎に年間通じて講演テーマを編成し、多様な分野・研究領域において最新のトピックスを題材にした講演会を開催することで、「地域に開かれた大学」「地域に貢献する大学」を目指している。また、平成22年度より「健康フェア」を開催している。今後も全学的にセミナー、シンポジウム等を定期的に実施することにより、社会に対しての情報発信に努めていく。

#### (3) 今後の計画

学校教育法の一部改正により、社会に対する説明責任を果たすとともに、大学教育の質を向上させる観点から、教育情報の積極的な公表を促進することになっている。

財務状況、入学・就職状況をはじめ、本大学の運営状況、教育・研究活動の現況、社会人入学等の生涯学習支援体制等について、本大学学生・教職員はもとより、広く社会に公開していくことを目標に、「自己評価委員会」を中心に具体的な検討を進めている。

とりわけ、研究活動の公表については、毎年、各教員の研究活動の状況調査を行い、これらの調査結果を研究活動・研究業績としてとりまとめ、年報やホームページ等によって、学部・学科単位で公開していく。

## 15. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

本大学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

### (1) FD委員会

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となつた組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）を実施してきたが、平成15年度にFD活動をより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成16年度には同委員会を「広島国際大学FD委員会」（以下「FD委員会」という）として再編成し、現在は同委員会を中心にして組織的な活動を進めている。

FD委員会では、次に掲げる取り組みや今後の実施提案を行っている。

- ①FD講演会の企画・実施
- ②FD研修会の企画・実施
- ③全教員間の相互理解を促進するためのFDニュースレターの発行
- ④学生による「受講生満足度調査」の実施、結果の分析
- ⑤授業改善の方策の検討

### (2) 教員対象の研修会実施

教育力向上のために、学外講師を招いて講演を聴講する「FD講演会」、学内教員による授業における工夫・取組みを発表し意見交換を行う「FD研修会」、教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施してきた。

各々の開催日程等については、つぎのとおりである。

- ①FD講演会
  - ・平成23年10月 演題「教育著作権」、講師：尾崎 史郎 氏（放送大学）
  - ・平成22年9月 演題「e ラーニング教材の開発と教育への有効性」、  
講師：穂屋下 茂 氏（佐賀大学）
  - ・平成22年2月 演題「大学教育の多様化時代における教育と運営の課題」、  
講師：濱名 篤 氏（関西国際大学）
  - ・平成20年11月 演題「カリキュラム改革と教員組織の見直し」、  
講師：村山 正博 氏（聖マリアンナ医科大学）
  - ・平成19年11月 演題「大学の教育力の向上と授業公開」、  
講師：谷本 美彦 氏（宮崎大学）

- ・平成 19 年 1 月 演題「わかりやすい授業」、講師：宇佐美 寛 氏（千葉大学）
- ②FD研修会
- ・平成 24 年 3 月 題目『自校史教育冊子』の活用
  - ・平成 24 年 2 月 題目「大学機関のスタンダード—進路指導の実際」
  - ・平成 23 年 1 月 題目「初年次教育」
  - ・平成 22 年 9 月 題目「Moodle のクイズ機能を用いる教材作成研修」
  - ・平成 21 年 6 月 題目「少人数教育～講義の工夫～」
  - ・平成 21 年 1 月 題目「e-learning の活用と授業」
  - ・平成 20 年 7 月 題目「国家資格取得にむけた教育の実際と工夫」
  - ・平成 20 年 1 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」
  - ・平成 19 年 7 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」
- ③授業公開

平成 19 年度から前期・後期の一定期間において実施している。

### （3）学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から全ての学部において、学生による授業評価を実施している。本アンケートは、無記名によるマークシート形式で回答させ、加えて自由記述欄を設けている。集計結果は各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員の資質を向上させ、積極的な創意工夫のうえに個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、受講生満足度調査の結果を教員にフィードバックする際に、全教員に対してアンケートの質問項目等に関する調査を行い、その結果を「FD委員会」において検討し、受講生満足度調査が教育内容や教授法の改善にとってより効果的なものとなるよう改良を重ねている。

### （4）新たな教育環境の整備

新たな教育環境の整備として、国家資格に直結した教育課程を編成する総合リハビリテーション学部の設置に伴い、学生が学外で臨床実習等を行う前に、学内に新たに設置された各種専用の実験・実習室および実習機器を利用して実践的な教育を行い、専門的な知識・技能を修得させることができる。

### （5）教員評価制度の導入

本大学が求める教員像を明確化しここに到達するため、教員の活動状況を定期的に点検・評価する「教員評価制度」を導入している。これにより、各教員は自己の活動の改善に努め、学部長は改善の必要がある教員に対し、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行っている。

## 16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本大学では、平成17年4月から、学生が主体的に自分自身のキャリアをデザインし、自律的に学び、自立して進路を開拓・決定していくための取り組みに重点を置く支援をはじめ、これまでの学生の就職活動支援を目的とした「就職課」から、学生の生涯を通したキャリア支援を目的とした「キャリアセンター」へと体制を整備し、学生のキャリア開発支援にさらに力を入れている。

### (1) 教育課程内の取組について

本大学では、共通教育科目において「キャリア開発演習Ⅰ（1単位必修、1年次後期）」、「キャリア開発演習Ⅱ（1単位選択、2年次又は3年次）」、「キャリア開発演習Ⅲ（1単位選択、2年次又は3年次）」の3科目を配置しており、学生の体系的なキャリア支援を行っている。

「キャリア開発演習Ⅰ」では、自己理解を深めることが他者理解につながることを体得し、人間関係における大学生活の基盤を作る。その上で、大学本来の目的である専門教育や研究への移行が有効になるよう自己肯定感を醸成する。具体的には、現在までの自分を振り返ることで自己分析を行い、自分を取り巻く人々の様々な個性を理解させる。他者を受け入れることを目的としたグループワーク等を通して協調性を培い、他人との関わりにおける苦手意識の払拭を目的とする。

「キャリア開発演習Ⅱ」では、主体的に自分自身がキャリアをデザインし、自己的責任において選択や決定ができる力を涵養する。視野を大学から社会へ向け、具体的な職業観や勤労観を醸成する。具体的には、上級学生や卒業生あるいは企業から講演者を招き、人生観や仕事の魅力、現場最前線の情報等の講話を聴講させる。また、実際に職業興味検査の受検や書物をテーマにしたグループワークを通して働き方について考察させる。

「キャリア開発演習Ⅲ」では、キャリアデザインにおいて、職業人生の第一歩である就職活動という現実問題への応用を目的とする。職業や社会情勢に関する知識や技能を修得させるとともに、社会人として必要とされる基礎知識の理解を深めさせる。具体的には、キャリアデザインの実現を目標とした就職活動や進学活動の支援を実技中心に展開する。また、職業生活での基礎となる情報収集能力やマナースキル等をロールプレイング等により修得させる。

なお、総合リハビリテーション学部においては、主に国家資格取得を目指す学科で構成しており、指定規則に則った体系的な教育課程を編成する必要がある。学生も将来の目指すべき目標として、それぞれの学科・専攻に入学していることから、キャリア開発に関する科目として特別に配置しないで、医療人・専門職業人としての知識・能力・技術の修得とともに、人間性・倫理観・社会性を持った人材を養成するよう共通教育科目・専門教育科目の講義・演習・臨床実習において、前述の要

素を包含した内容の教育・指導を行っている。

## (2) 教育課程外の取組について

本大学では、正課授業や課外活動を通じて得られる知識・技能および人間形成を基盤とし、学生の自主的な探究心と積極的な行動力、チャレンジ精神の涵養を目的としたS S P プログラム（Student - Society - Partnership、公募制）制度を実施している。具体的には、学生は、必ず地域社会の方々等とパートナーシップを組むことが条件で、学生自ら企画したプロジェクトを主体的に取り組み、成し遂げることで、主体性、コミュニケーション能力などの人間力や社会人基礎力の向上に努めている。さらには、学生や教職員の前で中間報告会や最終報告会も実施しているため、プレゼンテーション能力の向上にも繋がっている。

## (3) 適切な体制の整備について

### ①就職・進学に対する相談・助言体制

本大学キャリアセンターでは、センター長以下専任職員 8 人、嘱託職員 2 人の合計 10 人体制で就職・進学等の相談支援を行っている。東広島キャンパス 3 人、呉キャンパス 5 人（内嘱託職員 2 人）を基本とし、センター長は東広島キャンパスをメインに、呉キャンパス、広島キャンパスの相談支援、事務室長は東広島キャンパスをメインに、呉キャンパスの相談支援を行っている。職員間の情報交換・連携を重視し、学生に対する相談・助言体制の充実を図っている。

また、キャリア支援セミナー等にも計画参加し、相談・援助力の深化にも努めている。

### ②キャリア教育のための支援体制

本大学におけるキャリア支援の中心となる資格取得については、各学科で取得を目指す診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、薬剤師の国家資格取得に向け、正規の授業外で特別講座を開講するなど、積極的な学修支援を行っている。その結果、卒業実績のある各種国家資格の合格率は概ね全国平均を上回る好成績を残している。

また、ビジネス系の資格を中心とした資格講座も開講しており、平成 23 年度は 5 講座、平成 24 年度は 9 講座を開講し、今後も各キャンパスのニーズに応じて資格講座を開講する。

平成 20 年度からは、本大学が奨励する資格試験に合格した（TOEICにおいては、ある一定の点数に達した）場合、奨励金を支給する「資格・能力取得奨励金制度」を導入し、学生の資格取得に向けた環境整備を行っている。

今後もなお一層、キャリア支援体制の強化を図っていく。

以上

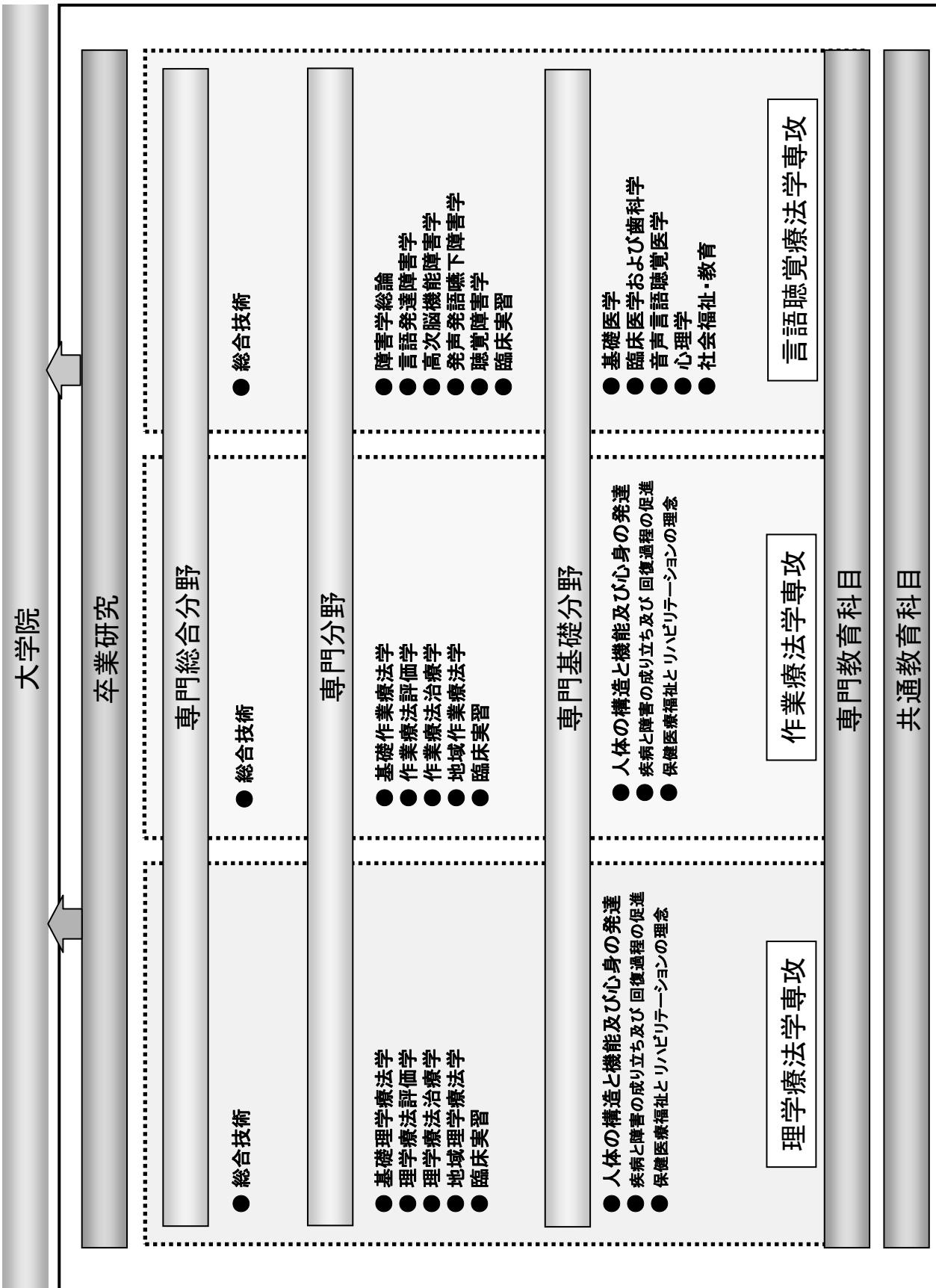
## 資料目次

- 【別紙資料1】 総合リハビリテーション学部教育体系図
- 【別紙資料2】 広島国際大学 就業規則
- 【別紙資料3】 任用規定
- 【別紙資料4】 特任教員規定
- 【別紙資料5】 理学療法学専攻 教育課程及び履修モデル
- 【別紙資料6】 作業療法学専攻 教育課程及び履修モデル
- 【別紙資料7】 言語聴覚療法学専攻 教育課程及び履修モデル
- 【別紙資料8】 義肢装具学専攻 教育課程及び履修モデル
- 【別紙資料9】 リハビリテーション工学専攻 教育課程及び履修モデル
- 【別紙資料10】 理学療法学専攻 教育課程と指定規則との対比表
- 【別紙資料11】 作業療法学専攻 教育課程と指定規則との対比表
- 【別紙資料12】 言語聴覚療法学専攻 教育課程と指定規則との対比表
- 【別紙資料13】 義肢装具学専攻 教育課程と指定規則との対比表
- 【別紙資料14】 理学療法学専攻 演習・実習の概要
- 【別紙資料15】 作業療法学専攻 演習・実習の概要
- 【別紙資料16】 言語聴覚療法学専攻 演習・実習の概要
- 【別紙資料17】 義肢装具学専攻 演習・実習の概要
- 【別紙資料18】 リハビリテーション工学専攻 演習・実習の概要
- 【別紙資料19】 理学療法学専攻 臨床実習施設一覧
- 【別紙資料20】 作業療法学専攻 臨床実習施設一覧

- 【別紙資料21】 言語聴覚療法学専攻 臨床実習施設一覧
- 【別紙資料22】 義肢装具学専攻 臨床実習施設一覧
- 【別紙資料23】 理学療法学専攻 実習施設の使用承諾書(写)
- 【別紙資料24】 作業療法学専攻 実習施設の使用承諾書(写)
- 【別紙資料25】 言語聴覚療法学専攻 実習施設の使用承諾書(写)
- 【別紙資料26】 義肢装具学専攻 実習施設の使用承諾書(写)
- 【別紙資料27】 理学療法学専攻 臨床実習計画
- 【別紙資料28】 作業療法学専攻 臨床実習計画
- 【別紙資料29】 言語聴覚療法学専攻 臨床実習計画
- 【別紙資料30】 義肢装具学専攻 臨床実習計画
- 【別紙資料31】 海外研修時の地震等事故への対応フローチャート
- 【別紙資料32】 広島国際大学 学部長会議規定
- 【別紙資料33】 広島国際大学 総合リハビリテーション学部教授会規定(案)
- 【別紙資料34】 広島国際大学 学位規定(案)
- 【別紙資料35】 広島国際大学 教員選考基準

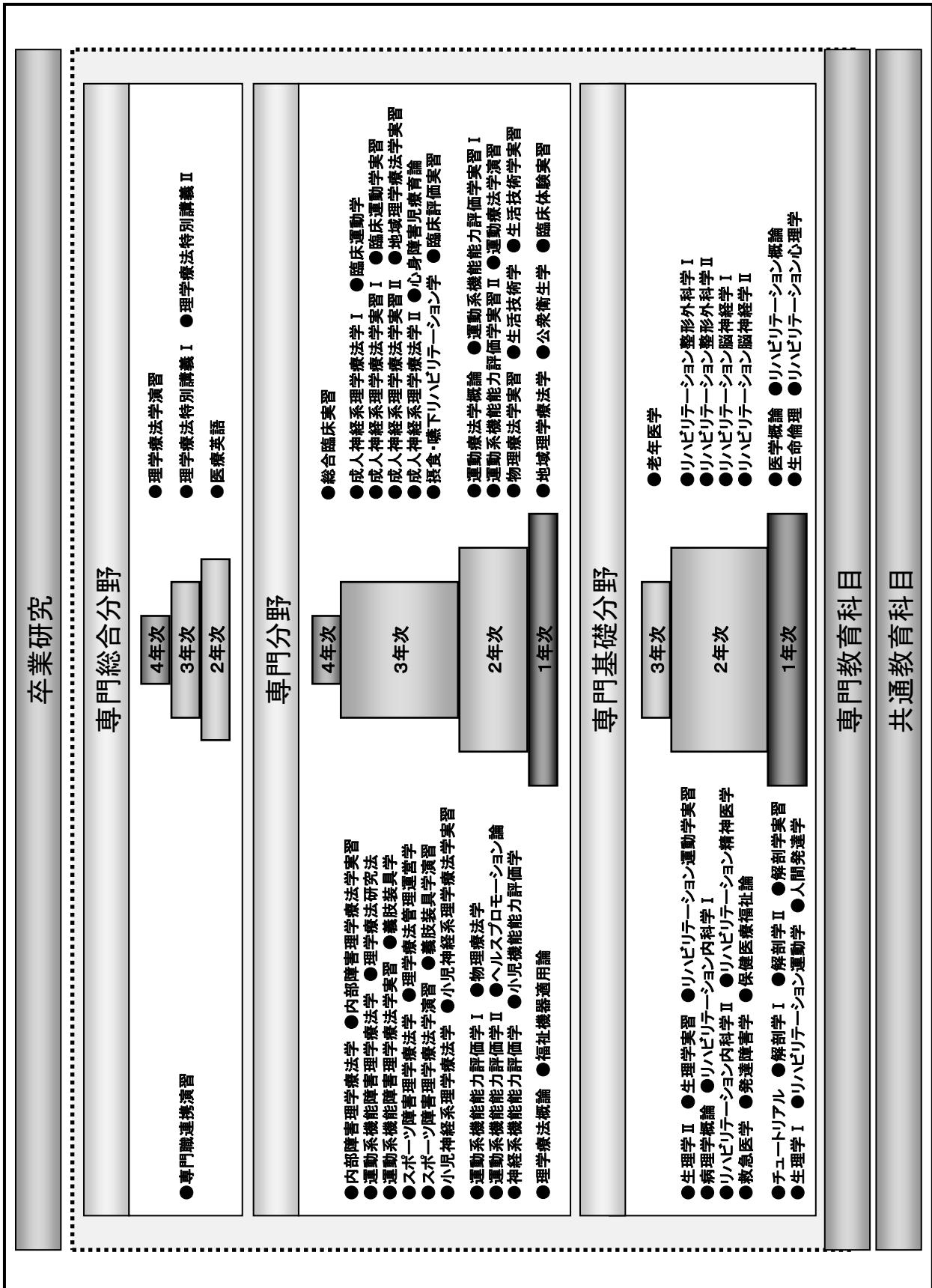
# 総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 教育体系図

## 【全体図】



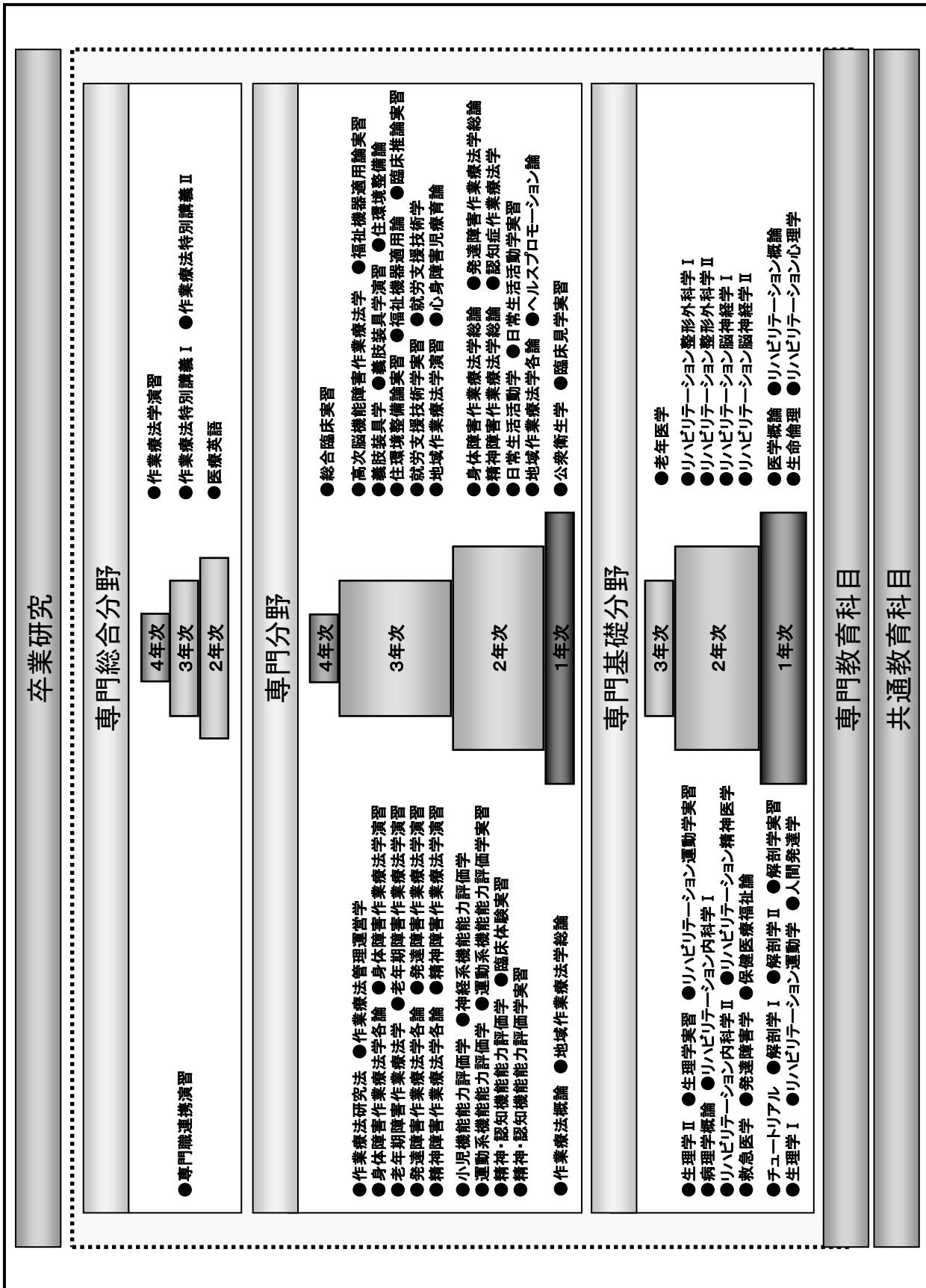
【別紙資料1】

# 総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 教育体系図 【理学療法学専攻】



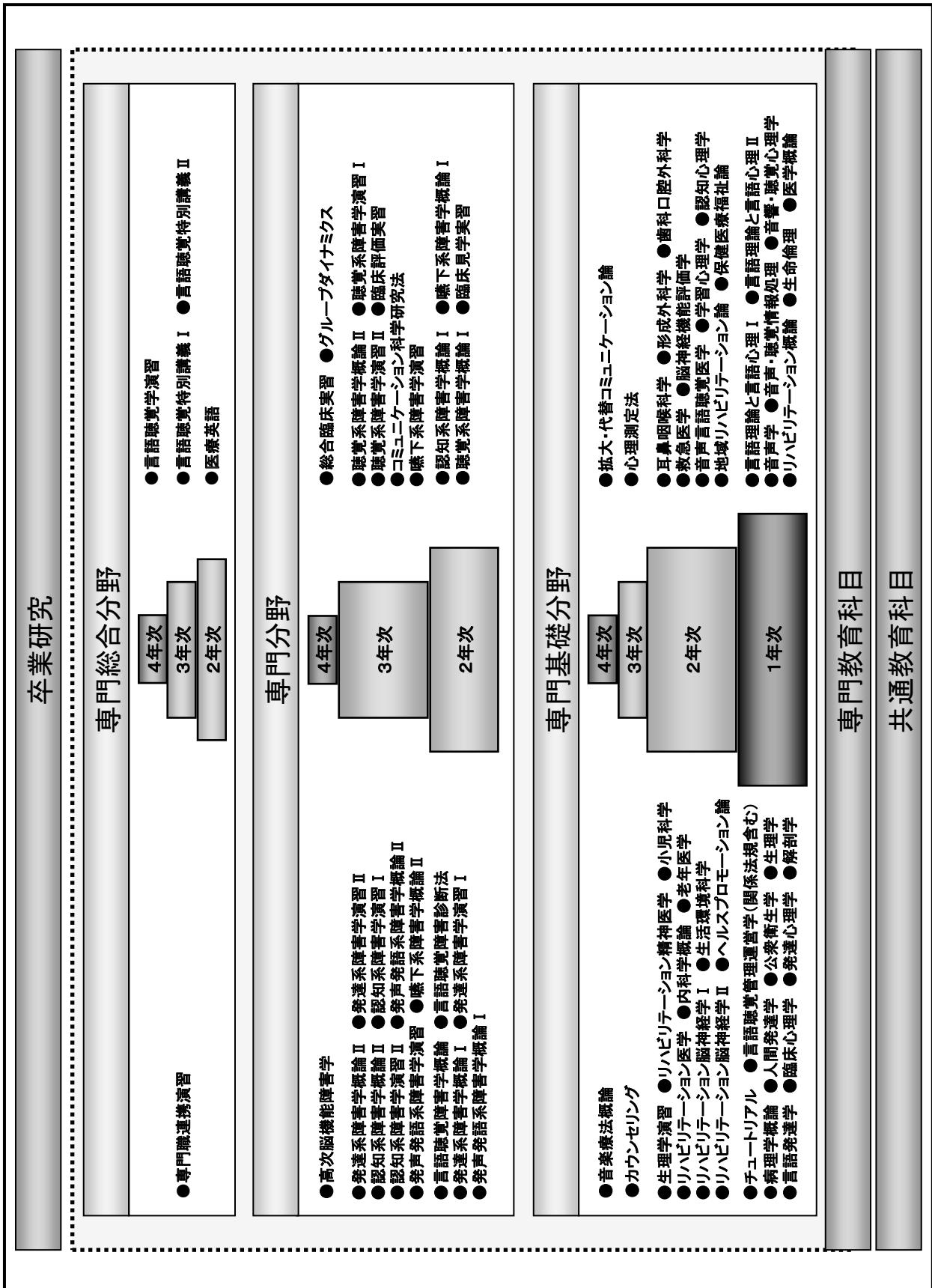
# 総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 教育体系図

## 【作業療法学専攻】

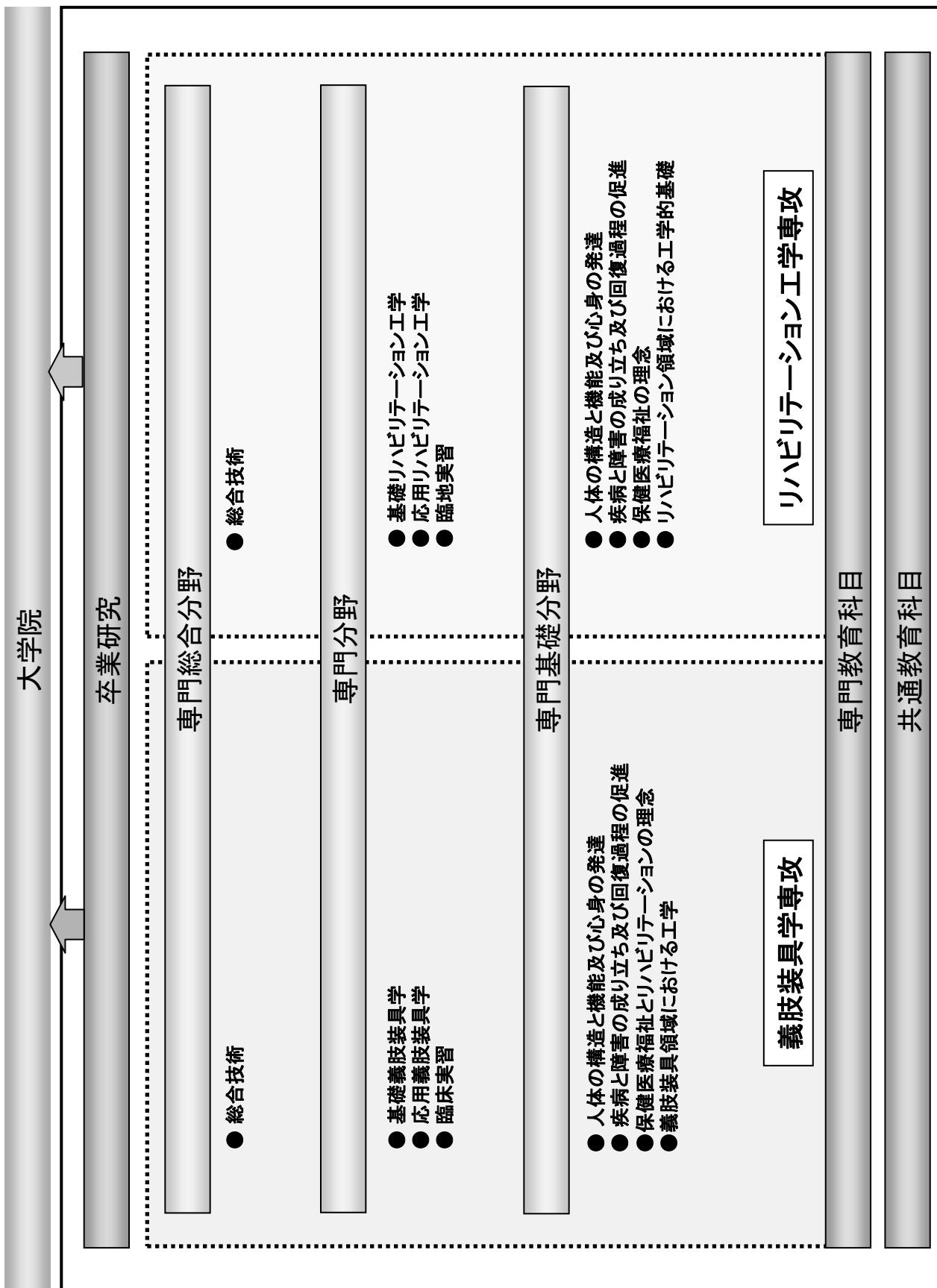


# 総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 教育体系図

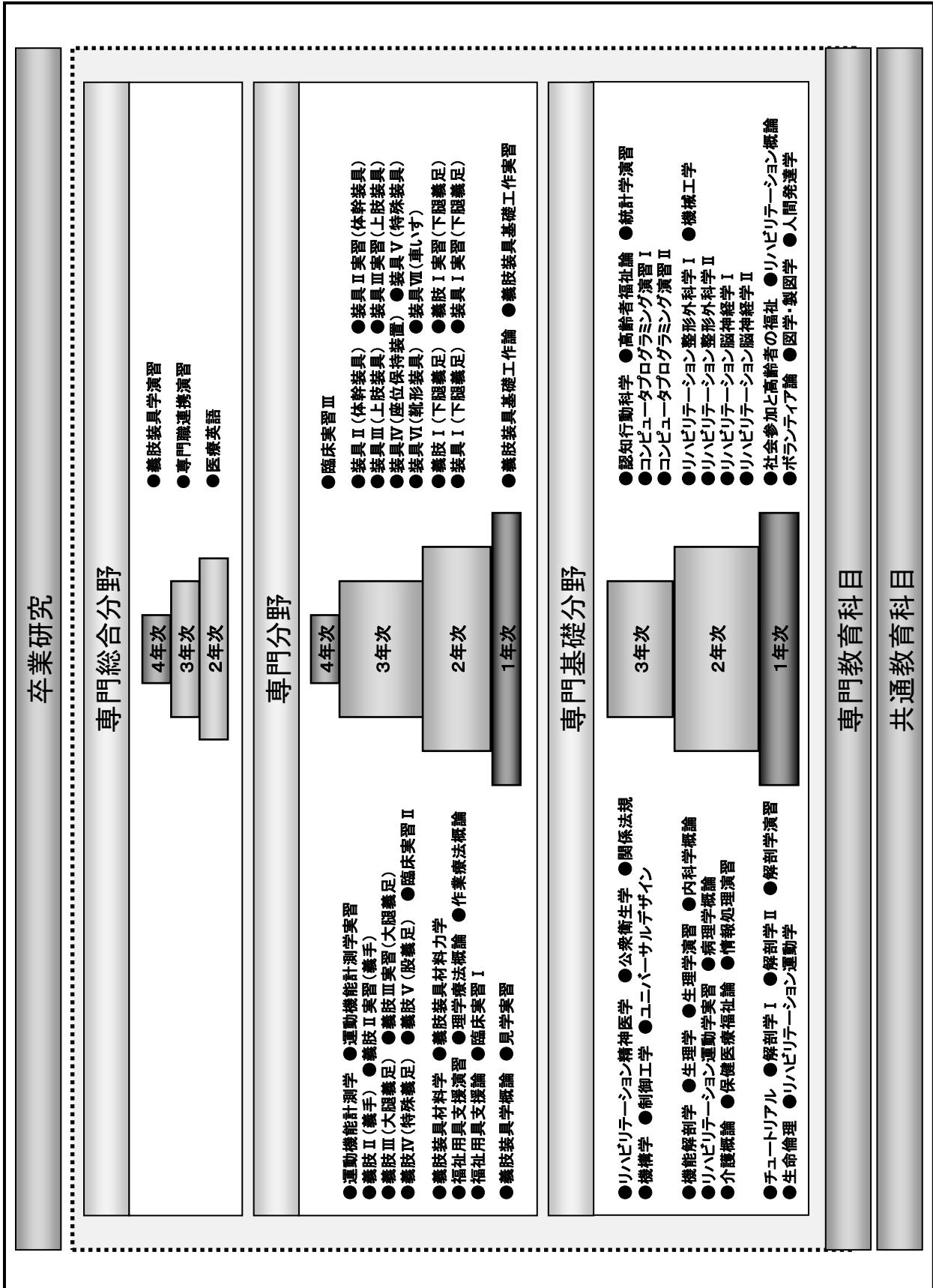
## 【言語聴覚療法学専攻】



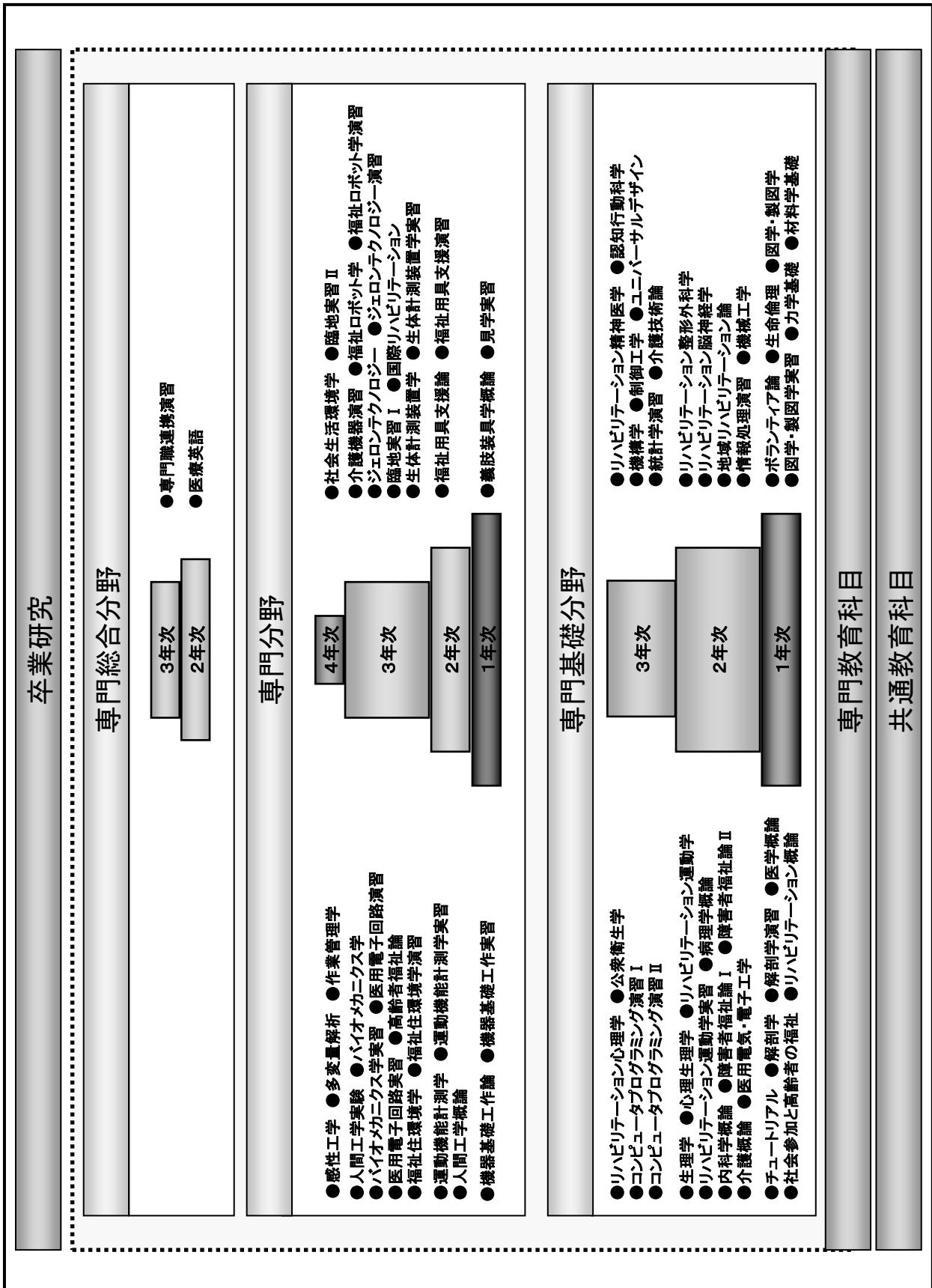
# 総合リハビリテーション学部 リハビリテーション支援学科 教育体系図 【全体図】



## 総合リハビリテーション学部 リハビリテーション支援学科 教育体系図 【義肢装具学専攻】



# 総合リハビリテーション学部 リハビリテーション支援学科 教育体系図 【リハビリテーション工学専攻】



## 広島国際大学就業規則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

- 第1条 学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。
- 2 広国大に勤務する特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

#### (定義)

- 第2条 この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、事務職員、医療職員、技能職員および用務員をいう。

#### (適用除外)

- 第3条 職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。

イ 学長

ロ 監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

#### (遵守義務)

- 第4条 職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

### 第2章 任免

#### (試用期間)

- 第5条 新たに職員として採用された者には、6ヶ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の試用期間は、勤続期間に算入する。
- 3 試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事会の議を経て雇用契約を解約することができる。
- 4 前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるときは、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができ  
る。

- イ つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき
  - 勤続3年以下の者 3カ月
  - 勤続3年を超える者 6カ月
  - 勤続5年を超える者 10カ月
  - 勤続10年を超える者 12カ月
- ロ 公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき
- ハ 刑事事件に関し起訴されたとき
- ニ やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき
- ホ やむを得ない業務上の都合があるとき
- ヘ 業務遂行に支障があると認められたとき

2 病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得し  
た場合において、その出勤期間が3カ月未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算す  
る。

3 第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条 休職の期間は、つぎのとおりとする。

- イ 前条第1項イ号の場合 1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、  
傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。
- ロ 前条第1項ロ号の場合 休職理由が継続する期間
- ハ 前条第1項ハ号の場合 休職理由が継続する期間
- ニ 前条第1項ニ号の場合 休職を許可された期間
- ホ 前条第1項ホ号の場合 1年以内
- ヘ 前条第1項ヘ号の場合 1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条 休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

2 休職期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

3 休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入  
しない。

(復職)

第9条 休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第

1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

- 第10条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。
- イ 定年に達した年の年度末(3月31日)
  - ロ 死亡したとき
  - ハ 退職を願い出て受理されたとき
- ニ 休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。  
ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

- 第11条 職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

- 第12条 定年年齢は、満64歳とする。
- 2 前項にかかわらず、別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

- 第13条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。
- イ 勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき
  - ロ 心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき
  - ハ やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

- 第14条 職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならない。
- イ 上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと
  - ロ 職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること
  - ハ 貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること
- 2 退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければな

らない。

(配置転換等)

第15条 理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章 勤務

(勤務時間)

第16条 事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。

- 2 技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。
- 3 前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1ヵ月単位の変形労働時間制とし、1ヵ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。
- 4 事務職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。
- 5 教育職員の勤務時間は、別に定める広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。
- 6 前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
- 7 教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。
- 8 学長は、業務の都合により第3項および第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(校外研修日)

第17条 教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、出勤簿の押印をもって事後に承認を求めることができる。

- 2 理事長は、授業に支障のない時期において事務職員、医療職員、技能職員および用務員(以下「事務系職員」という)に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。
- 3 校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

第18条 事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

- 2 教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。

- 3 理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。
- 4 第1項にかかわらず、保安要員の休憩時間は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。

(休日)

第19条 職員の休日は、つぎのとおりとする。

- イ 日曜日(法定休日)
  - ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - ハ 12月29日から翌年1月3日まで
  - ニ 学園創立記念日(10月30日)
- 2 事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。
  - 3 前2項にかかわらず、用務員のうち保安要員の休日は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。

(休日振替)

第20条 上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

- 2 前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

(時間外勤務および休日勤務)

第21条 上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

- 2 前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条 災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させことがある。

(年次有給休暇)

第23条 採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につぎのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に年休を与えない。

4月～9月採用 10日

10月～12月採用 5日

- 2 採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につぎのとおり年休を与える。

11ヵ月以上 20日

11ヵ月未満 19日

10ヵ月未満 18日

9ヵ月未満 17日

8ヵ月未満 16日

7ヵ月未満 15日

6ヵ月未満 14日

5ヵ月未満 13日

4ヵ月未満 12日

- 3 前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。

- 4 当該年度中受けることができなかつた年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。

- 5 年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。

- 6 年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかつたときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

- 7 職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

#### (病気休暇)

- 第24条 職員が業務上によらない傷病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

- 2 病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する書類(休暇が7日以上に及ぶときは医師の診断書)を添えて理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかつたときは、その理由を付して事後に請求することができる。

- 3 病気休暇が7日以上に及んだときは、復職時に医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。

#### (特別休暇)

第25条 職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ 慶弔休暇

- a 職員の父母、子または配偶者が死亡したとき 5日
- b 職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき 3日
- c 職員が結婚するとき 挙式の日を含む連続する5日

ロ 生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき 必要日数

ハ 産前産後休暇

- a 女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき 出産の日まで  
の申し出た期間
- b 女性職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産  
後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業  
務に就く期間を除く)

ニ 通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき 1回に  
つき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ 看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子  
の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 小学校就学前の子が1人であれば年5日
- b 小学校就学前の子が2人以上であれば年10日

ヘ 介護休暇

要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするとき、以下の範  
囲で申し出た日数

- a 要介護状態の家族が1人であれば年5日
- b 要介護状態の家族が2人以上であれば年10日

ト 災害休暇

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著し  
く困難であると認められるとき 理事長が必要と認める期間

チ 公用休暇

- a 選挙権その他の公民としての権利行使するとき 理事長が必要と認める期間
- b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき 理事長が必要と

### 認める期間

リ 永年勤続休暇

第37条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰 3日以内

30年勤続表彰 5日以内

- 2 特別休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかつたときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- 3 前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

### (特別休暇期間中の給与等)

第26条 特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

- 2 特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

### (育児休業)

第27条 職員は、1歳に満たない子(配偶者が当該子の1歳に達する日以前に、その子を養育するために育児休業をしている場合にあっては、1歳2ヶ月に満たない子)を養育するときは、1年間を超えない範囲で育児休業を申し出ることができる。

- 2 職員は1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するときは、子の1歳到達日(1歳2ヶ月に満たない子を養育する場合にあっては、当該育児休業の終了予定日)において、本人または配偶者が育児休業を取得しており、つぎの各号のいずれかに該当する場合に限り、育児休業の延長を申し出ることができる。

イ 保育所(児童福祉法に規定する保育所に限る)に入所を希望しているが、入所できない場合

ロ 職員の配偶者であって育児休業の対象者となる子の親であり、1歳(1歳2ヶ月に満たない子を養育する場合にあっては、当該育児休業の終了予定日)以降養育に当たる予定であった配偶者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

- 3 3歳未満の子を養育する職員から申出があったときは、所定勤務時間を超えて勤務させない。

- 4 3歳未満の子を養育する職員で育児休業をしていない者から申出があったときは、1日2回それぞれ30分または1日1回1時間を所定勤務時間から免除する。

- 5 前4項の対象職員、休業期間、手続、休業期間中の給与等は、育児休業規定に定める。

#### (介護休業)

- 第28条 職員は、要介護者を介護するときは、介護休業を申し出ることができる。
- 2 要介護者を介護する職員で、介護休業をしない者から申出があったときは、1日の所定勤務時間を短縮し、または第16条第3項もしくは第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。
  - 3 前2項の対象職員、休業期間、手続、休業期間中の給与等は、介護休業規定に定める。

#### (妊娠中および出産後の就業)

- 第29条 妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。
- 2 妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。
  - 3 妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

### 第4章 服務規律

#### (出退勤)

- 第30条 職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

#### (欠勤)

- 第31条 職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

#### (身上の届出)

- 第32条 職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

#### (兼職)

- 第33条 職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得なければならない。
- 2 教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

#### (禁止事項)

- 第34条 職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- イ 職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること
  - ロ 職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること
  - ハ 職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること
- ニ その他、学園の行動規範に反する行為をすること

## 第5章 給与、退職金

### (給与)

第35条 給与については、広島国際大学給与規定に定める。

### (退職金)

第36条 退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

## 第6章 表彰、懲戒

### (表彰)

第37条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

- イ 永年誠実に勤務したとき
  - ロ 業務に誠実で他の模範となるとき
  - ハ 業務で功績のあったとき
- ニ 国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき
- ホ 学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき
- ヘ その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあったとき

2 前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

### (懲戒の理由)

第38条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

- イ 正当な理由なく無届け欠勤が14日以上におよんだとき
  - ロ 出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき
  - ハ 重要な履歴を偽ったとき
- ニ 第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき
- ホ 素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき
- ヘ しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないと
- ト 学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑をおよぼしたとき

チ 人権侵害の防止に関する規定第2条に定めるセクシュアルハラスメントおよびその他の人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生・生徒の、人権を侵害したとき

リ 第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき

#### (懲戒の種類)

第39条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

イ 謴責は、始末書をとり将来を戒める。

ロ 減給は、始末書をとり、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超せず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。

ハ 出勤停止は、始末書をとり、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。

ニ 降格は、始末書をとり、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。

ホ 停職は、始末書をとり、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。

ヘ 諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。

ト 懲戒解雇は、予告期間を設けないで即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

2 職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

#### (懲戒の手続)

第40条 職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

2 理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。

3 懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

## 第7章 安全衛生

#### (保安)

第41条 職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保護および安全保持に努めなければならない。

#### (健康診断)

第42条 職員は、毎年定期に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

#### (就業の禁止)

第43条 職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

2 職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

### 第8章 災害補償

#### (業務上の傷病)

第44条 業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定をうけたときは、公傷病休暇とする。

2 第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。

3 公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

#### (法律に基づく補償)

第45条 公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

#### (公傷病休暇中の給与等)

第46条 公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2 公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

#### (労災認定に準じた取扱い)

第47条 傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかつた場合であつても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

### 付 則

- 1 この規則は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則は、2010年4月1日から施行する。
- 3 第27条、第28条、第35条および第36条にかかわらず、出向者(学園が大阪に設置する学校等から広国大へ勤務場所を変更する者をいう)の育児休業、介護休業、給与および退職金については、学校法人常翔学園就業規則第26条、第26条の2、第33条および第34条の定めるところによる。

4 この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを解明する。

## 任用規定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

#### (任用の原則)

第2条 任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

#### (定義)

第3条 この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任および転任をいう。

2 採用とは、つきの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ 定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ 第7条第1項各号または第2項の職員を同条第1項の他の号の職員もしくは第2項の職員に任命すること

3 格付とは、採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4 昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用している職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用している職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5 転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

#### (任用の計画)

第4条 学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

2 事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

#### (任用の決定)

第5条 職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条 理事長は、任用を決定したとき、告示もしくは本人への辞令交付を行う。

- 2 前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は校長が通知する。

第2章 職員の区分

(職員の区分)

第7条 職員の区分は、つぎのとおりとする。

- イ 専任の職員
- ロ 特任の職員
- ハ 嘱託の職員
- ニ 客員の職員
- ホ 非常勤の職員

- 2 前項のほか、必要により臨時要員を採用することがある。

- 3 学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条 専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののはかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

- 2 専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。

- イ 教育系職員の職種
  - 教育職員、研究職員、技術職員
- ロ 事務系職員の職種
  - 事務職員、医療職員、技能職員(運転手、工作員)、用務員(校員)

- 3 教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。

- イ 教育職員の職階
  - 大学院教授、大学院准教授、大学院講師
  - 大学教授、大学准教授、大学講師
  - 高等学校教諭、中学校教諭
- ロ 研究職員の資格 研究員二級、研究員一級、特別研究員
- ハ 技術職員の資格 技師一級、技師二級、技師三級

- 4 事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。

- イ 事務職員

区分		資格
管理職		参事、副参事
一般職	総合職系列	主幹、主事、主事補
	専任職系列	専任職1級、専任職2級、専任職3級、専任職4級
	エントリー系列	書記

ロ 医療職員

看護師1級、看護師2級、看護師3級

- 5 前項の系列および任用の基準等については、事務職員用基準および医療職員用基準に定める。

(特任の職員)

第9条 特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員、研究職員あるいは技術職員として採用する。

- 2 特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手、高等学校特任教諭、中学校特任教諭

ロ 研究職員の職階

特任研究員

ハ 技術職員の職階

特任技師

- 3 特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定および高等学校特任教諭規定に定める。

第10条 囗託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できるとき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

- 2 囗託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

囗託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアソーター、高等学校実習助手、工作員、運転手、校員、校員補)

- 3 前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業務囗託として採用することができる。

- 4 囗託の職員の採用の基準、手續等については、この規定によるほか、囗託職員就業規

則および広島国際大学嘱託職員就業規則に定める。

(客員の職員)

第11条 客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員、研究職員または技術職員として採用する。

2 客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ 研究職員の職階

客員研究員

ハ 技術職員の職階

客員技師

3 客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定める。

(非常勤の職員)

第12条 非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用する。

2 非常勤講師は、つぎの各号のいずれかに該当するときに採用する。

イ 授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき

ロ 専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき

ハ 専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき

3 非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学非常勤講師任用規定に定める。

4 第1項の非常勤講師のほか、大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学においてはティーチング・アシスタント(TA)を、大阪工業大学大学院においてはリサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)およびテクニカル・サポーター(TS)を、摂南大学においてはスチューデント・アシスタント(SA)を採用することができる。

5 前項の職員の採用の基準、手續等については、ティーチング・アシスタント(TA)要項、大阪工業大学大学院リサーチ・アシスタント(RA)要項、大阪工業大学大学院ポスト・ドクター(PD)要項、大阪工業大学大学院テクニカル・サポーター(TS)要項および摂南大学スチューデント・アシスタント(SA)要項に定める。

(臨時要員)

第13条 臨時要員は、つぎの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するものとする。

- イ 緊急かつ臨時の業務を処理する必要が生じたとき
  - ロ 業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき
  - ハ 特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき
  - ニ 臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき
- 2 臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規および広島国際大学臨時要員に関する内規に定める。

#### (雇用期間)

第14条 専任教員の雇用期間については、専任教員規定および高等学校専任教諭規定に定める。

- 2 嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。
- 3 前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。
- 4 学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託職員就業規則、広島国際大学嘱託職員就業規則および高等学校実習助手内規に定める。

### 第3章 採用

#### (採用の基準)

第15条 職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。

- 2 職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

#### (募集の方法)

第16条 職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。

- 2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。
- イ 大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新增設に関する教員組織を構成するとき

- ロ 専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき
- ハ その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

第17条 選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。

2 選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。

イ 履歴書

ロ 教育・研究業績書(教育系職員に限る)

ハ 教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)

ニ 職務経歴書

ホ 健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)

ヘ 最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書

ト 教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの

3 前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

第18条 資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

2 教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、校長が行う。

3 事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。

4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

イ 書類審査

ロ 面接試験

ハ 筆記試験

ニ 適性検査

ホ 実技試験、模擬授業

第19条 削除

(採用の決定)

第20条 職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。

イ この規定その他所定の手続に従って選考されたか

ロ 法令および学園規定に定める基準に合致しているか

- ハ 本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか
- ニ 人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか
- ホ 学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

#### 第4章 昇任・降任・転任

##### (昇任)

第21条 専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。

2 資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

##### (昇任の選考)

第22条 選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。

- 2 教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、校長が行う。
- 3 事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
- 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。
  - イ 教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)
  - ロ 人事考課(事務系職員)
  - ハ 筆記試験
  - ニ 面接試験
  - ホ 実技試験
  - ヘ その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料
- 5 必要により健康診断を行うことがある。

##### (昇任の決定)

第23条 昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定する。

##### (特別昇任)

第24条 専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

- 2 現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が優秀な者について、理事長は、校長等の申請に基づき特別に昇任させること

がある。

(降任)

第25条 専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させることがある。

(転任)

第26条 業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じることがある。

第5章 雜則

(規定の改廃)

第27条 この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2011年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 改正前の付則第3項および第4項の適用については、なお従前の例による。

## 特任教員規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、任用規定第9条に定める特任教員(以下「特任教員」という)の職務、資格、雇用期間、給与等について定める。

2 前項にかかわらず、高等学校特任教諭および中学校特任教諭については、特任教諭規定に定める。

### (職務)

第2条 特任教員は、専任に準じて、教育・研究・大学運営のうち、特に任じられた職務を行う。

### (資格)

第3条 特任教員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任教員は研究職員選考基準に定める資格を、特任教員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

### (雇用期間)

第4条 特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、必要により1回に限り更新することができる。

2 前項にかかわらず、つきの各号のいずれかに該当するときは、5年以内で別途雇用期間を設定する。

- イ 教育遂行上の必要性があると理事長が認めたとき
- ロ 学園を定年退職した者を引き続き雇用するとき

3 満70歳を超える者を特任教員に採用することはできない。ただし、校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

### (就業規則等規定の適用・準用)

第5条 特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第12条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあっては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第12条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。

2 前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条および第31条(広島国際大学就業規則にあっては、第16条から第29条および第33条)までに定める勤務については、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。

3 特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条 特任教員には、本俸、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸とし、別表第1特任教員年俸表および別表第2または別表第3の年俸適用基準により支給する。ただし、校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

(役職手当)

第8条 役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 学内出講料は、別表第4学内出講料支給基準に基づき支給する。

(授業担当責任時間)

第11条 特任教員のうち別表第1特任教員年俸表1号俸適用者には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

2 前項にかかわらず、校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、各校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2010年4月1日から施行する。
- 2 昭和40年1月16日制定の特任教員規定および昭和40年3月31日制定の特任教員給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教員規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教員給与内規は、廃止する。ただし、現に廃止前の同規定および同内規に

より任用された者の職務、資格、雇用期間、給与等については、なお従前の例による。

3 この改正規定は、2011年4月1日から施行する。ただし、同日以後に任用する者については、その任用手続時から適用する。

別表第1 特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
研究職員	特任研究員	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

別表第2 特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任に準じる職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表第3 特任の研究職員・技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
研究職員	研究職員選考基準に定める特別研究員相当者を1号俸、研究員1級相当者を2号俸、研究員2級相当者を3号俸とする。
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表第4 学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用し、学内出講料支給規定および

	同施行細則(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定および同施行細則)により学内出講料を支給する。
2号俸3号俸適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定および同施行細則(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定および同施行細則)を準用して学内出講料を支給する。

【別紙資料5】

総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 教育課程及び履修モデル

【履修モデル】

- |                  |  |
|------------------|--|
| ① 運動器障害理学療法志向モデル | 一般及び総合病院・整形外科専門病院・スポーツ障害専門病院・大学院博士前期課程進学 |
| ② 神経系障害理学療法志向モデル | 一般及び総合病院・脳神経外科専門病院・発達障害児専門病院・大学院博士前期課程進学 |
| ③ 内部障害理学療法志向モデル  | 一般及び総合病院・高齢者医療施設・内科専門病院・大学院博士前期課程進学      |

【教育課程】

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数		理学療法学専攻												
			必修	選択	①運動器障害理学療法志向モデル				②神経系障害理学療法志向モデル				③内部障害理学療法志向モデル				
					1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	
人体の構造と機能及び心身の発達	チュートリアル	1前	1	●					●				●				
	解剖学I	1前・後	2	●					●				●				
	解剖学II	1前・後	2	●					●				●				
	解剖学実習	1前・後	1	●					●				●				
	生理学I	1前・後	2	●					●				●				
	生理学II	2前・後	2		●				●				●				
	生理学実習	2前・後	1		●				●				●				
	リハビリテーション運動学	1前・後	2	●					●				●				
	リハビリテーション運動学実習	2前・後	1		●				●				●				
	病理学概論	2前・後	2		●				●				●				
専門基礎分野	人間発達学	1前・後	2	●					●				●				
	医学概論	1前・後	2	●					●				●				
	リハビリテーション内科学I	2前・後	1			●			●				●				
	リハビリテーション内科学II	2前・後	1			●			●				●				
	リハビリテーション整形外科学I	2前・後	1			●			●				●				
	リハビリテーション整形外科学II	2前・後	1			●			●				●				
	リハビリテーション精神医学	2前・後	2			●			●				●				
	リハビリテーション脳神経学I	2前・後	1			●			●				●				
	リハビリテーション脳神経学II	2前・後	1			●			●				●				
	救急医学	2前・後	2			●			●				●				
専門教育科目	発達障害学	2前・後	2			●			●				●				
	リハビリテーション概論	1前・後	2	●					●				●				
	生命倫理	1前・後	2	●					●				●				
	リハビリテーション心理学	1前・後		2					●				●				
	保健医療福祉論	2前・後		2					●				●				
	老年医学	3前・後	2			●			●				●				
	理学療法概論	1前・後	2	●					●				●				
	理学療法研究法	3前・後	2			●			●				●				
	理学療法管理運営学	3前・後	2			●			●				●				
	運動系機能能力評価学I	2前・後	1			●			●				●				
専門教育科目	運動系機能能力評価学実習I	2前・後	1			●			●				●				
	運動系機能能力評価学II	2前・後	1			●			●				●				
	運動系機能能力評価学II	2前・後	1			●			●				●				
	神経系機能能力評価学	2前・後	1			●			●				●				
	小児機能能力評価学	2前・後	1			●			●				●				
	運動療法学概論	2前・後	2			●			●				●				
	運動療法学演習	2前・後	1			●			●				●				
	物理療法学	2前・後	1			●			●				●				
	物理療法学実習	2前・後	1			●			●				●				
	義肢装具学	3前・後	1			●			●				●				
専門分野	義肢装具学演習	3前・後	1			●			●				●				
	内部障害理学療法学	3前・後	1			●			●				●				
	内部障害理学療法学実習	3前・後	1			●			●				●				
	運動系機能障害理学療法学	3前・後	1			●			●				●				
	運動系機能障害理学療法学実習	3前・後	1			●			●				●				
	スポーツ障害理学療法学	3前・後	1			●			●				●				
	小児神経系理学療法学	3前・後	1			●			●				●				
	小児神経系理学療法学実習	3前・後	1			●			●				●				
	成人神経系理学療法学I	3前・後	1			●			●				●				
	成人神経系理学療法学I	3前・後	1			●			●				●				
理学療法治療学	成人神経系理学療法学II	3前・後	1			●			●				●				
	成人神経系理学療法学II	3前・後	1			●			●				●				
	成人神経系理学療法学II	3前・後	1			●			●				●				
	生活技術学	2前・後	2		●				●				●				
	生活技術学実習	2前・後	1		●				●				●				
	臨床運動学	3前・後	2			●			●				●				
	臨床運動学実習	3前・後	1			●			●				●				
	摂食・嚥下リハビリテーション学	3前・後	1			●			●				●				
	地域地理学	1前・後		2	○				○				○				
	地域理学療法学	1前・後	1		●				●				●				
地域地理学療法学	地域理学療法学実習	3前・後	1			●			●				●				
	ヘルスプロモーション論	2前・後		2	○				○				○				
	公衆衛生学	1前・後		1									○				
	心身障害児療育論	3前・後	1			●			●				●				
	臨床体験実習	1前	1		●				●				●				
	臨床評価実習	3前・後	3			●			●				●				
	総合臨床実習	4前・後	14						●				●				
	卒業研究	4通	4						●				●				
	理学療法学演習	4前・後	2						●				●				
	理学療法特別講義I	3前・後		1									○			○	
専門統合分野	理学療法特別講義II	3前・後		1									○			○	
	医療英語	2前・後	2		●				●				●			●	
	専門職連携演習	3前・後・4前	1			○			○				○			○	
	履修単位数(専門教育科目)…①					24	36	30	20	24	34	32	20	25	34	31	20
履修単位数(共通教育科目)…②									110単位				110単位				110単位
履修単位数(合計: ①+②)									22単位				22単位				22単位
履修単位数(合計: ①+②)									132単位				132単位				132単位

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

上表は、当該学科の「専門教育科目」のみを掲載。

【別紙資料6】

総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 教育課程及び履修モデル

【履修モデル】

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ① 精神障害分野志向モデル     | 総合病院精神科・精神病院・精神科デイケア・精神保健センター職員、大学院博士前期課程進学等 |
| ② 発達障害分野志向モデル     | 障害児施設・療育センター・養護学校・児童相談所職員、大学院博士前期課程進学等       |
| ③ 身障・老年期障害分野志向モデル | 一般及び総合病院・高齢者施設・介護保険関連事業所職員、大学院博士前期課程進学等      |

【教育課程】

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数		作業療法学専攻								(3)身障・老年期障害分野志向モデル					
			必修	選択	1年次 2年次 3年次 4年次				1年次 2年次 3年次 4年次				1年次	2年次	3年次	4年次		
					1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次						
専門基礎分野	チュートリアル	1前	1	●					●				●					
	解剖学I	1前・後	2	●					●				●					
	解剖学II	1前・後	2	●					●				●					
	解剖学実習	1前・後	1	●					●				●					
	生理学I	1前・後	2	●					●				●					
	生理学II	2前・後	2		●				●				●					
	生理学実習	2前・後	1		●				●				●					
	リハビリテーション運動学	1前・後	2	●					●				●					
	リハビリテーション運動学実習	2前・後	1		●				●				●					
	病理学概論	2前・後	2		●				●				●					
専門教育科目	人間発達学	1前・後	2	●					●				●					
	医学概論	1前・後	2	●					●				●					
	リハビリテーション内科学I	2前・後	1		●				●				●					
	リハビリテーション内科学II	2前・後	1		●				●				●					
	リハビリテーション整形外科学I	2前・後	1		●				●				●					
	リハビリテーション整形外科学II	2前・後	1		●				●				●					
	リハビリテーション精神医学	2前・後	2		●				●				●					
	リハビリテーション脳神経学I	2前・後	1		●				●				●					
	リハビリテーション脳神経学II	2前・後	1		●				●				●					
	救急医学	2前・後	2		●				●				●					
専門分野	発達障害の成り立ち及び回復過程の促進	2前・後	2	●					●				●					
	疾病と障害の概念	1前・後	2	●					●				●					
	リハビリテーション概論	1前・後	2	●					●				●					
	生命倫理	1前・後	2	●					●				●					
	リハビリテーション心理学	1前・後	2						●				●					
	保健医療福祉論	2前・後	2						●				●					
	老年医学	3前・後	2		●				●				●					
	作業療法概論	1前・後	2	●					●				●					
	作業療法研究法	3前・後	2		●				●				●					
	作業療法管理運営学	3前・後	2		●				●				●					
専門分野	作業療法評価学	2前・後	1		●				●				●					
	作業療法評価学	2前・後	1		●				●				●					
	作業療法評価学	2前・後	1		●				●				●					
	作業療法評価学	2前・後	1		●				●				●					
	作業療法評価学	2前・後	1		●				●				●					
	作業療法評価学	2前・後	1		●				●				●					
	作業療法評価学	2前・後	1		●				●				●					
	作業療法評価学	2前・後	1		●				●				●					
	作業療法評価学	2前・後	1		●				●				●					
	作業療法評価学	2前・後	1		●				●				●					
専門分野	作業療法治療学	2前・後	1		●				●				●					
	身体障害作業療法学総論	2前・後	1		●				●				●					
	身体障害作業療法学各論	3前・後	1		●				●				●					
	身体障害作業療法学演習	3前・後	1		●				●				●					
	老年期障害作業療法学	3前・後	1		●				●				●					
	老年期障害作業療法学演習	3前・後	1		●				●				●					
	発達障害作業療法学総論	2前・後	1		●				●				●					
	発達障害作業療法学各論	3前・後	1		●				●				●					
	発達障害作業療法学演習	3前・後	1		●				●				●					
	精神障害作業療法学総論	2前・後	1		●				●				●					
専門分野	精神障害作業療法学各論	3前・後	1		●				●				●					
	精神障害作業療法学演習	3前・後	1		●				●				●					
	認知症作業療法学	2前・後	1		●				●				●					
	高次脳機能障害作業療法学	3前・後	1		●				●				●					
	義肢装具学	3前・後	1		●				●				●					
	義肢装具学演習	3前・後	1		●				●				●					
	日常生活活動学	2前・後	1		●				●				●					
	日常生活活動学実習	2前・後	1		●				●				●					
	住環境整備論	3前・後	1		●				●				●					
	住環境整備論実習	3前・後	1		●				●				●					
専門総合分野	福祉機器適用論	3前・後	1		●				●				●					
	福祉機器適用論実習	3前・後	1		●				●				●					
	就労支援技術学	3前・後	1		●				●				●					
	就労支援技術学実習	3前・後	1		●				●				●					
	地域作業療法学総論	1前・後	1		●				●				●					
	地域作業療法学各論	2前・後	1		●				●				●					
	地域作業療法学演習	3前・後	1		●				●				●					
	心身障害児療育論	3前・後	1		●				●				●					
	公衆衛生学	1前・後	1	○					○				○					
	ヘルスプロモーション論	2前・後	2	○					○				○					
臨床実習	臨床見学実習	1前・後	1		●				●				●					
	臨床体験実習	2前・後	2		●				●				●					
	臨床推論実習	3前・後	6		●				●				●					
	総合臨床実習	4前・後	16		●				●				●					
	卒業研究	4通	4		●				●				●					
	作業療法学演習	4前・後	2		●				●				●					
	作業療法特別講義I	3前・後	1		○				○				○					
	作業療法特別講義II	3前・後	1		○				○				○					
	医療英語	2前・後	2		●				●				●					
	専門職連携演習	3前・後・4前	1		○				○				○					
履修単位数 (専門教育科目) …①									23	37	32	22	23	35	34	22	22	
履修単位数 (共通教育科目) …②									114単位				114単位					
履修単位数 (合計 : ①+②)									22単位				22単位				22単位	
履修単位数 (合計 : ①+②)									136単位				136単位				136単位	

【注】 ●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

上表は、当該学科の「専門教育科目」のみを掲載。

【別紙資料7】

総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 言語聴覚療法学専攻 教育課程及び履修モデル

【履修モデル】

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ① 小児言語障害分野志向モデル | 障害児施設・療育センター・養護学校・児童相談所職員・大学院博士前期課程進学等                |
| ② 成人言語障害分野志向モデル | 一般及び総合病院・医院のリハビリテーション科・整形外科・脳外科・老人保健施設職員・大学院博士前期課程進学等 |
| ③ 聴覚障害分野志向モデル   | 一般及び総合病院・医院の耳鼻咽喉科・難聴児幼児通園施設・補聴器関連企業職員・大学院博士前期課程進学等    |

【教育課程】

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

上表は、当該学科の「専門教育科目」のみを掲載。

## 【別紙資料 8】

### 総合リハビリテーション学部 リハビリテーション支援学科 痛肢装具学専攻 教育課程及び履修モデル

#### 【履修モデル】

- |                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| ① 一般痛肢装具作製分野志向モデル  | 痛肢装具製作所、病院内痛肢センター職員、大学院博士前期課程進学等     |
| ② 小児用痛肢装具作製分野志向モデル | 障害児施設内痛肢センター、児童相談所職員、大学院博士前期課程進学等    |
| ③ 生活環境整備分野志向モデル    | 一般企業及び高齢者施設・介護保険関連事業所職員、大学院博士前期課程進学等 |

#### 【教育課程】

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数		痛肢装具学専攻										
			必修	選択	①一般痛肢装具作製分野志向モデル		②小児用痛肢装具作製分野志向モデル		③生活環境整備分野志向モデル		1年次	2年次	3年次	4年次	
					1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	
人体の構造と機能及び心身の発達	チュートリアル	1前	1	●					●				●		
	解剖学 I	1前・後	2	●					●				●		
	解剖学 II	1前・後	2	●					●				●		
	解剖学演習	1前・後	1	●					●				●		
	機能解剖学	2前・後	2		●				●				●		
	生理学	2前・後	2		●				●				●		
	生理学演習	2前・後	1		●				●				●		
	リハビリテーション運動学	1前・後	2		●				●				●		
	リハビリテーション運動学実習	2前・後	1		●				●				●		
	人間発達学	1前・後		2					○				○		
専門基礎分野	病理学概論	2前・後	2										○		
	内科学概論	2前・後	1		●				●				●		
	リハビリテーション整形外科学 I	2前・後	1		●				●				●		
	リハビリテーション整形外科学 II	2前・後	1		●				●				●		
	リハビリテーション精神医学	3前・後	2		●				●				●		
	リハビリテーション脳神経学 I	2前・後	1		●				●				●		
	リハビリテーション脳神経学 II	2前・後	1		●				●				●		
	公衆衛生学	3前・後	1		●				●				●		
	社会参加と高齢者の福祉	1前・後		2									○		
	リハビリテーション概論	1前・後	2	●					●				●		
専門教育科目	認知行動科学	3前・後		2									○		
	ボランティア論	1前・後	1	●					●				●		
	介護概論	2前・後	2		●				●				●		
	保健医療福祉論	2前・後		2	○										
	高齢者福祉論	3前・後	2		●				●				●		
	生命倫理	1前・後	2	●					●				●		
	関係法規	3前・後	1		●				●				●		
	図学・製図学	1前・後	2	●					●				●		
	機構学	3前・後	2		●				●				●		
	情報処理演習	2前・後	2		●				●				●		
専門教育科目	機械工学	2前・後	2		●				●				●		
	制御工学	3前・後	2		●				●				●		
	ユニバーサルデザイン	3前・後	2		●				●				●		
	コンピュータプログラミング演習 I	3前・後	1		●				●				●		
	コンピュータプログラミング演習 II	3前・後	1		●				●				●		
	統計学演習	3前・後	1		●				●				●		
	義肢装具学概論	1前・後	2	●					●				●		
	義肢装具基礎工作論	1前・後	2	●					●				●		
	義肢装具基礎工作実習	1前・後	1	●					●				●		
	義肢装具材料学	2前・後	2		●				●				●		
専門分野	義肢装具材料力学	2前・後	2		●				●				●		
	福祉用具支援論	2前・後	2		●				●				●		
	福祉用具支援演習	2前・後	1		●				●				●		
	理学療法概論	2前・後	2		●				●				●		
	作業療法概論	2前・後	2		●				●				●		
	運動機能計測学	3前・後	2		●				●				●		
	運動機能計測学実習	3前・後	1		●				●				●		
	義肢 I (下腿義足)	2前・後	2		●				●				●		
	義肢 I 実習 (下腿義足)	2前・後	1		●				●				●		
	義肢 II (義手)	3前・後	2		●				●				●		
専門分野	義肢 II 実習 (義手)	3前・後	1		●				●				●		
	義肢 III (大腿義足)	3前・後	2		●				●				●		
	義肢 III 実習 (大腿義足)	3前・後	1		●				●				●		
	義肢 IV (特殊義足)	3前・後	2		○										
	義肢 V (股義足)	3前・後	2		○										
	装具 I (下腿義足)	2前・後	2		●				●				●		
	装具 I 実習 (下腿義足)	2前・後	1		●				●				●		
	装具 II (体幹装具)	3前・後	2		●				●				●		
	装具 III (上肢装具)	3前・後	2		●				●				●		
	装具 III 実習 (上肢装具)	3前・後	1		●				●				●		
臨床実習	装具 IV (座位保持装置)	3前・後	2		○										
	装具 V (特殊装具)	3前・後	2		●				●				●		
	装具 VI (靴形装具)	3前・後	2		●				●				●		
	装具 VII (車いす)	3前・後	2		○								○		
	見学実習	1前・後	1		●				●				●		
合宿分野総合技術	臨床実習 I	2前・後	1		●				●				●		
	臨床実習 II	3前・後	3		●				●				●		
	臨床実習 III	4前・後	4		●				●				●		
	卒業研究	4通	4		●				●				●		
専門職連携	義肢装具学演習	4前・後	2		●				●				●		
	医療英語	2前・後	2		●				●				●		
	専門職連携演習	3前・後・4前	1		○				○				○		

履修単位数 (専門教育科目) …①

21

39

42

10

23

37

42

10

23

39

40

10

112単位

112単位

履修単位数 (共通教育科目) …②

22単位

22単位

134単位

134単位

履修単位数 (合計 : ①+②)

134単位

134単位

134単位

134単位

134単位

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

上表は、当該学科の「専門教育科目」のみを掲載。

## 【別紙資料9】

### 総合リハビリテーション学部 リハビリテーション支援学科 リハビリテーション工学専攻 教育課程及び履修モデル

#### 【履修モデル】

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ①リハビリテーション支援志向モデル | 障害者支援施設・高齢者施設・就労支援施設・一般及び総合病院、大学院博士前期課程進学等 |
| ②設計技術志向モデル        | 電気系企業、機械系企業、設計系企業、デザイン系企業、大学院博士前期課程進学等     |
| ③生産技術志向モデル        | 一般企業(生産管理部門)、製造業、大学院博士前期課程進学等              |

#### 【教育課程】

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数		リハビリテーション工学専攻										
			必修	選択	①リハビリテーション支援志向モデル		②設計技術志向モデル		③生産技術志向モデル		1年次	2年次	3年次	4年次	
					1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次			
人体の構造と機能及び発達過程の促進と疾患の成り立ち及ぼす影響	チュートリアル	1前	1	●				●			●				
	解剖学	1前・後	2	●				●			●				
	解剖学演習	1前・後	1	●				●			●				
	生理学	2前・後	2		●				●			●			
	リハビリテーション心理学	3前・後	2			●			●			●			
	心理生理学	2前・後	2		●				●			●			
	リハビリテーション運動学	2前・後	2		●				●			●			
	リハビリテーション運動学実習	2前・後	1		●				●			●			
	病理学概論	2前・後	2		●				●			●			
	医学概論	1前・後	2	●				●			●				
専門基礎分野	医病と障害の成り立ち及び回復過程の促進と疾患の成り立ち及ぼす影響	公衆衛生学	3前・後	1		○									
	社会参加と高齢者の福祉	1前・後	2	○											
	内科概論	2前・後	1		●				●			●			
	リハビリテーション整形外科学	2前・後	1		●				●			●			
	リハビリテーション脳神経学	2前・後	1		●				●			●			
	リハビリテーション精神医学	3前・後	2		●				●			●			
	リハビリテーション概論	1前・後	2	○											
	認知行動科学	3前・後	2		○										
	地域リハビリテーション論	2前・後	2				○								
	障害者福祉論I	2前・後	2		●				●			●			
専門教育科目	障害者福祉論II	2前・後	2		●				●			●			
	ボランティア論	1前・後	1	●				●			●				
	介護概論	2前・後	2		●				●			●			
	介護技術論	3前・後	2			●			●			●			
	生倫理	1前・後	2	●				●			●				
	図学・製図学	1前・後	2	●				●			●				
	図学・製図学実習	1前・後	2	●				●			●				
	機構学	3前・後	2			●			●			●			
	力学基礎	1前・後	2	●				●			●				
	情報処理演習	2前・後	2		●			●			●				
専門教育科目	機械工学	2前・後	2		●			●			●				
	材料学基礎	1前・後	2	●				●			●				
	制御工学	3前・後	2			●			●			●			
	医用電気・電子工学	2前・後	2		●			●			●				
	ユニバーサルデザイン	3前・後	2		●			●			●				
	コンピュータプログラミング演習I	3前・後	1		●			●			●				
	コンピュータプログラミング演習II	3前・後	1		●			●			●				
	統計学演習	3前・後	1		●			●			●				
	機器基礎工作論	1前・後	2	●				●			●				
	機器基礎工作実習	1前・後	1	●				●			●				
専門分野	義肢装具学概論	1前・後	2	●				●			●				
	運動機能計測学	2前・後	2		●			●			●				
	運動機能計測学実習	2前・後	1		●			●			●				
	人間工学概論	2前・後	2		●			●			●				
	人間工学実験	3前・後	1			●			●			●			
	バイオメカニクス学	3前・後	2		●			●			●				
	バイオメカニクス学実習	3前・後	1		●			●			●				
	医用電子回路演習	3前・後	1			●			●			●			
	医用電子回路実習	3前・後	1			●			●			●			
	福祉用具支援論	2前・後	2		●			●			●				
専門分野	福祉用具支援演習	2前・後	1		●			●			●				
	福祉住環境学	3前・後	2			●			●			●			
	福祉住環境学演習	3前・後	1			●			●			●			
	感性工学	4前・後	2				●			●					
	生体計測装置学	3前・後	2			●			●			●			
	生体計測装置学実習	3前・後	1			●			●			●			
	高齢者福祉論	3前・後	2			●			●			●			
	介護機器演習	3前・後	1			●			●			●			
	福祉ロボット学	3前・後	2			●			●			●			
	福祉ロボット学演習	3前・後	1			●			●			●			
合掌門野総	ジェロンテクノロジー	3前・後	2			●			●			●			
	ジェロンテクノロジー演習	3前・後	1			●			●			●			
	多変量解析	4前・後	2							○					
	作業管理学	4前・後	2									○			
	社会生活環境学	4前・後	2									○			
	見学実習	1前・後	1		●			●			●				
	臨地実習I	3前・後	2			●			●			●			
	国際リハビリテーション	3前・後	2						○			○			
	臨地実習II	4前・後	2				●			●		●			
	卒業研究	4通	4				●			●					
技術合	医療英語	2前・後	2			●			●			●			
	専門職連携演習	3前・後・4前	1						○			○			
履修単位数 (専門教育科目) …①				27	34	41	8	23	36	41	10	23	34	41	12
				110単位				110単位				110単位			
履修単位数 (共通教育科目) …②				22単位				22単位				22単位			
履修単位数 (合計: ①+②)				132単位				132単位				132単位			

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

上表は、当該学科の「専門教育科目」のみを掲載。

## 理学療法学専攻 教育課程と指定規則との対比表

区分		授業科目	開当年次	指定規則の教育内容			理学療法士課程								計		
				単位数	1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	基礎分野	専門基礎分野	専門分野			基礎理学療法学	理学療法評価学	理学治療学	地域理学療法学		
教養科目	国際	国際社会の理解 I	1後・2前・後	2	15	2 選択単位	左記の卒業要件のほか、共通教育科目全体の選択科目から1単位以上選択	○								2	
		国際社会の理解 II	1後・2前・後	2	15			○									
		国際社会の理解 III	1後・2前・後	2	15			○								4	
	人間と思想	人間と思想・文化 I	1後・2前・後	2	15	選択 4 単位		○									
		人間と思想・文化 II	1後・2前・後	2	15			○									
		人間と思想・文化 III	1後・2前・後	2	15			○									
	現代社会	人間と現代社会 I	1後・2前・後	2	15	選択 2 単位		○								2	
		人間と現代社会 II	1後・2前・後	2	15			○									
		人間と現代社会 III	1後・2前・後	2	15			○									
	人間と技術	人間と科学・技術 I	1後・2前・後	2	15	選択 2 単位		○								2	
		人間と科学・技術 II	1後・2前・後	2	15			○									
		人間と科学・技術 III	1後・2前・後	2	15			○									
共通教育科目	人文科学	哲学	1前・後	2	15	選択 2 単位		○								2	
		文学	1前・後	2	15			○									
		倫理学	1前・後	2	15			○									
		心理学	1前・後	2	15			○									
		日本語表現法	1前・後	2	15			○									
		芸術学	1前・後	2	15			○									
		文化人類学	1前・後	2	15			○									
		コミュニケーション論	1前・後	2	15			○									
	社会科学	法学	1前・後	2	15	選択 2 単位		○								2	
		経済学	1前・後	2	15			○									
		社会学	1前・後	2	15			○									
		歴史学	1前・後	2	15			○									
	自然科学	政治学	1前・後	2	15	選択 2 単位		○								2	
		教育学	1前・後	2	15			○									
		統計学	1前・後	2	15			○									
		数学	1前・後	2	15			○									
		物理学	1前・後	2	15			○									
		物理学実験	1前・後	1	45			○									
	情報処理	化学	1前・後	2	15	必修 2 単位		○								2	
		化学実験	1前・後	1	45			○									
		生物学	1前・後	2	15			○									
		生物学実験	1前・後	1	45			○									
		情報処理 I a	1前・後	1	30			○								2	
		情報処理 I b	1前・後	1	30			○									
	外國語	情報処理 II	2・3前・後	1	30	必修 4 単位		○								5	
		情報処理 III	2・3前・後	1	30			○									
		情報処理 IV	2・3前・後	1	30			○									
		情報処理 V	2・3前・後	1	30			○									
		情報処理 VI	2・3前・後	1	30			○									
		情報倫理	2・3前・後	1	15			○									
		英語 I a	1前	1	30			○								2	
		英語 I b	1後	1	30			○									
		英語 II a	1前	1	30			○									
		英語 II b	1後	1	30			○									
留学生特例科目	保健体育	英語 III a	2前	1	30	選択 1 単位		○								2	
		英語 III b	2後	1	30			○									
		英語 IV a	2前	1	30			○									
		英語 IV b	2後	1	30			○									
	特講	ドイツ語 a	1前	1	30	1 必修単位		○								1	
		ドイツ語 b	1後	1	30			○									
		中国語 a	1前	1	30			○									
		中国語 b	1後	1	30			○									
		韓国語 a	1前	1	30			○									
		韓国語 b	1後	1	30			○									
留学生特例科目	日本事情	スポーツ I	1前・後	1	15	選択 1 単位		○								-	
		スポーツ II	1前・後	1	30			○									
		スポーツ III	1前・後	1	30			○									
	外國語	基礎ゼミナール	1前	1	30	1 必修単位		○								-	
		Global Communication	2前・後	2	15			○									
計 (履修方法・卒業要件)								22	(選択 1~4 単位を含む)	0	0	0	0	0	0	22	

【備考】留学生特例科目は、外国人留学生を対象とし、社会科学系科目・外国語系科目として計算する。修得した科目の単位は、卒業に必要な単位数に含める。

指定規則の教育内容										理学療法士課程								計		
区分	系	分野	授業科目	配当年次	単位数		1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	基礎分野		専門基礎分野			専門分野		臨床実習	計			
					必修	選択			科学的思考の基盤	人間と生活	び人 心身の発達と機能及	及疾病と障害の成従進み	リハビリテーションの理念	基礎理学療法学	理学療法評価学	理学療法治療学	地域理学療法学			
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	チュートリアル	1前	1	30			左記の卒業要件のほか、「専門分野」・地域理学療法学の科目区分のうち、「福祉機器適用論」「ヘルスプロモーション論」「公衆衛生学」のいずれか1科目を含め「専門分野」「専門総合分野」から5単位を修得すること。	○									1		
		解剖学 I	1前・後	2	15				○									17		
		解剖学 II	1前・後	2	15				○									17		
		解剖学実習	1前・後	1	45				○									14		
		生理学 I	1前・後	2	15				○									6		
		生理学 II	1前・後	2	15				○									5		
		生理学実習	2前・後	1	45				○									20		
		リハビリテーション運動学	1前・後	2	15				○									4		
		リハビリテーション運動学実習	2前・後	1	45				○									18		
		病理学概論	1前・後	2	15				○									93		
	疾病と回復過程の成り立ち及びシヨハ医療福祉の理念	リハビリテーション内科学 I	2前・後	1	30				○											
		リハビリテーション内科学 II	2前・後	1	30				○											
		リハビリテーション整形外科学 I	2前・後	1	30				○											
		リハビリテーション整形外科学 II	2前・後	1	30				○											
		リハビリテーション精神医学	2前・後	2	15				○											
		リハビリテーション精神医学 I	2前・後	1	30				○											
		リハビリテーション精神医学 II	2前・後	1	30				○											
		救急医学	2前・後	2	15				○											
		発達障害学	2前・後	2	15				○											
		リハビリテーション概論	1前・後	2	15				○											
専門教育科目	基礎理学療法学	生命倫理	1前・後	2	15				○									6		
		リハビリテーション心理学	1前・後	2	15				○									6		
		保健医療福祉論	2前・後	2	15				○									6		
		老年医学	2前・後	2	15				○									6		
		理学療法概論	1前・後	2	15				○									6		
		理学療法研究法	1前・後	2	15				○									6		
		理学療法管理運営学	3前・後	2	15				○									6		
		運動系機能能力評価学 I	2前・後	1	30				○									6		
		運動系機能能力評価学実習 I	2前・後	1	45				○									6		
		運動系機能能力評価学 II	2前・後	1	30				○									6		
	理学療法治療学	神経系機能能力評価学	2前・後	1	30				○									26		
		小児機能能力評価学	2前・後	1	30				○											
		運動療法学概論	1前・後	2	15				○											
		運動療法学演習	2前・後	1	30				○											
		物理療法学	2前・後	1	30				○											
		物理療法実習	2前・後	1	45				○											
		義肢装具学	3前・後	1	30				○											
専門分野	地域理学療法学	義肢装具学演習	3前・後	1	30				○											
		内部障害理学療法学	3前・後	1	30				○											
		内部障害理学療法学実習	3前・後	1	45				○											
		運動系機能障害理学療法学	3前・後	1	30				○											
		運動系機能障害理学療法学実習	3前・後	1	45				○											
		スポーツ障害理学療法学	3前・後	1	30				○											
		小児神経系理学療法学	3前・後	1	30				○											
		小児神経系理学療法学実習	3前・後	1	45				○											
		成人神経系理学療法学 I	3前・後	1	30				○											
		成人神経系理学療法学実習 I	3前・後	1	45				○											
専門総合分野	総合技術	成人神経系理学療法学 II	3前・後	1	30				○											
		成人神経系理学療法学実習 II	3前・後	1	45				○											
		生活技術学	2前・後	2	15				○											
		生活技術学実習	1前・後	1	45				○											
		臨床運動学	3前・後	2	15				○											
		臨床運動学実習	3前・後	1	45				○											
		摂食・嚥下リハビリテーション学	2前・後	1	30				○											
		福扯機器適用論	1前・後	2	15				○											
		地域理学療法学	1前・後	1	30				○											
		地域理学療法学実習	3前・後	1	45				○											
臨床実習		ヘルスプロモーション論	2前・後	2	15				○											
		公衆衛生学	1前・後	1	30				○											
		心身障害見対育論	3前・後	1	30				○											
		臨床実習	1前	1	45				○											
		臨床評価実習	3前・後	3	45				○									18		
専門総合分野	総合技術	総合臨床実習	4前・後	14	45				○									4		
		卒業研究	4前・後	4	30				○											
		理学療法学演習	1前・後	2	30				○	○	○	○	○							
		理学療法特別講義 I	3前・後	1	30				○	○	○	○	○							
		理学療法特別講義 II	3前・後	1	30				○	○	○	○	○					7		
専門総合分野		医療英語	2前・後	2	15				○											
		専門職連携演習	3前・後・4前	1	30				○	○	○	○	○							
		計(卒業要件)					(選択5単位を含む)	110	1	17	14	6	14	6	26	8 (選択5単位を含む)	18	110 (選択5単位を含む)		
卒業要件単位数										132	23 (選択14単位含む)	17	14	6	14	6	26 (選択5単位を含む)	18	132	
指定規則に対する増単位数										9	5	2	4	8	1	6	4	0	39	

【別紙資料11】

作業療法学専攻 教育課程と指定規則との対比表

区分		授業科目	配当年次	指定規則の教育内容			作業療法士課程								計	
				単位数	1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	基礎分野		専門基礎分野		専門分野					
				必修	選択		科学的思考の基盤	人間と生活	人体の構造と機能及び	回生病復過程と障害の成り立ち及び	デー・ヘルス・ショーワンの理念	基礎作業療法学	作業療法評価学	作業療法学	地域作業療法学	臨床実習
教養科目	国際	国際社会の理解Ⅰ	18×280・80	2	15		左記の卒業要件のほか、共通教育科目全體の選択科目から1単位以上選択	○								2
		国際社会の理解Ⅱ	18×280・80	2	15			○								
		国際社会の理解Ⅲ	18×280・80	2	15			○								
	学際	人間と思想・文化Ⅰ	18×280・80	2	15			○								4
		人間と思想・文化Ⅱ	18×280・80	2	15			○								
		人間と思想・文化Ⅲ	18×280・80	2	15			○								
		人間と現代社会Ⅰ	18×280・80	2	15			○								
		人間と現代社会Ⅱ	18×280・80	2	15			○								
		人間と現代社会Ⅲ	18×280・80	2	15			○								
		人間と科学・技術Ⅰ	18×280・80	2	15			○								
	人文科学	人間と科学・技術Ⅱ	18×280・80	2	15			○								2
		人間と科学・技術Ⅲ	18×280・80	2	15			○								
		哲學	1前・後	2	15			○								
共通教育科目	共通基礎科学	文学	1前・後	2	15			○								2
		倫理学	1前・後	2	15			○								
		心理学	1前・後	2	15			○								
		日本語表現法	1前・後	2	15			○								
		芸術学	1前・後	2	15			○								
		文化人類学	1前・後	2	15			○								
		コミュニケーション論	1前・後	2	15			○								
		法学	1前・後	2	15			○								
		経済学	1前・後	2	15			○								
		社会学	1前・後	2	15			○								
基礎教育科目	情報処理	歴史学	1前・後	2	15			○								2
		政治学	1前・後	2	15			○								
		教育学	1前・後	2	15			○								
		統計学	1前・後	2	15			○								
		数学	1前・後	2	15			○								
		物理学	1前・後	2	15			○								
		物理学実験	1前・後	1	45			○								
		化学	1前・後	2	15			○								
		化学実験	1前・後	1	45			○								
		生物学	1前・後	2	15			○								
留学生特例科目	外国语	生物学実験	1前・後	1	45			○								2
		情報処理Ⅰ a	1前・後	1	30			○								
		情報処理Ⅰ b	1前・後	1	30			○								
		情報処理Ⅱ	2×3前・後	1	30			○								
		情報処理Ⅲ	2×3前・後	1	30			○								
		情報処理Ⅳ	2×3前・後	1	30			○								
		情報処理Ⅴ	2×3前・後	1	30			○								
		情報処理VI	2×3前・後	1	30			○								
		情報処理VII	2×3前・後	1	15			○								
		英語Ⅰ a	1前	1	30			○								
留学生特例科目	外国语	英語Ⅰ b	1後	1	30			○								
		英語Ⅱ a	1前	1	30			○								
		英語Ⅱ b	1後	1	30			○								
		英語Ⅲ a	2前	1	30			○								
		英語Ⅲ b	2後	1	30			○								
		英語Ⅳ a	2前	1	30			○								
		英語Ⅳ b	2後	1	30			○								
		ドイツ語 a	1前	1	30			○								
		ドイツ語 b	1後	1	30			○								
		中国語 a	1前	1	30			○								
留学生特例科目	外国语	中国語 b	1後	1	30			○								
		韓国語 a	1前	1	30			○								
		韓国語 b	1後	1	30			○								
		スポーツ I	1前・後	1	15			○								
		スポーツ II	1前・後	1	30			○								
		スポーツ III	1前・後	1	30			○								
		基礎ゼミナール	1前	1	30			○								
		Global Communication	2前・後	2	15			○								
		留学生特例科目						○								
		日本事情 I	1前	2	15			○								
通基科 目	外国语	日本事情 II	1後	2	15			○								-
		日本語 I a	1前	2	15			○								
		日本語 I b	1後	2	15			○								
		日本語 II	2前	2	15			○								
		日本語 III	2前	2	15			○								

【備考】留学生特例科目は、外国人留学生を対象とし、社会科学系科目・外国語系科目として計算する。修得した科目の単位は、卒業に必要な単位数に含める。

卒業要件(最低) 単位数	136	23 (選択14単位を含む)	17	14	6	14	6	23	8 (選択5単位を含む)	25	136
指定規則に対する増単位数		9	5	2	4	8	1	3	4	7	43

## 言語聴覚療法学専攻 教育課程と指定規則との対比表

区分		授業科目	配当年次	指定規則の教育内容		履修方法及び卒業要件	言語聴覚士専攻												選択必修分野	計
				単位数	1単位あたりの時間数		基礎分野				専門基礎分野				専門分野					
必修	選択	人文科学二科目	社会科学二科目	自然科学二科目	外国語	保健体育	臨床医学	音声・言語・聴覚医学	心理学	言語学	音響学	言語発達学	社会福祉・教育	言語聴覚障害学総論	失語・乗次脳機能障害学	言語発達障害学	聴覚障害学	臨床実習		
教養科目	国際	国際社会の理解Ⅰ	1前・2後・3後	2	15	選択4単位														
		国際社会の理解Ⅱ	1後・2前・3後	2	15															
		国際社会の理解Ⅲ	1後・2後・3後	2	15															
	人間と思想・文化	人間と思想・文化Ⅰ	1前・2前・3後	2	15															
		人間と思想・文化Ⅱ	1後・2前・3後	2	15															
		人間と思想・文化Ⅲ	1後・2後・3後	2	15															
	人間と現代社会	人間と現代社会Ⅰ	1前・2前・3後	2	15															
		人間と現代社会Ⅱ	1後・2前・3後	2	15															
		人間と現代社会Ⅲ	1後・2後・3後	2	15															
	人間と科学・技術	人間と科学・技術Ⅰ	1前・2前・3後	2	15															
		人間と科学・技術Ⅱ	1後・2前・3後	2	15															
		人間と科学・技術Ⅲ	1後・2後・3後	2	15															
共通教育科目	人文科学	哲學	1前・後	2	15	選択4単位	○													
		文学	1前・後	2	15		○													
		倫理学	1前・後	2	15		○													
		心理学	1前・後	2	15		○													
		日本語表現法	1前・後	2	15		○													
		芸術学	1前・後	2	15		○													
		文化人類学	1前・後	2	15		○													
		ヨーロッパ・アフリカ・東洋文化論	1前・後	2	15		○													
		法学	1前・後	2	15		○													
		経済学	1前・後	2	15		○													
	社会科	社会学	1前・後	2	15		○													
		歴史学	1前・後	2	15		○													
		政治学	1前・後	2	15		○													
		教育学	1前・後	2	15		○													
基礎教育科目	共通基礎	統計学	1前・後	2	15	選択4単位	○													
		数学	1前・後	2	15		○													
		物理学	1前・後	2	15		○													
		物理学実験	1前・後	1	45		○													
		化学	1前・後	2	15		○													
		化学実験	1前・後	1	45		○													
		生物学	1前・後	2	15		○													
		生物学実験	1前・後	1	45		○													
		情報処理Ⅰa	1前・後	1	30	必修2単位	○													
		情報処理Ⅰb	1前・後	1	30		○													
基礎教育科目	情報処理	情報処理Ⅱ	1~3前・後	1	30		○													
		情報処理Ⅲ	2~3前・後	1	30		○													
		情報処理Ⅳ	2~3前・後	1	30		○													
		情報処理Ⅴ	2~3前・後	1	30		○													
		情報処理Ⅵ	2~3前・後	1	30		○													
		情報処理	2~3前・後	1	15		○													
		英語Ⅰa	1前	1	30	必修4単位	○													
		英語Ⅰb	1後	1	30		○													
		英語Ⅱa	1前	1	30		○													
		英語Ⅱb	1後	1	30		○													
		英語Ⅲa	2前	1	30		○													
		英語Ⅲb	2後	1	30		○													
		英語Ⅳa	2前	1	30		○													
		英語Ⅳb	2後	1	30		○													
		ドイツ語a	1前	1	30		○													
		ドイツ語b	1後	1	30		○													
基礎教育科目	外國語	中国語a	1前	1	30		○													
		中国語b	1後	1	30		○													
		韓国語a	1前	1	30		○													
		韓国語b	1後	1	30		○													
		スポーツI	1前・後	1	15		○													
		スポーツII	1前・後	1	30		○													
		スポーツIII	1前・後	1	30		○													
		基礎ゼミナール	1前	1	30	4必修4単位	○													
		Global Communication	2前・後	2	15		○													
留学生特例科目	外國語	日本事情I	1前	2	15		○													
		日本事情II	1後	2	15		○													
		日本語I a	1前	2	15		○													
		日本語I b	1後	2	15		○													
		日本語II	2前	2	15		○													
留学生特例科目	日本語	日本事情II	1後	2	15	留学生	○													
		日本語I a	1前	2	15		○													
		日本語I b	1後	2	15		○													
		日本語II	2前	2	15		○													
		日本語III	2後	2	15		○													
計(履修方法・卒業要件)				27		27 (選択19単位を含む)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27

指定規則の教育内容										言語聴覚士課程																		
教育課程		授業科目	配当年次	単位数		1単位の時間数	履修方法及び卒業要件	基礎分野			専門基礎分野						専門分野			選択必修分野	計							
区分	必修			人文科学二科目	社会二科目			自然科学二科目	外国语	保健体育	臨床医学	音声・言語・聽覚医学	心理学	言語学	音響学	言語発達	社会福祉・教育	失語・失聴・失音・失語・失聴・失音	言語発達障害学	聴覚障害学								
基礎医学	チュートリアル	1前	1	30		左記の卒業要件のほか、『専門基礎分野』『心理学』の科目区分のうち、「認知心理学」「拡大・代替コミュニケーション論」「地域リハビリテーション論」「保健医療福祉論」「生命倫理」「老年医学」「生活環境科学」「ヘルスプロモーション論」を含む。	必修39単位	○													1							
	医学概論	1前・後	2	15				○													7							
	解剖学	1前・後	2	15				○																				
	生理学	1前・後	2	15				○																				
	生理学演習	2前・後	1	30				○																				
	病理学概論	1前・後		2				○																				
	人間発達学	1前・後		2				○																				
	公衆衛生学	1前・後		1				○																				
	リハビリテーション精神医学	2前・後	2	15				○																				
	小児科学	2前・後	1	30				○																				
臨床医学	リハビリテーション医学	2前・後	1	30				○																				
	内科学概論	2前・後	1	30				○																				
	リハビリテーション脳神経学Ⅰ	2前・後	1	30				○																				
	リハビリテーション脳神経学Ⅱ	2前・後	1	30				○																				
	耳鼻咽喉科学	2前・後	1	30				○																				
	形成外科学	2前・後	1	30				○																				
	歯科口腔外科学	2前・後	1	30				○																				
	救急医学	2前・後		2				○																				
	脳神経機能評価学	2前・後	1	30				○																				
	音声言語聴覚医学	2前・後	2	15				○																				
専門基礎分野	音声言語聴覚医学	1前・後	1	30				○																				
	音声学	1前・後	2	15				○																				
	言語理論と言語心理Ⅰ	1前・後	1	30				○																				
	言語理論と言語心理Ⅱ	1前・後	1	30				○																				
	音声学	1前・後	2	15				○																				
	音声言語情報処理	1前・後	1	30				○																				
	音響・聴覚心理学	1前・後	2	15				○																				
	言語発達学	1前・後	1	30				○																				
	カウンセリング	3前・後		2				○																				
	臨床心理学	1前・後	2	15				○																				
心理学	発達心理学	1前・後	2	15				○																				
	学習心理学	2前・後		2				○																				
	認知心理学	2前・後		2				○																				
	心理測定法	3前・後		2				○																				
	音楽療法概論	4前・後		1				○																				
	拡大・代替コミュニケーション論	4前・後		1				○																				
	リハビリテーション概論	1前・後	2	15				○																				
	地域リハビリテーション論	2前・後		1				○																				
	言語聴覚管理運営学(関係法規含む)	1前・後	2	15				○																				
	保健医療福祉論	2前・後		2				○																				
専門教育科目	生命倫理	1前・後		2				○																				
	老年医学	2前・後		2				○																				
	生活環境科学	2前・後		2				○																				
	ヘルスプロモーション論	2前・後		2				○																				
	言語聴覚障害学概論	2前・後		2				○																				
	言語聴覚障害診断法	2前・後		2				○																				
	高次脳機能障害学	4前・後		1				○																				
	発達系障害学概論Ⅰ	2前・後		2				○																				
	発達系障害学概論Ⅱ	3前・後		2				○																				
	発達系障害学演習Ⅰ	2前・後		1				○																				
専門分野	発達系障害学演習Ⅱ	3前・後		1				○																				
	認知系障害学概論Ⅰ	2前・後		2				○																				
	認知系障害学概論Ⅱ	3前・後		2				○																				
	認知系障害学演習Ⅰ	3前・後		1				○																				
	認知系障害学演習Ⅱ	3前・後		1				○																				
	发声発語系障害学概論Ⅰ	2前・後		2				○																				
	发声発語系障害学概論Ⅱ	3前・後		2				○																				
	发声発語系障害学演習	3前・後		1				○																				
	嚥下系障害学概論Ⅰ	2前・後		2				○																				
	嚥下系障害学概論Ⅱ	3前・後		2				○																				
総合技術	发声発語系障害学概論Ⅲ	3前・後		1				○																				
	发声発語系障害学演習Ⅰ	3前・後		1				○																				
	发声発語系障害学演習Ⅱ	3前・後		1				○																				
	卒業研究	4前・後		4				○																				
	言語聴覚学演習	4前・後		2				○																				
	言語聴覚特別講義Ⅰ	3前・後		1				○																				
	言語聴覚特別講義Ⅱ	3前・後		1				○																				
	医療英語	2前・後		2				○																				
	専門論述演習	1前・後		1				○																				
	必修4単位																											
計(履修方法・卒業要件)				110	(選択3単位を含む)		137	28	(選択19単位を含む)		7	9	1	3	7	2	3	2	1	7	14	6	6	10	7	16	8	137
指定規則に対する増単位数				16	4		3	0	0		0	0	1	0	0	0	5	10	0	0	1	0	4	0	44			

【別紙資料13】

義肢装具学専攻 教育課程と指定規則との対比表

区分		授業科目	配当年次	指定規則の教育内容			義肢装具学課程							計	
				単位数	1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	基礎分野	専門基礎分野			専門分野				
							科学的思考の基盤	人間と生活	人体の構造と機能及び心身の発達	疾病と障害の成り立ち及	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	義肢装具領域における工学	基礎義肢装具学	応用義肢装具学	臨床実習
							14	13	8	5	10	19	20	4	93
教養科目	国際	国際社会の理解Ⅰ	18・2前・後	2	15	選択2単位	○								2
		国際社会の理解Ⅱ	18・2前・後	2	15		○								
		国際社会の理解Ⅲ	18・2前・後	2	15		○								
	学際	人間と思想・文化Ⅰ	18・2前・後	2	15	選択4単位	○								4
		人間と思想・文化Ⅱ	18・2前・後	2	15		○								
		人間と思想・文化Ⅲ	18・2前・後	2	15		○								
		人間と現代社会Ⅰ	18・2前・後	2	15		○								
	人文科学	人間と現代社会Ⅱ	18・2前・後	2	15	選択2単位	○								2
		人間と現代社会Ⅲ	18・2前・後	2	15		○								
		人間と科学・技術Ⅰ	18・2前・後	2	15		○								
共通教育科目	人文科学	人間と科学・技術Ⅱ	18・2前・後	2	15	選択2単位	○								2
		人間と科学・技術Ⅲ	18・2前・後	2	15		○								
		哲學	1前・後	2	15		○								
	社会科学	文学	1前・後	2	15	選択2単位	○								2
		倫理学	1前・後	2	15		○								
		心理学	1前・後	2	15		○								
	自然科学	日本語表現法	1前・後	2	15	選択2単位	○								2
		芸術学	1前・後	2	15		○								
		文化人類学	1前・後	2	15		○								
	共通基礎	コミュニケーション論	1前・後	2	15	選択2単位	○								2
		法学	1前・後	2	15		○								
		経済学	1前・後	2	15		○								
基礎教育科目	社会会科	社会学	1前・後	2	15	選択2単位	○								2
		歴史学	1前・後	2	15		○								
		政治学	1前・後	2	15		○								
	自然科学	教育学	1前・後	2	15	選択2単位	○								2
		統計学	1前・後	2	15		○								
		数学	1前・後	2	15		○								
	情報処理	物理学	1前・後	2	15	選択2単位	○								2
		物理学実験	1前・後	1	45		○								
		化学	1前・後	2	15		○								
	情報処理	化学実験	1前・後	1	45	選択2単位	○								2
		生物学	1前・後	2	15		○								
		生物学実験	1前・後	1	45		○								
留学生特例科目	情報処理	情報処理Ⅰa	1前・後	1	30	必修2単位	○								2
		情報処理Ⅰb	1前・後	1	30		○								
		情報処理Ⅱ	2・3前・後	1	30		○								
	外国語	情報処理Ⅲ	2・3前・後	1	30	必修2単位	○								2
		情報処理IV	2・3前・後	1	30		○								
		情報処理V	2・3前・後	1	30		○								
	基礎教育科目	情報処理VI	2・3前・後	1	30		○								
		情報処理VII	2・3前・後	1	15		○								
		英語Ⅰa	1前	1	30	必修4単位	○								5
	外國語	英語Ⅰb	1後	1	30		○								
		英語Ⅱa	1前	1	30		○								
		英語Ⅱb	1後	1	30		○								
基礎教育科目	保健体育	英語Ⅲa	2前	1	30	選択1単位	○								2
		英語Ⅲb	2後	1	30		○								
		英語Ⅳa	2前	1	30		○								
	特講	英語Ⅳb	2後	1	30	選択1単位	○								1
		ドイツ語a	1前	1	30		○								
		ドイツ語b	1後	1	30		○								
	基礎ゼミナール	中国語a	1前	1	30	選択1単位	○								1
		中国語b	1後	1	30		○								
		韓国語a	1前	1	30		○								
	Global Communication	韓国語b	1後	1	30		○								
		スポーツI	1前・後	1	15		○								
		スポーツII	1前・後	1	30		○								
対留学生	基礎ゼミナール	スポーツIII	1前・後	1	30	選択1単位	○								1
		基礎ゼミナール	1前	1	30		○								
		Global Communication	2前・後	2	15		○								
	外國語	日本事情I	1前	2	15	選択1単位	○								-
		日本事情II	1後	2	15		○								
基礎教育科目	外國語	日本語Ia	1前	2	15	選択1単位	○								-
		日本語Ib	1後	2	15		○								
	外國語	日本語II	2前	2	15	選択1単位	○								
		日本語II	2後	2	15		○								
計(履修方法・卒業要件)							22	22 (選択14単位を含む)	0	0	0	0	0	0	22

指定規則の教育内容								義肢装具課程			専門分野			計	
区分	授業科目	配当年次	単位数		履修方法及び卒業要件	基礎分野			専門基礎分野			専門分野			
			必修	選択		科学的思考の基盤	人間と生活	人体の構造と機能及び心身の発達	疾病及び障害の発達	ビリテーションの理	保健全康医療福祉社会との関係	義肢装具学における工学	基礎義肢装具学	応用義肢装具学	臨床実習
			14		13		8	5	10	19	20	4	93		
専門基礎分野	チュートリアル	1前	1	30	左記の卒業要件のほか、『専門基礎分野』、『専門分野』、『専門総合分野』から7単位を修得すること。	○									1
	解剖学 I	1前・後	2	15		○									13
	解剖学 II	1前・後	2	15		○									8
	解剖学演習	1前・後	1	30		○									10
	機能解剖学	2前・後	2	15		○									15
	生理学	1前・後	2	15		○									19
	生理学演習	2前・後	1	30		○									20
	リハビリテーション運動学	1前・後	2	15		○									4
	リハビリテーション運動学実習	2前・後	1	45		○									93
	人間発達学	1前・後		2		○									
専門教育科目	病理学概論	2前・後		2		○									
	内科学概論	2前・後	1	30		○									
	リハビリテーション整形外科学 I	2前・後	1	30		○									
	リハビリテーション整形外科学 II	2前・後	1	30		○									
	リハビリテーション精神医学	2前・後	2	15		○									
	リハビリテーション脳神経学 I	2前・後	1	30		○									
	リハビリテーション脳神経学 II	2前・後	1	30		○									
	公衆衛生学	1前・後	1	30		○									
	社会参加と高齢者の福祉	1前・後		2		○									
	リハビリテーション概論	1前・後	2	15		○									
専門分野	認知行動科学	1前・後		2		○									
	ボランティア論	1前・後	1	30		○									
	介護概論	2前・後	2	15		○									
	保健医療福祉論	2前・後		2		○									
	高齢者福祉論	3前・後	2	15		○									
	生命倫理	1前・後	2	15		○									
	関係法規	3前・後	1	30		○									
	図学・製図学	1前・後	2	15		○									
	機構学	1前・後	2	15		○									
	情報処理演習	2前・後	2	30		○									
専門教育科目	機械工学	2前・後	2	15		○									
	制御工学	3前・後	2	15		○									
	ユニバーサルデザイン	3前・後	2	15		○									
	コンピュータプログラミング演習 I	3前・後	1	30		○									
	コンピュータプログラミング演習 II	3前・後	1	30		○									
	統計学演習	3前・後	1	30		○									
	義肢装具学概論	1前・後	2	15		○									
	義肢装具基礎工芸論	1前・後	2	15		○									
	義肢装具基礎工作実習	1前・後	1	45		○									
	義肢装具材料科学	2前・後	2	15		○									
専門分野	義肢装具材料力学	2前・後	2	15		○									
	福祉用具支援論	2前・後	2	15		○									
	福祉用具支援演習	2前・後	1	30		○									
	理学療法概論	2前・後	2	15		○									
	作業療法概論	2前・後	2	15		○									
	運動機能計測学	3前・後	2	15		○									
	運動機能計測学実習	3前・後	1	30		○									
	義肢 I (下腿義足)	2前・後	2	15		○									
	義肢 I 実習 (下腿義足)	2前・後	1	45		○									
	義肢 II (義手)	3前・後	2	15		○									
専門分野	義肢 II 実習 (義手)	3前・後	1	45		○									
	義肢 III (大腿義足)	3前・後	2	15		○									
	義肢 III 実習 (大腿義足)	3前・後	1	45		○									
	義肢 IV (特殊義足)	3前・後	2	15		○									
	義肢 V (股義足)	3前・後	2	15		○									
	装具 I (下腿義足)	2前・後	2	15		○									
	装具 I 実習 (下腿義足)	2前・後	1	45		○									
	装具 II (体幹装具)	3前・後	2	15		○									
	装具 II 実習 (体幹装具)	3前・後	1	45		○									
	装具 III (上肢装具)	4前・後	2	15		○									
専門分野	装具 III 実習 (上肢装具)	4前・後	1	45		○									
	装具 IV (座位保持装置)	4前・後		2		○									
	装具 V (特殊装具)	4前・後	2	15		○									
	装具 VI (靴形装具)	4前・後	2	15		○									
	装具 VII (車いす)	4前・後		2		○									
	見学実習	1前・後	1	45		○									
	臨床実習 I	2前・後	1	45		○									
	臨床実習 II	3前・後	3	45		○									
	臨床実習 III	4前・後	4	45		○									
	卒業研究	4通	4	30		○									
専門総合分野	義肢装具学演習	4前・後	2	15	4必修位	1		13	8	10	15	27	29 (選択7単位を含む)	9	112 (選択7単位を含む)
	医療英語	2前・後	2	15		9		0	0	5	5	8	9	5	41
	専門職連携演習	300・400・410		1		112 (選択7単位を含む)									
	計 (履修方法・卒業要件)					1		13	8	10	15	27	29 (選択7単位を含む)	9	112 (選択7単位を含む)

卒業要件単位数	134	23 (選択14単位含む)	13	8	10	15	27	29 (選択7単位を含む)	9	134
指定規則に対する増単位数		9	0	0	5	5	8	9	5	41

## 理学療法学専攻 演習・実習の概要

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>解剖学実習</b> 〔必修科目／1単位〕	1年次 (前期・後期)	本実習では、精巧な模型や人体解剖標本を数多く観察させることにより、人体の構造を詳細に把握し、「解剖学Ⅰ」「解剖学Ⅱ」などの講義で学んだ知識の理解を深めさせる。また、実習を通して、生命の尊厳について考える姿勢や人間性を身につけ、医療人としての素養を醸成させていく。さらに、人体解剖の見学(広島大学医学部)を通して、人体機能の実際とリハビリテーション医療を総合的に学修させる。	人体構造学実習室 【1号館3階】
<b>生理学実習</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	本実習では、動物を用いた実験や人体を使った測定・シミュレーション等を行うことにより、「生理学Ⅰ」「生理学Ⅱ」などの講義で学んだ知識の理解を深めさせ、生理機能の実際を学修させる。また、その過程において、様々なデータの扱い方、問題点・課題点の抽出、解決策の考案、新たな実験の立案などをを行い、基礎医療を体系的に学修させる。	人体生理学実習室 【1号館3階】
<b>リハビリテーション運動学実習</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	本実習では、「解剖学Ⅰ」「生理学Ⅰ」「リハビリテーション運動学」で学んだ基礎知識をもとに、身体運動のメカニズムを理解させる。特に、理学療法・作業療法で必要となる、身体運動の分析における観察力の重要性を学修させるとともに、VICON・床反力計などの動作分析機器を用いた実習などを行う。	運動学実習室 【3号館9階】
<b>運動系機能能力評価学実習Ⅰ</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	本実習では、「運動系機能能力評価学Ⅰ」で学んだ内容を実際に駆使し、基礎知識の深化を図る。実際の患者に対する評価場面を想定し、筋の触察、関節可動域検査の手法を修得させる。評価の基礎となる基本的技術、正確性に重点を置き、様々な例証を提示しながら実習を進めていく。	機能診断学実習室 【3号館9階】
<b>運動系機能能力評価学実習Ⅱ</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	本実習では、「運動系機能能力評価学Ⅱ」で学んだ内容をもとに、実技形式で実践的に学修させ、理学療法における各種検査の基本的知識及び技術の習熟を図る。徒手筋力テスト、上肢の筋力テスト、体幹筋のテスト、下肢の筋力などの検査手技についても学修させる。	機能診断学実習室 【3号館9階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>運動療法学演習</b> 〔必修科目／1 単位〕	2 年次 (前期・後期)	学内で実施  本演習では「運動療法学概論」で学んだ内容をもとに、人間の運動が遂行されるために必要な関節運動や関節構造と運動の種類及び関節可動域を制限する病態について理解させる。また、基本的な関節可動域改善のための手技の理論を学修させる。	運動学実習室、 運動療法実習室 【3号館9階】
<b>物理療法学実習</b> 〔必修科目／1 単位〕	2 年次 (前期・後期)	学内で実施  本実習では、「物理療法学」での学修をもとに、ホットパック・ペラフィン・極超短波・レーザー・低周波・超音波・温流浴・寒冷療法・振動トレーニングマシンなど各種物理療法機器に触れ、その操作手順・方法を理解させ、安全に実施できるための技術を修得させる。また、治療者・対象者として実際に治療を体験することで、その生理学的、心理学的作用を感覚的に理解させる。	物理療法実習室 【3号館9階】
<b>義肢装具学演習</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)	学内で実施  本演習では、「義肢装具学」で学んだ内容をもとに、弾力包帯を用いての断端成績方法、体験義足を用いての義足歩行指導方法や、熱可塑性プラスチックを材料に簡易装具の作成、足底板作成などを実習する事により義足や装具の調整の重要性、指導の重要性を学修させる。	運動学実習室 【3号館9階】
<b>内部障害理学療法学実習</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)	学内で実施  本実習では、「内部障害理学療法学」で学んだ内容をもとに、呼吸器疾患に必要な基礎的な検査方法を模擬患者に対して実施する。聴診器を使用し呼吸音の聞き取り方や特徴的な呼吸音について学ばせる。排痰法、呼吸法及び運動処方の立案について修得させる。	物理療法実習室 【3号館9階】
<b>運動系機能障害理学療法学実習</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)	学内で実施  本実習では、「運動系機能障害理学療法学」での学修をもとに、運動器疾患、腰部疾患、股関節疾患、肩関節疾患、膝関節疾患などの病態の確認、必要な評価、評価結果からの問題点抽出、治療目標、治療計画について、理学療法を実技形式で実施させ、運動器疾患に対する理学療法の知識及び技術を習熟させる。	運動学実習室、 運動療法実習室 【3号館9階】
<b>スポーツ障害理学療法学演習</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)	学内で実施  本演習では「スポーツ障害理学療法学」で学んだ内容に基づき、運動学やバイオメカニクスの知識を再確認しながらスポーツ障害の鑑別診断や評価の技術を習熟させる。また、アスレチックトレーピングの技術を修得させる。	物理療法実習室 【3号館9階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
小児神経系理学療法学実習 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期) 学内で実施	本実習では、「小児神経系理学療法学」で学んだ内容をもとに、低出生体重児、痙直型両まひ、痙直型四肢まひ、痙直型片まひなどの多様な発達障害児の発達を停滞させている要因を発見し、発達障害児に対する評価と治療計画立案についての理学療法を学ぼせる。乳児の自発運動評価や運動発達レベル評価や反射・反応検査方法など、評価に基づいて治療計画を立案ができるよう指導する。	機能診断学実習室、 物理療法実習室 【3号館9階】
成人神経系理学療法学実習Ⅰ 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期) 学内で実施	本実習では、「成人神経系理学療法学Ⅰ」での学修をもとに、脳卒中による機能障害、活動制限、参加制約に焦点を当てる。その解決方法を学修させていくことにより、学生同士で患者役、治療者役に分かれて評価と治療手技の確認を行っていく。	運動療法実習室 【3号館9階】
成人神経系理学療法学実習Ⅱ 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期) 学内で実施	本実習では、「成人神経系理学療法学Ⅱ」での学修をもとに、脊髄損傷、パーキンソン病などの神経疾患難病に対する運動療法について教授する。急性期の病態・リスク管理、関節可動域練習、回復期の積極的な機能回復練習について学修させる。	運動療法実習室 【3号館9階】
生活技術学実習 〔必修科目／1 単位〕	2 年次 (前期・後期) 学内で実施	本実習では、「生活技術学」で学んだ内容をもとに、日常生活活動(ADL)の評価表について学ぼせる。トランസファー・寝返り・起き上がり・歩行など適切な介助方法を修得させる。そして、日常生活活動(ADL)の実際(食事・更衣・入浴・整容・移動・移乗・トイレ)を学ぼせることで、臨末において適切な指導ができるよう教授する。	運動学実習室 【3号館9階】
臨床運動学実習 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期) 学内で実施	本実習では、「解剖学Ⅰ」「解剖学Ⅱ」「生理学Ⅰ」「生理学Ⅱ」「リハビリテーション運動学」「リハビリテーション運動学実習」「臨床運動学」などの運動学関連の科目で学んだ知識をもとに、健常人及び病態を有する者の運動制御、姿勢制御を観察、分析できるように教授する。健常人の運動制御、姿勢制御を観察、分析を学修させた後、病態を有する者の運動制御と姿勢制御を観察、分析について学ぼせる。	動作解析実習室 【3号館10階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
地域理学療法学実習 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期) 学内で実施	本実習では、「地域理学療法学」での学修をもとに、地域理学療法で頻繁に使用される基本的運動機能評価方法の実践、高齢者体験装具を用いた機能低下が及ぼす基本動作、日常生活活動への影響の体験やその評価、家屋改造の適切な提言などのための基礎知識を修得させる。	物理療法実習室 【3号館9階】
理学療法学演習 〔必修科目／2 単位〕	4 年次 (前期・後期) 学内で実施	本演習では、専門教育科目の内容を横断的に理解することによって、はじめて可能となる理学療法の応用的技術を少人数単位で修得させる。	所属各研究室 【1号館7階、 3号館9階】

## 作業療法学専攻 演習・実習の概要

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>解剖学実習</b> 〔必修科目／1 単位〕	1 年次 (前期・後期) 学内および学外で実施	本実習では、精巧な模型や人体解剖標本を数多く観察されることにより、人体の構造を詳細に把握し、「解剖学Ⅰ」「解剖学Ⅱ」などの講義で学んだ知識の理解を深めさせる。また、実習を通して、生命の尊厳について考える姿勢や人間性を身につけ、医療人としての素養を醸成させていく。さらに、人体解剖の見学(広島大学医学部)を通して、人体機能の実際ヒアリテーション医療を総合的に学修させる。	人体構造学実習室 【1号館3階】
<b>生理学実習</b> 〔必修科目／1 単位〕	2 年次 (前期・後期) 学内で実施	本実習では、動物を用いた実験や人体を使つた測定・シミュレーション等を行うことにより、「生理学Ⅰ」「生理学Ⅱ」などの講義で学んだ知識の理解を深めさせ、生理機能の実際を学修させる。また、その過程において、様々なデータの扱い方、問題点、課題点の抽出、解決策の考案、新たな実験の立案などをを行い、基礎医療を体系的に学修させる。	人体生理学実習室 【1号館3階】
<b>リハビリテーション運動学実習</b> 〔必修科目／1 単位〕	2 年次 (前期・後期) 学内で実施	本実習では、「解剖学Ⅰ」「生理学Ⅰ」「リハビリテーション運動学」で学んだ基礎知識をもとに、身体運動のメカニズムを理解させる。特に、理学療法・作業療法で必要となる、身体運動の分析における観察力の重要性を学修させるとともに、VICON・床反力計などの動作分析機器を用いた実習などを行う。	動態解析実習室 【3号館10階】
<b>運動系機能能力評価学実習</b> 〔必修科目／1 単位〕	2 年次 (前期・後期) 学内で実施	運動系機能は、日常生活動作、職業生活、コミュニケーションなどの作業活動の全てに深く関わる機能である。そのため、身体障害作業療法を行う上で運動機能に付する評価技術が特に必要となり、上肢機能・下肢機能・全肢体能の様々なる行為・動作の基本となる状況を正確に把握することは評価において重要となる。本実習では、関節可動域測定や筋力検査、筋緊張など運動系の検査測定技術を修得させ、基本的手技だけではなく、様々な状況下で行うことを想定した応用的な技術についても実習を通じて教授する。	動態解析実習室 【3号館10階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>精神・認知機能能力評価学実習</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	精神・認知機能の作業療法評価は、対象となる領域の幅が広く、加えて関連領域となる臨床心理検査や精神医学的検査、神経心理学的検査、言語機能検査など知識や技術も理解しておく必要がある。本実習では、ウェクスター成人知能検査(WAIS)やコース立方体などの知能検査、リーディングスパンテストなどの認知機能検査や、ストループテストの高次脳機能検査など、臨床現場で使用頻度の高い実習を積極的に取り入れ、正確な実施スキルを修得させる。精神障害作業療法で用いる様々な評価手法を含め、幅広く評価技術について実習指導を行う。	レクレーション 実習室 【3号館10階】
<b>身体障害作業療法学実習</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	さまざまな紙面上の身体障害の状況を設定して、実際に手芸、木工、絵画、治療ゲームなどの作業種目や、種々の徒手的治療方法、スプリント作成もプログラムとして計画、実施し、学生に対象者の立場、指導する立場の双方を体験させながら、実際場面に近い作業療法場面を設定し演習させる。	動態解析実習室 【3号館10階】
<b>老年期障害/作業療法学実習</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	さまざまな紙面上の老年期障害の状況を設定して、実際に手芸、金工、木工、絵画、治療ゲームなど、さまざまな作業種目を、プログラムとして計画、実施し、学生に対象者の立場、指導する立場の双方を体験させながら、実際場面に近い作業療法場面を設定し演習させる。	織物手工芸絵画実習室 【3号館10階】
<b>発達障害作業療法学実習</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	さまざまな紙面上の発達障害の状況を設定して、実際に感覚統合療法理論に基づく遊具、適切な椅子などの工夫、遊びやレクリエーション、運動プログラムなどを用いたプログラムを計画、実施し、学生に対象者の立場、指導する立場の双方を体験させながら、実際場面に近い作業療法場面を設定し演習させる。	レクレーション 実習室 【3号館10階】
<b>精神障害作業療法学実習</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	さまざまな紙面上の精神障害の状況を設定して、実際に手芸、金工、木工、絵画、治療ゲームなど、さまざまな作業種目を、プログラムとして計画、実施し、学生に対象者の立場、指導する立場の双方を体験させながら、実際場面に近い作業療法場面を設定し演習させる。	木工金工・職業前機能評価実習室 【3号館1階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>義肢装具学演習</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	四肢切断者をはじめとした整形外科疾患などの、さまざまな義肢装具を必要とする障害を設定して、実際に義肢装具の評価、管理、義肢装具使用方法指導を含めた訓練プログラムを計画、実施させ、学生に対象者の立場、指導する立場の双方を体験させながら、実際場面に近い義肢装具を必要とする作業療法場面を設定し演習させる。	器具加工実習室 【3号館10階】
<b>日常生活活動学実習</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	本実習では、様々な日常生活活動に支援の必要な状況を設定して、実際にセルフケアだけでなく、料理や掃除といった家事動作など、様々な日常生活活動状況を支援プログラムとして計画・実施し、学生に対象者の立場、指導する立場の双方を体験させ、実際の場面を想定した作業療法場面を設定し実習させる。また、社会生活環境に対する学修として、学生が実際に車椅子を押す側・乗る側となって大学周辺で体験実習を行い、障害者が外出した際の障壁についての理解も実践的に深めていく。	ADLコーナー 地域ケア実習室 【3号館9階】
<b>住環境整備論実習</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	本実習では、一般的な住宅を例に障害を抱えた人が居住する際に留意となる部分を選び出し、建築計画上の問題点を明らかにする。また、階段等の寸法を測定し、快適性・安全性の面からデザイン・色などの建築計画上の課題について考察する。住宅改修の必要性を図面上で検討させ、介護保険制度の住宅改修意見書の作成を実践させる。様々な障害とニーズを設定した上で、実際の建物を使ってあらゆる角度から住環境を評価し、適切な住宅改修計画を立案なども体得させていく。	ADLコーナー 地域ケア実習室 【3号館9階】
<b>福祉機器適用論実習</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	本実習では、「福祉機器適用論」で学んだ内容をもとに、実際の慢性関節リウマチや片まひ、脳性まひなどの障害を想定して評価に基づいた練習プログラム立案を作成する実習を行う。また、設計図を作成して、木材や発泡スチロールなど身近な材料や廃品をリサイクル利用したリーチャーやストローホルダーなどの自助具を自作する実習、オリジナルの介護用品について設計・製作する実習、ユニバーサルデザインの設計や製作の実習を行う。	器具加工実習室 【3号館10階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>就労支援技術学実習</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)	本実習では、精神障害や身体障害など就労支援の必要な障害状況を設定して、実際に様々な職務や職業作業状況を評価させ、適切な就労支援プログラムを計画させた上で実施する。また、自立支援法に基づいた就労移行支援事業や就労継続事業を実施している施設など等の状況を知り、職業リハビリーションにおける作業療法との比較検討を行う。	木工金工・職業前機能評価実習室 【3号館1階】
<b>地域作業療法学演習</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)	本演習では、実際に地域における介護予防事業や認知症予防事業を企画させて、その広報、運営、実施、評価について実際に体験させる。その時に、地域包括支援センターや社会福祉協議会、公民館などの地域の機関との連携の在り方にについて検討させ、地域における協業や連携のあり方を学ばせる。	織物手芸絵画実習室 【3号館10階】
<b>作業療法学演習</b> 〔必修科目／2 単位〕	4 年次 (前期・後期)	臨床現場に立つ、あるいは作業療法士国家試験に合格するためには、4年間バラバラに学んだ基礎医学系の科目や作業療法専門科目などを、きちんと統合的に整理して改めて理解し直させる必要がある。本演習では、4年間の学修の集大成として、すべての知識を確実に定着できるよう国家試験出題科目を中心とした学修内容の総復習を実施し、学修方法の指導を徹底的に行い国家試験合格レベルの実力を修得させる。	所属各ゼミ室 【3号館10階】

## 言語聴覚法学専攻 演習・実習の概要

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>生理学演習</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	人体の生理機能に関する専門用語に慣れ親しみ、自らの人体を観察することから生理機能について理解を深め、様々な人体の病態や、その診断・治療・リハビリーションに関する学修をするためには必要な知識・考え方を修得させる。	人体生理学実習室 【1号館3階】
<b>音声・聴覚情報処理</b> 〔必修科目／1単位〕	1年次 (前期・後期)	音の物理的特性や音声特性、音源定位・カクテルペーティオイ効果等の聽覚特性を、音響分析及び聴覚情報処理機能検査等により理解させる。	音声系実習室、 聴覚系実習室 【3号館7階】
<b>発達系障害学演習Ⅰ</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	各種認知・発達検査の理論的背景について、学生同士で模擬実習を行うことにより、実施上の留意点、検査の手続き並びに結果の解釈の仕方を修得させる。	発達系実習室 【3号館7階】
<b>発達系障害学演習Ⅱ</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	認知・言語発達障害の評価・診断及び実践的な指導の進め方にについて、各種検査結果を総合して報告書の作成や指導計画の立案を行ながら理解を深めさせる。	発達系実習室 【3号館7階】
<b>認知系障害学演習Ⅰ</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	失語症及び関連の検査、他の認知機能検査のうち言語臨床で頻繁に使われるものについて基本的な考え方を学び、事例を通して使用方法、解説の仕方を修得させる。	認知系実習室 【3号館7階】
<b>認知系障害学演習Ⅱ</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	言語を含む認知障害の評価・診断及び訓練計画の方針・進め方を、評価結果を総合的に判断し訓練計画の立案や報告書の作成を通して学ばせる。	認知系実習室 【3号館7階】
<b>発声発語系障害学演習</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	間診から始まる一連の検査、特に发声発語器官検査、構音及び音声検査を中心とした検査法を修得させ、検査結果の総合評価に基づいた指導計画を立案し、スピーチ・セラピーのシミュレーションを行わせる。	音声系実習室 【3号館7階】
<b>嚥下系障害学演習</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	嚥下障害のスクリーニング検査、頸部聴診検査、内視鏡及び嚥下造影画像等の評価法、間接的及び直接的指導法の実際、口腔ケアについて指導する。	嚥下系実習室 【3号館7階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
聴覚系障害学演習Ⅰ 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	学内で実施 聴覚検査法や訓練・指導法の臨床的スキルを、学生同士の模擬演習を行うことにより修得させる。機能及び構音指導、言語・コミュニケーション指導の仕方を修得させる。	聴覚系実習室 【3号館7階】
聴覚系障害学演習Ⅱ 〔必修科目／2単位〕	3年次 (前期・後期)	学内で実施 補聴器のフィッティングや人工内耳のマッピング、装用効果の評価について指導する。演習により得られた各種検査結果を総合して、評価・診断・指導計画の作成を行ないながら理解を深めさせる。	聴覚系実習室 【3号館7階】
コミュニケーション科学研究法 〔必修科目／2単位〕	3年次 (前期・後期)	学内で実施 コミュニケーションの種々の側面について、研究テーマの選び方、関連文献の検索法、研究計画の立案、研究データの収集と結果の考察を行わせ、発表会で発表させる。	研究テーマに関係のある各実習室
グループダイナミクス 〔必修科目／1単位〕	4年次 (前期・後期)	学内で実施 グループワークを通じて、自らの身体、感覚と他者のそれを統合していくプロセスの中で、「自己理解の促進」「相互協力の風土形成」をはかることができる。集団を改善する方法や、人々が望むような状況をどうすれば創造できるかなどをグループの力を活用し解決をはかっていく。体験→振り返り→確認→行動修正→成長へのプロセスを実践していく。	ゼミ室2、ゼミ室4 【2号館4階】
言語聴覚学演習 〔必修科目／2単位〕	4年次 (前期・後期)	学内で実施 臨床現場に立つ、あるいは言語聴覚士国家試験に合格するためにには、4年間バラバラに学んだ基礎医学系の科目や専門科目などを、きちんと統合的に整理して改めて理解し直させる必要がある。この科目では、4年間の学習の集大成として、すべての知識を確実に定着できるように国家試験出題科目を中心とした学習内容の総復習を実施し、学習方法の指導を徹底的に行い、国家試験合格レベルの実力を養う。	所属各研究室 【3号館7階】

## 義肢装具学専攻 演習・実習の概要

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>解剖学演習</b> [必修科目／1 単位]	1 年次 (前期・後期) 学内で実施	多くの精巧な人体解剖標本模型の系統的な肉眼的観察、人体臓器組織標本の顕微鏡的観察及び人体細胞小器官の電子顕微鏡写真的観察により、人体の構造を理解させる。さらに、人体についての理解を深めるためにコンピュータグラフィックスを応用して臓器組織構造と生理機能についての関連性を修得させる。	人体構造学実習室 【1号館3階】
<b>生理学演習</b> [必修科目／1 単位]	2 年次 (前期・後期) 学内で実施	人体の生理機能に関する専門用語に慣れ親しみ、自らの人体を観察することから生理機能について理解を深め、様々な人体の病態や、その診断・治療・リハビリテーションに関する学修をするために必要な知識・考え方を修得させる。	人体生理学実習室 【1号館3階】
<b>リハビリテーション運動学実習</b> [必修科目／1 単位]	2 年次 (前期・後期) 学内で実施	「解剖学」「生理学」「リハビリテーション運動学」で学んだ基礎的知識をもとに、身体運動のメカニズムを学修させる。身体運動の分析での観察力の重要性を修得すると同時に、動作分析機器を用いた実習も行う。	バイオメカニクス実習室 【3号館8階】
<b>情報処理演習</b> [必修科目／2 単位]	2 年次 (前期・後期) 学内で実施	情報リテラシーで学んだ内容をベースとして、リハビリテーション支援における動作データの取得、蓄積、分析、評積に必要な各種情報処理を演習形式で行う。具体的には、動画像やセンサーからの動作データの取得、動作データの作成、動作データの可視化を行うために必要なコンピュータ、各種ハードウェアの取り扱い方法や、コンピュータプログラミングを修得させる。	第1マルチメディア教室 【3号館7階】
<b>コンピュータプログラミング演習 I</b> [必修科目／1 単位]	3 年次 (前期・後期) 学内で実施	コンピュータ上で実際にプログラミングを行ってプログラミング技術を修得させることにより、コンピュータの活用能力を向上させる。本演習では C 言語によるプログラミングにより、制御構造、構造化プログラミング、フローチャート、アルゴリズム設計等の基礎を修得させる。	第1マルチメディア教室 【3号館7階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>コンピュータプログラミング演習Ⅱ</b> [必修科目／1単位]	3年次 (前期・後期)	学内で実施  コンピュータ上で実際にプログラミングを行ってプログラミング技術を修得させることにより、コンピュータの活用能力を向上させる。本演習ではオブジェクト指向のプログラミング言語を取り上げ、クラス、継承等のオブジェクト指向独特の概念を理解させるとともに、比較的大きめの課題に取り組ませることによりプログラミング能力向上を図る。	第1マルチメディア教室  【3号館7階】
<b>統計学演習</b> [必修科目／1単位]	3年次 (前期・後期)	学内で実施  統計学の基本を学び、データから平均、分散などの統計量を算出する方法や、過去のデータと比較により現状がどう変化しているかを客観的に捉える方法を修得する。本演習では、様々な練習問題を解くことにより、上記の統計学の基本事項を修得させる。	一般教室
<b>義肢装具基礎工作実習</b> [必修科目／1単位]	1年次 (前期・後期)	学内で実施  義肢装具士に必要な義肢・装具の基礎知識及び基本技術を身につけるために、ものづくりにおける態度、材料と加工技術の基礎知識及び基本技術を身につけさせる。	機械実習室、製作実習室  【3号館1階】
<b>福祉用具支援演習</b> [必修科目／1単位]	2年次 (前期・後期)	学内で実施  横臥時の体圧測定と、褥瘡予防マットレス、車いす着座時の体圧測定とマット、移乗用具をつかった移乗の実習など、福祉用具を実際に使用して、用具の使用方法について学ばせる。また、路面の凹凸が車いす利用者の身体各部をどのように振動させるかなど、各種センサー測定を行ないながら、福祉用具の開発、改善も学修する。	バイオメカニクス実習室  【3号館8階】
<b>運動機能言語学実習</b> [必修科目／1単位]	3年次 (前期・後期)	学内で実施  運動機能計測学で学ぶキネシオロジーの知識に加えて、リハビリテーション整形外科学及びリハビリテーション脳神経学で学ぶ中枢性運動障害と、内科学概論で学ぶ心血管系疾患、呼吸器系疾患による内部障害の2つによる運動機能の喪失についての理解が基礎となる。この実習では、徒手筋力検査、日常動作のモーションキャプチャ、歩行時の床反力パターン、重心動搖、音の定位に対する反応(認知リハビリテーション)、運動準備電位計測(中枢性運動機能障害と脳波の関連)などの実験を行う。	バイオメカニクス実習室  【3号館8階】

科目名・単位数	開講年次 (開講期)	演習内容	施設・場所
<b>義肢Ⅰ実習（下腿義足）</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	カルテの記入方法、切断端の観察方法、切断端の評価方法、採寸探型技術、義足の組み立て技術、義足部品の種類や機能、ソケットの適合技術、アライメントの設定方法等の下腿義足を製作するための基礎的な知識や技術を体得させる。実際に下腿切断者（モデル）の義足を製作する。	機械実習室、製作実習室、修正実習室、適合実習室、成形実習室、縫製実習室 【3号館1階】
<b>義肢Ⅱ実習（義手）</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	体験型義手を用いて各パーツの取付けと調節を行い、義手の適合評価と義手使用の練習指導を実習する。仮組み立てと仮あわせ、各パーツの取り付けと調節、義手の装着方法と義手使用の練習指導を実習する。	機械実習室、製作実習室、修正実習室、適合実習室、成形実習室、縫製実習室 【3号館1階】
<b>義肢Ⅲ実習（大腿義足）</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	安全で適合した大腿義足を製作するために、カルテの記入方法、切断端の観察方法、切断端の評価方法、採寸探型技術、義足の組み立て技術、義足部品の種類や機能、ソケットの適合技術、アライメントの設定方法等の基礎的な知識や技術について、実際の大股義足の製作を通して体得させる。	機械実習室、製作実習室、修正実習室、適合実習室、成形実習室、縫製実習室 【3号館1階】
<b>装具Ⅰ実習（下腿義足）</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	下肢の疾患・障害に対応した下肢装具を製作・適合できるようになるために、探型・採寸、モデル修正、製作と組立て及び適合と問題解決等の基本技術を修得させる。	機械実習室、製作実習室、修正実習室、適合実習室、成形実習室、縫製実習室 【3号館1階】
<b>装具Ⅱ実習（体幹装具）</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	脊柱疾患・障害に対応した体幹装具を製作・適合できるようになるために、探型・採寸、モデル修正、製作と組立て及び適合と問題解決等の基本技術を修得させる。	機械実習室、製作実習室、修正実習室、適合実習室、成形実習室、縫製実習室 【3号館1階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>装具Ⅲ実習（上肢装具）</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)  学内で実施	装具Ⅲ（上肢装具）で修得した知識を基に、製作された装具を対象者へ正しく適合するのに必要な技術を修得させる。	機械実習室・製作実習室・修正実習室・適合実習室・成形実習室・縫製実習室 <b>【3号館1階】</b>
<b>義肢装具学演習</b> 〔必修科目／2単位〕	4年次 (前期・後期)  学内で実施	これまでに学んできた義肢装具に関する知識を有機的に結び合わせて、総合的に理解する。人と義肢装具との接点で仕事をする義肢装具土に必要な分析力と総合力を修得させる。	機械実習室・製作実習室・修正実習室・適合実習室・成形実習室・縫製実習室 <b>【3号館1階】</b>

## リハビリテーション工学専攻 演習・実習の概要

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>解剖学演習</b> 〔必修科目／1 単位〕	1 年次 (前期・後期)  学内で実施	多くの精巧な人体解剖標本模型の系統的な肉眼的観察、人体臓器組織標本の顕微鏡的観察および人体細胞小器官の電子顕微鏡写真的観察により、人体の構造を理解させる。さらに、人体についての理解を深めるためにコンピュータグラフィックスを応用して臓器組織構造と生理機能についての関連性を修得させる。	人体構造学実習室  【1号館3階】
<b>リハビリテーション運動学実習</b> 〔必修科目／1 単位〕	2 年次 (前期・後期)  学内で実施	「解剖学」「生理学」「リハビリテーション運動学」で学んだ基礎的知識をもとに、身体運動のメカニズムを学修させる。身体運動の分析での觀察力の重要性を修得すると同時に、動作分析機器を用いた実習も行う。	バイオメカニクス実習室  【3号館8階】
<b>図学・製図学実習</b> 〔必修科目／2 単位〕	1 年次 (前期・後期)  学内で実施	図形・図・図面および製図の意義を把握させ、もの作りにおいて図面がどんな役目を果たしているのか、その目的と機能を理解させる。実習を通して、機械製図の基礎としての図形の描き方ならびに製図規則を習得するとともに自らの設計意図を製作者へ正しく伝達するための技術を修得させる。	図学・製図学実習室  【3号館8階】
<b>情報処理演習</b> 〔必修科目／2 単位〕	2 年次 (前期・後期)  学内で実施	情報リテラシーで学んだ内容をベースとして、リハビリテーション支援における動作データの取得、蓄積、分析、蓄積に必要な各種情報処理を演習形式で行う。具体的には、動画像やセンサからの動作データの取得、動作データファイルの作成、動作データの可視化を行ったために必要なコンピュータ、各種ハードウェアの取り扱い方法や、コンピュータプログラミングを修得させる。	情報演習室  【1号館5階】
<b>コンピュータプログラミング演習 I</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)  学内で実施	コンピュータ上で実際にプログラミングを行ってプログラミング技術を習得されることにより、コンピュータの活用能力を向上させる。本演習では C 言語によるプログラムにより、制御構造、構造化プログラミング、フローチャート、アルゴリズム設計等の基礎を習得させる。	情報演習室  【1号館5階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>コンピュータプログラミング演習Ⅱ</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	学内で実施  コンピュータ上で実際にプログラミングを行ってプログラミング技術を習得されることにより、コンピュータの活用能力を向上させる。本演習ではオブジェクト指向のプログラミング言語を取り上げ、クラス、継承等のオブジェクト指向独特の概念を理解させるとともに、比較的大きめの課題に取り組ませることによりプログラミング能力向上を図る。	情報演習室 【1号館5階】
<b>統計学演習</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	学内で実施  統計学の基本を学び、データから平均、分散などの統計量を算出する方法や、過去のデータと比較により現状がどう変化しているかを客観的に捉える方法を修得させる。本演習では、様々な練習問題を解くことにより、上記の統計学の基本事項を修得させる。	一般教室
<b>機器基礎工作実習</b> 〔必修科目／1単位〕	1年次 (前期・後期)	学内で実施  ものづくりの基礎となる機械加工(切断、旋盤、フライス盤、ボール盤、手仕上げなど)及び電気配線などの基本的工作の実習を通して、自ら創造した機器を手作りして検証するだけではなく、より新たな創造へと展開、発展させる能力を涵養させる。	機械実習室、 製作実習室 【3号館1階】
<b>運動機能計測学実習</b> 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	学内で実施  運動機能計測学で学ぶキネシオロジーの知識に加えて、リハビリテーション整形外科学及びリハビリテーション脳神経学で学ぶ中枢性運動障害と、内科学概論で学ぶ心血管系疾患、呼吸器系疾患による内部障害の2つによる運動機能の喪失についての理解が基礎となる。この実習では、徒手筋力検査、日常動作のモーションキャプチャー、歩行時の床反力パターン、重心動搖、音の定位に対する反応(認知リハビリテーション)、運動準備電位計測(中枢性運動機能障害と脳波の関連)などの実験を行う。	バイオメカニクス実習室 【3号館8階】
<b>人間工学実験</b> 〔必修科目／1単位〕	3年次 (前期・後期)	学内で実施  人間工学の視点から機器や環境を改善するためには、実験、測定を行い、分析することが欠かせない。筋電図、心拍数、脳波の生理的計測、課題を遂行するときの所要時間やエラーの出現箇所の分析による Task Analysis、記憶負荷などの操作の難しさに関する認知心理学的実験などをを行う。また、実験データを分散分析して要因を検討する。この授業は人間工学専門家資格の取得と QC 検定のために必須である。	バイオメカニクス実習室 【3号館8階】

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
バイオメカニクス学実習 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期) 学内で実施	リハビリテーションが必要な状況を想定し、工学的(動作力学や情報処理)な観点からリハビリテーション支援に必要な人体の動作の観察、動作データの取得、コンピュータシミュレーションによる再表現が出来るよう、情報処理演習で学んだ内容を実習過程で応用することにより、必要な技術を修得させる。	バイオメカニクス実習室 【3号館8階】
医用電子回路演習 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期) 学内で実施	医用電気・電子工学で学んだ内容について、市販の問題集にある演習問題を解くことにより理解・定着させることを目的とする。直流・交流回路、増幅器やフィルタ回路などの電気・電子回路の基礎的事項を取り上げて演習を行う。	医用電子工学実習室 【3号館8階】
医用電子回路実習 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期) 学内で実施	医用電気・電子工学で学んだ内容について、電子工作などして実際に装置・機器に触ることにより理解・定着させることを目的とする。直流・交流回路、増幅器やフィルタ回路などの電気・電子回路の基礎的事項を取り上げて実習を行う。	医用電子工学実習室 【3号館8階】
福祉用具支援演習 〔必修科目／1 単位〕	2 年次 (前期・後期) 学内で実施	横臥時の体圧測定と、褥瘡予防マットレス、車いす着座時の体圧測定とマット、移乗用具をつかった移乗の実習など、福祉用具を実際に使用して、用具の使用方法について学ばせる。また、路面の凹凸が車いす利用者の身体各部をどのように振動させるかなど、各種センサー測定を行ないながら、福祉用具の開発、改善も学修させる。	バイオメカニクス実習室 【3号館8階】
福祉住環境学演習 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期) 学内で実施	福祉住環境論で学んだことを基礎に、そこに住む人を中心としたバリアフリー化について文献・インターネット等による事例調査を行なわせ考察をさせる。また、学生自身が設定した福祉住環境のテーマに従い、そこで生活する障害者・高齢者の支援方法と支援効果について、検討させレポートを作成させ発表を行わせる。	一般教室

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
<b>生体計測装置学実習</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)	学内で実施  生体計測装置学で学んだことを基礎に、心臓、脳、筋肉、血流などの働きを中心図、脳波、表面筋電位、容積脈波として、生体計測装置を実際に使用して計測させる。本実習を通して、各計測装置の原理や利用方法を修得するとともに、対象者に提供する支援機械・道具や環境の要因と身体内部の働きとの関係を分析させる。	バイオメカニクス実習室  【3号館8階】
<b>介護機器演習</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)	学内で実施  障害者福祉論 I、II・介護技術論で学んだことを基礎に、市販の介護機器について介護を提供する人、介護を受ける人、両方の立場を経験することにより、用具・機器による介護の重要性を認識させる。	第1・2・3ヶワーク室  習室  【1号館4階】
<b>福祉ロボット学演習</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)	学内で実施  福祉ロボット学で学んだ知識を演習課題ならびに研究用ロボットの操作を行うことにより具体的に理解させ、実践的な知識として修得させる。	バイオメカニクス実習室  【3号館8階】
<b>ジェロントekノロジー演習</b> 〔必修科目／1 単位〕	3 年次 (前期・後期)	学内で実施  高齢者が生活行動の能力を維持し自立した生活を送れるようにするためにのジェロントekノロジーについて理解を深める。住環境、コミュニケーション、移動などに関する、事例研究するとともに、ビデオによる行動観察や認知機能に関するテストを通して問題発見し、具体的な支援方法や技術的方策、支援装置などを提案させ、発表させる。	自習室 31、  バイオメカニクス実習室  【3号館6階、 3号館8階】

## 理学療法学専攻 臨床実習施設一覧

【別紙資料 19】

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
1	介護老人保健施設ひうな荘	広島県 広島市南区日宇那町30番1号	1	—	1	1
2	介護老人保健施設りは・くにくさ	広島県 広島市安芸区阿戸町485番地の1	1	—	1	1
3	老人保健施設さんさん高陽	広島県 広島市安佐北区亀崎4-7-1	1	—	1	1
4	介護老人保健施設コスマス園	広島県 吳市焼山北3丁目171番4号	1	—	1	1
5	介護老人保健施設パナケイア	広島県 吳市広白石4-7-22	1	—	1	1
6	医療法人社団柏原会介護老人保健施設葵の園・安浦(旧 介護老人保健施設安登やすらぎ苑)	広島県 吳市安浦町安登西5丁目11-19	1	—	1	1
7	重症心身障害児施設子鹿学園	広島県 三次市栗屋町4901番地	1	—	1	1
8	重症心身障害児施設鉢輪	広島県 広島市佐伯区五日市町皆賀104番27	1	—	1	1
9	広島県立身体障害者リハビリテーションセンター	広島県 東広島市西条町田口295-3	1	—	1	1
10	わかば寮育園	広島県 東広島市八本松町米満198-1	1	—	1	1
11	県立福山若草園	広島県 福山市津之郷町津之郷2004	1	—	1	1
12	大野浦病院	広島県 佐伯郡大野町丸石二丁目3番35号	1	—	1	1
13	廿日市記念病院	広島県 廿日市市陽光台5-12	1	—	1	1
14	福原リハビリテーション整形外科・内科医院	広島県 広島市佐伯区海老園2丁目9-22	1	—	1	1
15	阿品土谷病院	広島県 廿日市市阿品4-51-1	1	—	1	1
16	ナカムラ病院	広島県 広島市佐伯区坪井3-818-1	1	—	1	1
17	蜂須賀整形外科	広島県 広島市西区己斐本町2丁目12-27	1	—	1	1
18	荒木脳神経外科病院	広島県 広島市西区庚午北2丁目8番7号	1	—	1	1
19	井口クリニック	広島県 広島市西区上天満町7-13 (株)井口家具百貨店西館4階	1	—	1	1
20	力田病院	広島県 広島市西区鈴が峰町14番20号	1	—	1	1
21	おおうち病院	広島県 広島市中区大手町三丁目7番11号	3	—	3	3
22	シムラ病院	広島県 広島市中区舟入町3-13	1	—	1	1
23	中電病院	広島県 広島市中区大手町3丁目4番27号	1	—	1	1
24	吉島病院	広島県 広島市中区吉島東三丁目2番33号	1	—	1	1
25	梶川病院	広島県 広島市中区昭和町8番20号	1	—	1	1
26	浜整形外科病院	広島県 広島市中区舟入中町9-5	1	—	1	1
27	一ノ瀬病院	広島県 広島市中区国泰寺町1丁目5番11号	1	—	1	1
28	八丁堀平松整形外科消化器科病院(旧 河石記念病院)	広島県 広島市中区八丁堀4-18	1	—	1	1
29	福原整形外科医院	広島県 広島市南区宇品西4丁目4番8号	1	—	1	1
30	広島大学病院	広島県 広島市南区霞1-2-3	1	—	1	1
31	大瀬戸リハビリ整形外科	広島県 広島市南区宇品御幸一丁目17番1号	1	—	1	1
32	寛田クリニック	広島県 広島市南区宇品荷町3-20トーレ稻荷町2F	1	—	1	1
33	広島シーサイド病院	広島県 広島市南区元宇品町26-20	1	—	1	1
34	広島厚生病院	広島県 広島市南区仁保新町一丁目5-13	1	—	1	1

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
35	瀬野白川病院	広島県 広島市安芸区瀬野一丁目28番3号	1	—	1	1
36	マツダ病院	広島県 安芸郡府中町青崎南2番15号	1	—	1	1
37	安芸市民病院	広島県 広島市安芸区細賀2丁目14番1号	1	—	1	1
38	山本整形外科病院	広島県 安芸郡海田町堀川町2-23	2	—	2	2
39	千代田中央病院	広島県 北広島町有田1192	1	—	1	1
40	中岡内科	広島県 広島市安佐北区可部2-14-14	1	—	1	1
41	二宮内科	広島県 広島市安佐北区可部5-14-16	2	—	2	2
42	高陽ニュータウン病院	広島県 広島市安佐北区龜崎4丁目7-1	1	—	1	1
43	新谷整形外科医院	広島県 広島市安佐北区落合南7丁目4番22号	1	—	1	1
44	安佐市民病院	広島県 広島市安佐北区可部南2-1-1	1	—	1	1
45	高陽整形外科スポーツクリニック	広島県 広島市安佐北区口田南8丁目14-13	1	—	1	1
46	広島共立病院	広島県 広島市安佐南区中須二丁目19-6	1	—	1	1
47	高陽中央病院	広島県 広島市安佐北区落合5-1-10	1	—	1	1
48	原田整形外科病院	広島県 広島市安佐南区上安2丁目15番27号	1	—	1	1
49	吳共済病院	広島県 吳市西中央2丁目3番28号	1	—	1	1
50	濟生会吳病院	広島県 吳市三条2丁目1番13号	1	—	1	1
51	中国労災病院	広島県 吳市広多賀谷1丁目5番1号	1	—	1	1
52	医療法人エム・エム会マッターホルンリハビリテーション病院(旧マッターホルン病院)	広島県 吳市中通1丁目5-25	2	—	2	2
53	吳記念病院	広島県 吳市郷原町2379-42	1	—	1	1
54	吳市医師会病院	広島県 吳市阿賀中央6-7-24	1	—	1	1
55	大谷リハビリテーション病院	広島県 江田島市大柿町柿浦1970	1	—	1	1
56	安芸津病院	広島県 東広島市安芸津町三津4388	1	—	1	1
57	井野口病院	広島県 東広島市西条町大字寺家1633番地	1	—	1	1
58	木阪病院	広島県 東広島市西条町寺家513番地	1	—	1	1
59	おもり整形外科スポーツクリニック	広島県 東広島市西条町城野橋1235番地	1	—	1	1
60	東広島医療センター	広島県 東広島市八本松東3-9-30	1	—	1	1
61	八本松病院	広島県 東広島市西条町御薗宇4281-1	1	—	1	1
62	東広島整形外科クリニック(旧:東広島整形外科スポーツクリニック)	広島県 東広島市西条町御薗宇8番13号	1	—	1	1
63	本永病院	広島県 竹原市下野町3136番地	1	—	1	1
64	安田病院	広島県 福山市新市町大字新市37番地	1	—	1	1
65	医療法人社団陽正会寺岡記念病院	広島県 福山市南蔵王町5丁目14番5号	1	—	1	1
66	三次地区医療センター	広島県 三次市十日市東3丁目16-1	2	—	2	2
67	福山第一病院	広島県 安芸高田市吉田町吉田3666番地	1	—	1	1
68	吉田総合病院	石川県 金沢市鞍月東2丁目1番地	1	—	1	1
69	石川県立中央病院		1	—	1	1

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
71	市立敦賀病院	福井県 敦賀市三島町1丁目6番60号	1	—	1	1
72	みどりヶ丘病院	大阪府 高槻市真上町3丁目13番1号	1	—	1	1
73	大分県立病院	大分県 大分市大字豊饒476	1	—	1	1
74	井野辺病院	大分県 大分市大字中尾255番地	1	—	1	1
75	コスマス病院	大分県 臼杵市大字戸室字長谷1131番地1	1	—	1	1
76	天心堂へつぎ病院	大分県 大分市大字中戸次字二本木5956番地	1	—	1	1
77	新日鐵八幡記念病院	福岡県 北九州市八幡東区春の町1丁目1番1号	1	—	1	1
78	黒田整形外科医院	福岡県 福岡市早良区次郎丸5丁目6-1	1	—	1	1
79	医療法人二期会小島病院(旧 小島病院)	佐賀県 伊万里市黒川町塩屋205の1	1	—	1	1
80	医療法人仁鷹会介護老人保健施設陽だまり	広島県 広島市中区国泰寺2-4-18	1	—	1	1
81	医療法人みやうち介護老人保健施設三滝ひまわり	広島県 広島市西区三滝本町2-99-2	1	—	1	1
82	医療法人社団恵正会デイケアセンターなごみ	広島県 広島市安佐北区可部5-14-16	1	—	1	1
83	医療法人社団恵正会医療型デイケアそよかぜ	広島県 広島市安佐北区可部南2-14-14	1	—	1	1
84	医療法人社団沼南会老人保健施設ぬまくま	広島県 福山市沼隈町中山南469-3	1	—	1	1
85	医療法人アスカ会介護老人保健施設すこやか苑	岡山県 岡山市柵津310-1	1	—	1	1
86	医療法人社団伯栄会のぞみ整形外科クリニック	広島県 東広島市西条町助実1182-1	1	—	1	1
87	医療法人仁鷹会たかの橋中央病院	広島県 広島市中区国泰寺2丁目4番16号	1	—	1	1
88	県立広島病院	広島県 広島市南区宇品神田1-5-54	1	—	1	1
89	医療法人社団みのり会北川病院	広島県 府中市元町43-1	1	—	1	1
90	医療法人社団沼南会沼隈病院	広島県 福山市沼隈町大字中山南469-3	1	—	1	1
91	医療法人医誠会都志見病院	山口県 萩市大字江向413番地1	1	—	1	1
92	国家公務員共済組合連合会新別府病院	大分県 別府市大字鶴見3898	1	—	1	1
93	医療法人玄真堂川島整形外科病院	大分県 中津市大字宮夫14-1	2	—	2	2
94	社会福祉法人向陽会 やまびこ医療福祉センター	鹿児島県 鹿児島市皆与志町1779番地	1	—	1	1
95	医療福祉法人神護会じんごあん整形外科内科クリニック	鹿児島県 日置市伊集院町下谷口2122	1	—	1	1
96	医療法人昭泉会外科馬場病院	鹿児島県 日置市吹上町湯之浦2378	1	—	1	1
97	錦海リハビリテーション病院	鳥取県 米子市錦海町3-4-5	2	—	2	2
98	ユニタ整形外科・形成外科クリニック	福岡県 南区老司1丁目27-12	2	—	2	2
99	医療法人全仁会倉敷平成病院	岡山県 倉敷市老松町4丁目3-38	1	—	1	1
100	医療法人和同会山口リハビリテーション病院	山口県 山口市黒川3380	1	—	1	1
101	特定医療法人博愛会菅間記念病院	栃木県 那須塩原市大黒町2番5号	1	—	1	1
102	医療法人財団尚温会伊予病院	愛媛県 伊予市八倉906番地5	1	—	1	1
103	下関市立中央病院	山口県 下関市向洋町1丁目13番1号	1	—	1	1
104	医療法人社団季朋会王司病院	山口県 下関市王司本町1丁目18番27号	2	—	2	2
105	医療法人社団青虎会ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	山梨県 都留市四日市場字瀬瀬中188	1	—	1	1
106	東京急行電鉄株式会社東急病院	東京都 大田区北千束1丁目45番6号	1	—	1	1

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
107	医療法人盈進会岸和田盈進会病院	大阪府 岸和田市中井町11-12-1	1	-	1	1
108	医療法人社団博滋会青葉さわい病院	奈良県 横浜市青葉区元石川町4300番地	1	-	1	1
109	医療法人芥子会城本クリニック	岡山県 岡山市松新町65-4	1	-	1	1
110	社団法人北東部地区医師会北部地区医師会病院	沖縄県 名護市宇茂佐1712-3	1	-	1	1
111	株式会社互恵会大阪回生病院	大阪府 大阪市淀川区宮原1丁目 6-10	1	-	1	1
112	社団法人地域医療振興協会西吾妻福祉病院	群馬県 吾妻郡長野原町大字大津746-4	1	-	1	1
113	医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック	東京都 葛飾区堀切2丁目66番17号	1	-	1	1
114	医療法人社団明芳会新葛飾病院	東京都 葛飾区堀切3丁目26番5号	1	-	1	1
115	広瀬整形外科リウマチ科	神奈川県 横浜市青葉区荏田北1-2-1 platform102	1	-	1	1
116	社会福祉法人石川整肢学園金沢こども医療福祉センター	石川県 金沢市吉原町口6番2	1	-	1	1
117	独立行政法人国立病院機構吳医療センター	広島県 呉市青山町3-1	1	-	1	1
118	医療法人社団中川会吳中通病院	広島県 呉市中通1-3-8	3	-	3	3
119	済生会広島病院	広島県 安芸郡坂町北新地2-3-10	1	-	1	1
120	医療法人社団恵愛会大分中村病院	大分県 大分市大手町3-2-43	1	-	1	1
121	西日本旅客鉄道株式会社広島鉄道病院	広島県 広島市東区二葉ノ里3-1-36	1	-	1	1
122	広島市こども療育センター	広島県 広島市東区光町2丁目15番55号	1	-	1	1
123	広島赤十字・原爆病院	広島県 広島市中区千田町1-9-6	2	-	2	2
124	広島市西部こども療育センター	広島県 広島市佐伯区海老山南2-2-18	1	-	1	1
125	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	広島県 大竹市玖波4丁目1番1号	1	-	1	1
126	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	山口県 岩国市黒磯町2-5-1	2	-	2	2
127	医療法人信愛会日比野病院	広島県 山県郡安芸太田町下殿河内236	1	-	1	1
128	安芸太田病院(旧 安芸太田町加計病院)	広島県 山県郡北広島町阿坂4705	1	-	1	1
129	北広島町豊平病院	広島県 広島市中区中島町3-30	1	-	1	1
130	医療法人あかね会土谷総合病院	広島県 広島市西区観音新町4丁目6番20号	1	-	1	1
131	三菱重工株式会社広島三菱病院	広島県 広島市西区天満町8-7	1	-	1	1
132	医療法人社団光仁会梶川病院	広島県 広島市西区三篠町1丁目11-12	1	-	1	1
133	医療法人厚生堂長崎病院	広島県 広島市八幡東2丁目28-8-7	1	-	1	1
134	和光整形外科クリニック	広島県 広島市佐伯区三宅6丁目265番地	1	-	1	1
135	医療法人社団朋和会西広島リハビリテーション病院	広島県 廿日市市地御前1丁目3-3	1	-	1	1
136	広島県厚生農業協同組合連合会廣島総合病院	広島県 三原市宮浦1丁目15-1	1	-	1	1
137	特定医療法人里仁会興生総合病院	広島県 三原市東町2丁目7番1号	1	-	1	1
138	三原市医師会病院	広島県 三原市尾道市古浜町7-19	1	-	1	1
139	総合病院三原赤十字病院	広島県 三原市東町2丁目1号	2	-	2	2
140	広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	広島県 広島市安芸区中野5丁目13-30	1	-	1	1
141	医療法人社団長寿会はたのりハビリ整形外科	東京都 渋谷区代々木2-1-3	1	-	1	1
142	JR東京総合病院					

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
143	西日本旅客鉄道株式会社大阪鉄道病院	大阪府 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番22号	1	—	1	1
144	九州旅客鉄道株式会社JR九州病院	福岡県 北九州市門司区高田2丁目1番1号	1	—	1	1
145	医療法人健真会山本整形外科クリニック	広島県 広島市南区青崎2丁目4-20	2	—	2	2
146	医療法人健真会山本整形外科病院	広島県 広島市南区青崎2丁目4番20号	1	—	1	1
147	医療法人三省会村上病院	愛媛県 今治市常盤町5-3-37	2	—	2	2
148	福山市民病院	広島県 福山市鏡王町5丁目23-1	1	—	1	1
149	公立学校共済組合中国中央病院	広島県 福山市御幸町大字上岩成148-13	1	—	1	1
150	医療法人社団日本鋼管福山病院	広島県 福山市大門町津之下1844番地	1	—	1	1
151	医療法人社団紅十字会総合病院三愛	広島県 福山市三吉町4丁目1番15号	1	—	1	1
152	医療法人社団宏仁会寺岡整形外科病院	広島県 福山市南本庄3丁目1番52号	1	—	1	1
153	特定医療法人祥和会神経センター大田記念病院	広島県 福山市沖野上町3丁目6番28号	1	—	1	1
154	医療法人社団島谷病院	広島県 福山市新涯町2丁目5番8号	1	—	1	1
155	日立造船健康保険組合因島総合病院	広島県 尾道市因島土生町2561番地	1	—	1	1
156	独立行政法人国立病院機構関門医療センター	山口県 下関市長府外浦町1番1号	1	—	1	1
157	医療法人中村整形外科医院	福岡県 中間市長津2丁目16番47号	1	—	1	1
158	医療法人同愛会博愛病院	鳥取県 米子市西三柳1880番地	1	—	1	1
159	医療法人友総会皆生温泉病院	鳥取県 米子市皆生新田3丁目7番8号	1	—	1	1
160	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	鳥取県 米子市皆生新田1丁目8番1号	1	—	1	1
161	医療法人社団昌平会大山リハビリテーション病院	鳥取県 西伯郡伯耆町大原927番地1	1	—	1	1
162	日本赤十字社鳥取赤十字病院	鳥取県 鳥取市尚徳町117番地	1	—	1	1
163	特定・特別医療法人明和会医療福祉センター・ウエルフェア北園渡辺病院	鳥取県 鳥取市覚寺181	1	—	1	1
164	岩美町国民健康保険岩美病院	鳥取県 岩美郡岩美町浦富1029-2	1	—	1	1
165	医療法人共済会清水病院	鳥取県 倉吉市宮川町129	1	—	1	1
166	医療法人清和会垣田病院	鳥取県 倉吉市上井302-1	1	—	1	1
167	鳥取県立厚生病院	鳥取県 倉吉市東昭和町150	1	—	1	1
168	おかもと整形外科スポーツクリニック	広島県 広島市東区温品7丁目5番26号	1	—	1	1
169	県立安芸津病院	広島県 東広島市安芸津町三津4388	1	—	1	1
170	総合病院社会保険徳山中央病院	山口県 周南市孝田町1番1号	1	—	1	1
171	橋本市民病院	和歌山県 橋本市小峰台2-8-1	1	—	1	1
172	財団法人横浜市体育協会横浜市スポーツ医科学センター	神奈川県 横浜市港北区小机町3302-5 日産スタジアム内	1	—	1	1
173	医療法人慧明会貞松病院	長崎県 大村市東本町537	2	—	2	2
174	いまむら整形外科医院	長崎県 長崎市葉山1丁目28番1号 日章葉山ビル3F	1	—	1	1
175	医療法人協愛会阿知須共立病院	山口県 山口市阿知須4171番地1	1	—	1	1
176	光市立大和総合病院	山口県 光市大字岩田974番地	1	—	1	1
177	医療法人社団成蹊会岡田病院	山口県 長門市東深川888	1	—	1	1
178	特定・特別医療法人明和会北広島病院(旧 益田病院)	広島県 山県郡北広島町壬生433番4号	1	—	1	1

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
179	社会福祉法人向陽会ひまわり病院	鹿児島県 鹿児島市上之園町20番28号	1	—	1	1
180	国立別府重度障害者センター	大分県 別府市南莊園町2組	1	—	1	1
181	副島整形外科病院	佐賀県 武雄市武雄町大字富岡764番地1	1	—	1	1
182	医療法人社団飛翔会	広島県 呉市宝町2-50 レクレ4階	1	—	1	1
183	医療法人慶心会川越整形外科	宮崎県 日南市吾田東11-9-18	1	—	1	1
184	医療法人恵愛会介護老人保健施設希望の園	広島県 広島市安佐南区八木5-16-2	1	—	1	1
185	医療法人社団あと会介護老人保健施設ふかわいくさ	広島県 広島市安佐北区上深川186-1	1	—	1	1
186	医療法人賛幸会介護老人保健施設はまゆう	鳥取県 鳥取市野寺62-1	1	—	1	1
187	医療法人社団博愛会介護老人保健施設さか	広島県 東広島市西条町土与丸1235	1	—	1	1
188	医療法人真誠会介護老人保健施設弓浜ゆうじぴあ	鳥取県 米子市大崎1511-1	1	—	1	1
189	介護老人保健施設さかい幸朋苑	鳥取県 境港市誠道町2083番地	1	—	1	1
190	和歌山労災病院	和歌山県 和歌山市木ノ本93番1	1	—	1	1
191	太田整形外科	広島県 安芸郡府中町大通2丁目10-8	3	—	3	3
192	市立三次中央病院	広島県 三次市東酒屋町531番地	1	—	1	1
193	総合病院庄原赤十字病院	広島県 庄原市西本町2丁目7-10	1	—	1	1
194	医療法人慈徳会真田病院	広島県 広島市南区皆実町3丁目13-21	1	—	1	1
195	医療法人微風会びーら花の里病院	広島県 三次市山家町605番地20	1	—	1	1
196	独立行政法人国立病院機構長崎病院	長崎県 長崎市桜木町6番41号	1	—	1	1
197	国立病院機構柳井病院	山口県 柳井市伊保庄55番地	1	—	1	1
198	キッコーマン総合病院	千葉県 野田市宮崎100	1	—	1	1
199	医療法人財団大樹会総合病院回生病院	香川県 坂出市室町3丁目5番28号	1	—	1	1
200	医療法人社団楓会林病院	広島県 広島市中区三川町3丁目21番	1	—	1	1
201	医療法人社団聖愛会きおん牛田病院(旧医療法人社団聖愛会牛田病院)	広島県 安佐南区西原8-29-24	1	—	1	1
202	医療法人社団輔仁会太田川病院	広島県 広島市東区戸坂千足1丁目21番25号	1	—	1	1
203	介護老人保健施設熊野ゆうあいホーム	広島県 安芸郡熊野町地蔵の前1610-3	1	—	1	1
204	吉岡整形外科	広島県 広島市南区皆実町4丁目18番14号	1	—	1	1
205	広島遞信病院	広島県 広島市中区東白島町19番16号	1	—	1	1
206	サザンクリニック整形外科・内科	広島県 広島市中区江波本町5-28	2	—	2	2
207	医療法人社団清風会五日市記念病院	広島県 広島市佐伯区倉重1-95	1	—	1	1
208	医療法人・社団貴和会佐伯中央病院	広島県 廿日市市津田4180	1	—	1	1
209	いづみ整形外科クリニック	広島県 広島市中区吉島西1丁目24-30	1	—	1	1
210	特別医療法人社団時正会佐々総合病院	東京都 西東京市田無町4丁目24番15号	1	—	1	1
211	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	山口県 柳井市古開作1000番地1	1	—	1	1
212	医療法人名圭会白岡整形外科	埼玉県 南埼玉郡白岡町小久喜1067-2	1	—	1	1
213	秀和総合病院	埼玉県 春日部市谷原新田1200	1	—	1	1
214	医療法人健和会奈良東病院	奈良県 天理市中之庄町470	1	—	1	1

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
215	医療法人サカもみの木会サカ力緑井病院	広島県 広島市安佐南区緑井6丁目28番1号	1	—	1	1
216	社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	島根県 益田市遠田町1917番地2	1	—	1	1
217	益田赤十字病院	島根県 益田市乙吉町103番地1	1	—	1	1
218	医療法人社団幸隆会多摩丘陵病院	東京都 町田市下小山田町1491	1	—	1	1
219	アマノリハビリテーション病院	広島県 廿日市市陽光台5丁目9番	1	—	1	1
220	社団法人三次地区医師会介護老人保健施設あさぎり	広島県 三次市粟屋町字柳迫1649-1	1	—	1	1
221	広島市総合リハビリテーションセンター	広島県 広島市安佐南区伴南1丁目39番1号	1	—	1	1
222	国民健康保険智頭病院	鳥取県 八頭郡智頭町智頭1875番地	1	—	1	1
223	社会医療法人仁厚会米子東病院	鳥取県 米子市淀江町佐陀2169番地	1	—	1	1
224	医療法人社団長寿会介護老人保健施設せのがわ	広島県 広島市安芸区中野6丁目8-2	1	—	1	1
225	医療法人好縁会グループ下山記念クリニック	広島県 東広島市西条町寺家7432-1	1	—	1	1
226	医療法人社団玄同会小畠病院	広島県 福山市駅家町上山守203番地	1	—	1	1
227	医療法人社団紺整会船橋整形外科病院	千葉県 船橋市飯山満町1-833	1	—	1	1
228	医療法人松田整形外科記念病院	北海道 札幌市北区北18条西4丁目1番35号	1	—	1	1
229	町立長沼病院	北海道 夕張郡長沼町中央南2丁目2-1	1	—	1	1
230	医療法人社団誠療会成尾整形外科病院	熊本県 熊本市岡田町12-24	1	—	1	1
231	愛媛医療生活協同組合愛媛生協病院	愛媛県 松山市来住町1091-1	1	—	1	1
232	医療法人青山会西条中央病院	広島県 東広島市西条昭和町12番40号	1	—	1	1
233	社会医療法人社団陽正会神石高原町立病院	広島県 神石郡神石高原町小畠1763-2	1	—	1	1
234	国家公務員共済組合連合会呉共済病院忠海分院	広島県 竹原市忠海中町2-2-45	1	—	1	1
235	医療法人社団岡崎病院	広島県 三次市十日市中2丁目14-33	1	—	1	1
236	地域医療支援病院オーブンシステム徳山医師会病院	山口県 周南市慶万町10-1	1	—	1	1
受け入れ可能人数合計			257	0	257	257

## 作業療法学専攻 臨床実習施設一覧

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
1	医療法人社団葵会ハ本松病院	広島県 東広島市ハ本松東3-9-30	1	1	1	1
2	ひまわり訪問看護ステーション	広島県 星道市久保2-15-17	1	1	1	1
3	広島県立障害者リハビリテーションセンター	広島県 東広島市西条町田口295-3	1	1	1	1
4	福原リハビリテーション整形外科・内科医院	広島県 佐伯区海老園2丁目9-22	1	1	1	1
5	三原赤十字病院	広島県 三原市東町2丁目7番1号	1	1	1	1
6	医療法人社団有信会吳記念病院	広島県 吳市郷原町2379-42	1	1	1	1
7	医療法人翠星会松田病院	広島県 広島市南区翠4-13-7	3	3	3	3
8	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	広島県 広島市西条町寺家513番地	1	1	1	1
9	介護老人保健施設どやま	広島県 広島市安佐南区沼田町吉山980-1	1	1	1	1
10	医療法人社団楓会林病院	広島県 広島市中区三川町3番21号	1	1	1	1
11	広島パークヒル病院	広島県 広島市西区田方2丁目16-45	1	1	1	1
12	介護老人保健施設やすらぎの家	広島県 尾道市久保町1718	1	1	1	1
13	介護老人保健施設あおいの園・セラ	広島県 世羅郡世羅町本郷1216	1	1	1	1
14	山本整形外科病院	広島県 安芸郡海田町堀川町2-23	1	1	1	1
15	介護老人保健施設サンスクエア沼南	広島県 福山市水呑町3332-1	1	1	1	1
16	介護老人保健施設希望の園	広島県 広島市安佐南区八木5-16-2	1	1	1	1
17	ワカサ・リハビリ病院	広島県 広島市東区東山町15-1	1	1	1	1
18	多機能リハビリセンターありがどう	広島県 福山市春日町浦上1200	1	1	1	1
19	医療法人信愛会日比野病院	広島県 広島市安佐南区沼田町伴7955	1	1	1	1
20	ナーシングホーム沙羅	広島県 三次市山家町605-24	1	1	1	1
21	早川クリニック	広島県 吴市広大広2丁目7-4	1	1	1	1
22	老人保健施設コスモス園	広島県 吴市焼山北3丁目171番4号	1	1	1	1
23	医療法人社団樹章会本永病院	広島県 東広島市西条岡町8番13号	1	1	1	1
24	デイサービス(だんき)ハウス	広島県 東広島市ハ本松町正力字重信1306-1	1	1	1	1
25	老人保健施設せのがわ	広島県 広島市安芸区中野6丁目8-2	1	1	1	1
26	かんなたクリニック	広島県 東広島市西条町御園宇2049-1	2	2	2	2
27	公立学校共済組合中国中央病院	広島県 福山市御幸町大字上岩成148-13	1	1	1	1
28	社会医療法人定和会神原病院	広島県 福山市赤坂町大字赤坂1313	1	1	1	1
29	医療法人社団柏原会介護老人保健施設葵の園・安浦	広島県 吴市安浦町安登西5丁目11-19	1	1	1	1
30	岩崎整形外科	広島県 福山市木之庄町2-7-5	1	1	1	1
31	荒木腦神経外科病院	広島県 広島市西区庚午北二丁目8番7号	1	1	1	1
32	社会医療法人沼南会沼隈病院	広島県 福山市沼隈町中山南469-3	1	1	1	1
33	広島共立病院	広島県 広島市安佐南区中須二丁目19-6	1	1	1	1
34	三次地区医療センター	広島県 三次市十日市東3丁目16-1	1	1	1	1
35	障害者支援施設どきわ台ホーム	広島県 東広島市ハ本松町原5946-7	1	1	1	1
36	医療法人宗賀会須波宗賀会病院	広島県 三原市須波ハイツ2丁目3-10	1	1	1	1
37	医療法人社団更生会草津病院	広島県 広島市西区草津梅が台10-1	1	1	1	1
38	マツターホルンリハビリテーション病院	広島県 吴市中通1丁目5-25	1	1	1	1
39	介護老人保健施設静寿苑	広島県 東広島市西条町寺家800	1	1	1	1

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
40	中国電力株式会社中電病院	広島県 広島市中区大手町3-4-27	1	1	1	1
41	下永病院	広島県 福山市金江町蔓江590-1	1	1	1	1
42	総合病院福島生協病院	広島県 広島市西区都町42-7	1	1	1	1
43	医療法人(ほり)整形外科	広島県 広島市西区草津新町2丁目6-10	1	1	1	1
44	福山回生病院	広島県 福山市引野町5-9-21	1	1	1	1
45	ほほえみ診療所	広島県 広島市中区西平塚町4-15	1	1	1	1
46	ほうゆう病院	広島県 吳市阿賀北1丁目14-15	1	1	1	1
47	のぞみ整形外科クリニック	広島県 東広島市西条町助美1182-1	1	1	1	1
48	瀬野白川病院	広島県 広島市安芸区瀬野1丁目28番3号	1	1	1	1
49	介護老人保健施設熊野ゆうあいホーム	広島県 安芸郡熊野町地蔵の前1610-3	1	1	1	1
50	介護老人保健施設ピレネ	広島県 三次市栗屋町1743-8	1	1	1	1
51	医療法人社団宏仁会寺岡整形外科病院	広島県 福山市南本庄3丁目1番52号	1	1	1	1
52	特別養護老人ホームすなみ荘	広島県 三原市須波ハイツ2丁目3番1号	1	1	1	1
53	一ノ瀬病院	広島県 広島市中区国泰寺町1丁目5番11号	1	1	1	1
54	加川整形外科病院	広島県 広島市西区古江西町22-10	1	1	1	1
55	コールメディカルクリニック広島	広島県 広島市西区古田台2丁目12-9	1	1	1	1
56	社会福祉法人広島厚生事業協会府中みくまり病院	広島県 安芸郡府中町みくまり3-1-11	1	1	1	1
57	土谷訪問看護ステーション西広島	広島県 広島市西区己斐本町2丁目6-6	1	1	1	1
58	介護老人保健施設さなみ苑	広島県 吴市音戸町高須3-7-15	1	1	1	1
59	老人保健施設ゆさか	広島県 竹原市西野町榎ヶ坪184	1	1	1	1
60	医療法人社団永光会水永病院	広島県 福山市南蔵王町4丁目16-16	1	1	1	1
61	医療法人和同会広島シーサイド病院	広島県 吴市南区元宇品町26-20	1	1	1	1
62	医療法人真慈会真愛病院	広島県 東広島市黒瀬町兼広279	1	1	1	1
63	老人保健施設あきまろ園	広島県 東広島市安芸津町風早497番地41	1	1	1	1
64	医療法人社団中川会吳中通病院	広島県 吴市中通1-3-8	1	1	1	1
65	ふたば病院	広島県 吴市広白石4-7-22	1	1	1	1
66	医療法人社団博愛会木阪病院	広島県 東広島市西条町土与丸1235番地	1	1	1	1
67	広島県立総合精神保健福祉センター	広島県 安芸郡坂町北新地2-3-77	1	1	1	1
68	県立広島病院	広島県 広島市南区字品神田1-5-54	1	1	1	1
69	社会福祉法人三原のぞみの会紅梅保育所	広島県 三原市西野3丁目8番18号	1	1	1	1
70	医療法人叙敘会福山第一病院	広島県 福山市南蔵王町5丁目14番5号	1	1	1	1
71	吳みどりケ丘病院	広島県 吴市阿賀北1-15-45	1	1	1	1
72	障害者支援施設寿波苑	広島県 三原市須波ハイツ4丁目15-1	1	1	1	1
73	広島市医師会運営・安芸市民病院	広島県 広島市安芸区畠賀2丁目14番1号	1	1	1	1
74	医療法人絆友会福山友愛病院	広島県 福山市水呑町302-2	1	1	1	1
75	広島市西部こども療育センター	広島県 広島市佐伯区海老山南2-2-18	1	1	1	1
76	介護老人保健施設あき	広島県 広島市安芸区瀬野3丁目12-35	1	1	1	1
77	社会福祉法人恩賜財团広島県済生会介護老人保健施設はまなむ	広島県 安芸郡坂町北新地2-3-10	1	1	1	1
78	野村病院	広島県 安佐南区祇園2丁目42-14	1	1	1	1
79	井野口病院	広島県 東広島市西条土与丸6丁目1-91	1	1	1	1
80	社会医療法人社団陽正会寺岡記念病院	広島県 福山市新市町新市37	1	1	1	1

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
81	安佐病院	広島県 広島市安佐南区八木5-15-1	1	1	1	1
82	サ力緑井病院	広島県 広島市安佐南区緑井6丁目28番1号	1	1	1	1
83	熊野町民生部健康課	広島県 安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号	1	1	1	1
84	医療法人社団二山会宗近病院	広島県 東広島市西条町御園字703	1	1	1	1
85	吳市医師会病院	広島県 吳市朝日町15番24号	1	1	1	1
86	医療法人仁慈会安田病院	広島県 竹原市下野町3136	1	1	1	1
87	済生会広島病院	広島県 安芸郡坂町北新地2-3-10	1	1	1	1
88	安芸地区医師会訪問看護ステーション	広島県 安芸郡海田町栄町5-13	1	1	1	1
89	なごみクリニック	広島県 広島市中区竹屋町6-3	1	1	1	1
90	医療法人仁康会小泉病院	広島県 三原市小泉町4245	1	1	1	1
91	介護老人保健施設もみじ園	広島県 東広島市黒瀬町乃美尾555-1	1	1	1	1
92	三原病院	広島県 三原市中之町6丁目31-1	1	1	1	1
93	介護老人保健施設くつろぎ苑	広島県 福山市東手城町1丁目28-31	1	1	1	1
94	身体障害者療護施設仁方	広島県 吳市仁方町戸田4407番地	1	1	1	1
95	広島市立広島市民病院	広島県 広島市中区基町7-33	1	1	1	1
96	介護老人保健施設三恵苑	広島県 三原市城町3丁目7-1	1	1	1	1
97	医療法人社団朋和会西広島リハビリテーション病院	広島県 広島市佐伯区三宅6丁目265番地	1	1	1	1
98	公立世羅中央病院	広島県 世羅郡世羅町大字本郷918-3	1	1	1	1
99	松尾内科病院	広島県 三原市城町3丁目7-1	1	1	1	1
100	医療法人天仁会天久台病院	沖縄県 那覇市天久1123	1	1	1	1
101	医療法人社団綠誠会光の丘病院	広島県 福山市駅家町大字向永谷302	1	1	1	1
102	沖縄整肢療護園	沖縄県 那覇市駅家町大字向永谷2-3-1	1	1	1	1
103	介護付有料老人ホームメリハハウスマ・ラ	広島県 広島市安佐南区大塙西3丁目2番9号	1	1	1	1
104	市立三次中央病院	広島県 三次市東酒屋町字敦盛531番地	1	1	1	1
105	医療法人微風会ビハーラ花の里病院	広島県 三次市山家町605-20	1	1	1	1
106	広島大学病院	広島県 広島市南区霞1-2-3	1	1	1	1
107	三原市障害児通園デイサービスホームぼ・ぼ・ら	広島県 三原市宮浦6丁目15番24号	1	1	1	1
108	医療法人沖縄徳洲会中部徳洲会病院	沖縄県 沖縄市照屋3丁目20番1号	1	1	1	1
109	もみじ訪問介護ステーション	広島県 広島市安佐南区緑井1-24-19-102	1	1	1	1
110	脳神経センター大田記念病院	広島県 福山市沖野上町3丁目6番28号	1	1	1	1
111	オリブ山病院	沖縄県 那覇市首里石嶺町4-356	1	1	1	1
112	広島市立安佐市民病院	広島県 広島市安佐北区可部南2-1-1	1	1	1	1
113	北部地区医師会病院	沖縄県 名護市宇茂佐1712-3	1	1	1	1
			受け入れ可能人数合計			
			116	116	116	116

## 言語聴覚療法専攻 臨床実習施設一覧

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
1	やまと病院	広島県 大竹市元町1-1-5	-	2	2	2
2	福山記念病院	広島県 福山市港町一丁目15番30号	-	1	1	1
3	発達ルームそら	広島県 広島市中区大手町2-5-11	-	3	3	3
4	医療法人社団光仁会梶川病院	広島県 広島市西区天満町8番7号	-	1	1	1
5	青木病院	広島県 江田島市江田島町中央4丁目17番10号	-	1	1	1
6	はなこのリハビリ整形外科	広島県 安芸区中野5丁目13-30	-	1	1	1
7	老人保健施設せのがわ	広島県 広島市安芸区中野六丁目8-2	-	1	1	1
8	福山第一病院	広島県 福山市南戸崎王町5丁目14番5号	-	1	1	1
9	荒木脳神経外科病院	広島県 広島市西区庚午北二丁目8-7	-	1	1	1
10	発達相談 療育支援センターあづみ園	広島県 尾道市久保町1811番地	-	2	2	2
11	重症心身障害児施設わかば療育園	広島県 東広島市八本松町米満198-1	-	1	1	1
12	介護老人保健施設スカイノバード	広島県 広島市東区福田町3198番地	-	1	1	1
13	コールメティカルクリニック広島	広島県 広島市西区古田台2丁目12-9	-	1	1	1
14	呉記念病院	広島県 吳市郷原町2379番地42	-	1	1	1
15	さくらの丘クリニック	広島県 福山市駅家町法成寺108	-	1	1	1
16	リハビリテーション病院	広島県 広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	-	2	2	2
17	山崎病院	広島県 広島市東区上温品1-24-9	-	1	1	1
18	庄原赤十字病院	広島県 庄原市西本町二丁目7-10	-	1	1	1
19	寺岡記念病院	広島県 福山市新市町大字新市37番地	-	3	3	3
20	草笛学園	広島県 福山市加茂町下加茂909	-	1	1	1
21	介護老人保健施設・陽だまり	広島県 広島市中区国泰寺町2丁目4-18	-	1	1	1
22	本永病院	広島県 東広島市西条岡町8-13	-	1	1	1
23	井野口病院	広島県 東広島市西条土与丸6丁目1番91号	-	1	1	1
24	小畠病院	広島県 福山市駅家町上山守203	-	1	1	1
25	介護老人保健施設せんだいの里	広島県 福山市千田町2丁目5番5号	-	1	1	1
26	木阪病院	広島県 広島市西条町土与丸1235	-	1	1	1
27	特別養護老人ホームなごみの郷	広島県 広島市安佐北区落合南町196-1	-	1	1	1
28	グリーンハウス宏喜苑	広島県 福山市南本庄三丁目8番17号	-	1	1	1
29	三次地区医療センター	広島県 三次市十日市東三丁目16番1号	-	1	1	1
30	呉本庄つくし園	広島県 吳市焼山北3-21-1	-	2	2	2
31	三原市医師会病院	広島県 三原市宮浦一丁目15番1号	-	1	1	1
32	一ノ瀬病院	広島県 広島市中区国泰寺町1丁目5-11	-	1	1	1
33	翠清会梶川病院	広島県 広島市中区昭和町8-20	-	1	1	1
34	呉医療センター	広島県 吳市青山町3番1号	-	2	2	2
35	介護老人保健施設かなえ	広島県 福山市金江町栗江590-1	-	2	2	2
36	大野浦病院	広島県 廿日市市丸石一丁目3-35	-	1	1	1
37	ナ力ムラ病院	広島県 広島市佐伯区坪井3-818-1	-	1	1	1
38	寺岡整形外科病院	広島県 福山市南本庄3丁目1-52	-	2	2	2
39	シムラ病院	広島県 広島市中区舟入町3番13号	-	1	1	1

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
40	ピーラ花の里病院	広島県 三次市山家町605番地20	-	1	1	1
41	市立三次中央病院	広島県 三次市東酒屋町531	-	1	1	1
42	アマノリハビリテーション病院	広島県 廿日市市陽光台5-9	-	1	1	1
43	大谷リハビリテーション病院	広島県 江田島市大柿町柿浦1970	-	1	1	1
44	興生総合病院	広島県 三原市円町2丁目5番1号	-	1	1	1
45	廿日市記念病院	広島県 廿日市市陽光台5-12	-	1	1	1
46	五日市記念病院	広島県 広島市佐伯区倉重1-95	-	1	1	1
47	福山中央病院	広島県 福山市三吉町4丁目1-15	-	3	3	3
48	広島グリーンヒル病院	広島県 広島市佐伯区五日市町下河内188-6	-	1	1	1
49	廣島総合病院	広島県 廿日市市地御前1-3-3	-	1	1	1
50	あまのクリニック	広島県 廿日市市串戸5-1-37	-	1	1	1
51	広島大学病院	広島県 広島市南区霞1-2-3	-	1	1	1
52	西広島リハビリテーション病院	広島県 広島市佐伯区三宅6-265	-	1	1	1
53	因島医師会病院	広島県 尾道市因島中庄町1962	-	2	2	2
54	大田記念病院	広島県 福山市沖野上町三丁目6-28	-	1	1	1
55	県立広島病院	広島県 広島市南区宇品神田一丁目5番54号	-	2	2	2
56	尾道総合病院	広島県 尾道市平原一丁目10番23号	-	2	2	2
			受け入れ可能人数合計	0	72	72

## 義肢装具学専攻 臨床実習施設一覧

【別紙資料22】

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
1	有限会社広島義肢製作所	広島県 広島市西区商工センター8丁目6-11	1	1	1	1
2	株式会社舟木義肢	岡山県 岡山市北区東中央町4番26号	1	1	1	1
3	三浦義肢製作所	三次市三良坂町三良坂4266-1	1	1	1	1
4	株式会社アパート・コニシ	山口県 宇部市野原1丁目-15-12	3	3	3	3
5	呉義肢製作所	広島県 呉市和庄本町6-26	1	1	1	1
6	有限会社中国義肢	広島県 広島市中区富士見町6-7	1	1	1	1
7	株式会社マツモト義肢	広島県 広島市南区東駅町1-6-6	1	1	1	1
8	有限会社おの義肢	福岡県 福岡市南区老司1丁目12-7	1	1	1	1
9	有限会社中武義肢製作所	福岡県 北九州市八幡東区尾倉1丁目2-19	1	1	1	1
10	有限会社北九州義肢製作所	福岡県 北九州市小倉北区清水3丁目5-6	1	1	1	1
11	有限会社勝部義肢製作所	山口県 周南市栗屋小踏277-18	1	1	1	1
12	株式会社大坪義肢製作所	山口県 宇部市西程返2-21-51	3	3	3	3
13	有限会社宮田義肢製作所	香川県 坂出市白金町3丁目5-7	2	2	2	2
14	宮本義肢製作所	高知県 高知市土居町11-15	2	2	2	2
15	有限会社西讃義肢製作所	香川県 善通寺市上吉田町497-6	2	2	2	2
16	有限会社オルソ本田	愛媛県 松山市市坪南2丁目4-24	1	1	1	1
17	川村義肢株式会社	大阪府 大東市御領1-12-1	5	5	5	5
18	有限会社濱本義肢製作所	山口県 宇部市寿町1丁目4-21	2	2	2	2
19	有薬ブース株式会社	福岡市 北九州市小倉北区片野2丁目21-4	1	1	1	1
20	株式会社ホワジ	熊本県 熊本市小山5丁目19-55	2	2	2	2
21	株式会社北義肢製作所	鹿児島県 鹿児島市草牟田町3-16	2	2	2	2
22	株式会社有薬製作所	福岡県 北九州市八幡東区東田1-7-5	2	2	2	2
23	株式会社蘭田義肢製作所	熊本県 熊本市本荘4丁目5-5	1	1	1	1
24	橋本義肢製作株式会社	岡山県 岡山市南区浦安西町32-13	2	2	2	2
25	有限会社山下義肢製作所	鹿児島県 鹿児島市小松原一丁目10番20号 受け入れ可能人数合計	1	1	1	1

**理学療法学専攻  
実習施設の使用承諾書(写)**

**作業療法学専攻  
実習施設の使用承諾書(写)**

言語聴覚療法学専攻  
実習施設の使用承諾書(写)

## 義肢装具学専攻

### 実習施設の使用承諾書(写)

# 理学療法学専攻

## 臨床実習計画

月	1年次	2年次	3年次	4年次
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月	臨床体験実習			総合臨床実習
10月				
11月				
12月				
1月				
2月			臨床評価実習	
3月				
備考	<p>■実習期間: 約2週間 45時間: 学外41時間 &lt;20.5時間(3日) ×2カ所&gt;+学内4時間</p> <p>■実習者数: 約1~6人</p> <p>■単位数: 1単位</p>		<p>■実習期間: 約3週間 135時間: 学外120時間&lt;8時間 ×15日&gt; +事前評価実技試問8時間 +学内7時間</p> <p>■実習者数: 約1~2人</p> <p>■単位数: 3単位</p>	<p>■実習期間: 約16週間 630時間: 学外624時間&lt;8時間×39日 ×2カ所&gt;+学内6時間</p> <p>■実習者数: 約1~2人</p> <p>■単位数: 14単位</p>

## 臨床実習概要 ①

区分	内 容 等
実習科目名	臨床体験実習 (※理学療法士の実際の職場の雰囲気を2カ所の施設で2週間体験する実習)
開講年次	1年次
実施時期	9月上旬 (約2週間)
実習期間 及び 単位	<p>① <u>実習期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習前オリエンテーション / 2時間</li> <li>○ 配属実習(実習施設別オリエンテーション含む) / 41時間(2施設)</li> <li>○ 全体総括 / 2時間</li> </ul> <p>② <u>単位</u></p> <p>1単位(45時間) / 学外41時間+学内4時間</p>
実習先	理学療法士が勤務する広島県内の児童福祉施設、高齢者福祉施設
実習目的	<p>① 学生に「理学療法士」を目指す者としての意識を早期から高めさせる。</p> <p>② 理学療法士の任務について、実務を体験することにより、その業務と現状を把握できる。</p> <p>③ 他職種との連携や協働について、その必要性を理解させる。</p> <p>④ 理学療法士の役割と使命を知ることで医療専門職者としての職務意識、倫理観などを育成する。</p>
実習目標	<p>① 理学療法士を目指す学生として、クライアント及び職員と適切な人間関係を作り維持できる。</p> <p>② 理学療法士を目指す学生として、倫理観を持ち、自己啓発に努めることができる。</p> <p>③ 理学療法部門の業務内容を把握することができる。</p> <p>④ 重症心身障害児、高齢障害者の尊厳を知り、守り、理学療法士としての資質を高める。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 児童福祉施設、高齢者福祉施設のそれぞれの役割・機能について学ぶ。</p> <p>② 実習指導者の監督の下で、日常生活動作の補助作業を学ぶ。</p> <p>③ 理学療法士、介護福祉士、看護師の補助作業を学ぶ。</p> <p>④ 申し送りミーティングに参加し、施設の業務全般を学ぶ。</p>
評価方法	<p>次の①～④を併せて総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況</p> <p>② 実習先指導者の評価成績</p> <p>③ 実習報告書</p> <p>④ 実習総括レポートの内容</p>

区分	内容等
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制 本大学「理学療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「理学療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 理学療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ</p> <p>⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	1年次		
月	9月上旬		
1グループ (1~6人)	実習前オリエンテーション(2時間)	児童福祉施設 (20.5時間)	高齢者福祉施設 (20.5時間)
		配属実習(41時間) (実習施設別オリエンテーション含む)	※グループにより実習する施設種別は前後する。
		高齢者福祉施設 (20.5時間)	児童福祉施設 (20.5時間)

- ① 上表のとおり児童福祉施設、高齢者福祉施設で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1~6人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う(0.5時間)。

## 臨床実習概要 ②

区分	内容等												
実習科目名	臨床評価実習 (※基本的な検査・評価を行い、 理学療法計画立案(問題点の抽出を含む)までを行う実習)												
開講年次	3年次												
実施時期	2月～3月上旬(約3週間)												
実習期間 及び 単位	<p>① <u>実習期間</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">○ 事前評価実技試問</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: bottom;">／</td> <td style="width: 60%;">8時間</td> </tr> <tr> <td>○ 実習前オリエンテーション</td> <td>／</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>○ 配属実習(実習施設別オリエンテーション含む)</td> <td>／</td> <td>120時間</td> </tr> <tr> <td>○ 実習報告会</td> <td>／</td> <td>5時間</td> </tr> </table> <p>② <u>単位</u></p> <p>3単位(135時間) ／学外120時間+事前評価実技試問8時間+学内7時間</p>	○ 事前評価実技試問	／	8時間	○ 実習前オリエンテーション	／	2時間	○ 配属実習(実習施設別オリエンテーション含む)	／	120時間	○ 実習報告会	／	5時間
○ 事前評価実技試問	／	8時間											
○ 実習前オリエンテーション	／	2時間											
○ 配属実習(実習施設別オリエンテーション含む)	／	120時間											
○ 実習報告会	／	5時間											
実習先	主に広島県内を中心とした他府県の病院、診療所												
実習目的	<p>① 理学療法計画立案(問題点の抽出を含む)までの一連の流れを経験し、実際のクライアントの状況に適合した理学療法評価技術の基本を修得する。</p> <p>② 各種理学療法評価学で学んだ知識と技術を臨床の場で確認し、応用技術を学び、4年次配当の「総合臨床実習」に臨む意識を高める。</p>												
実習目標	<p>① 医療チームの他のメンバーとの連携状態を理解することができる。</p> <p>② 実習を通して理学療法士倫理、医療倫理、生命倫理などの倫理観を身につけ、クライアントとの適切な人間関係を育む。</p> <p>③ 各種理学療法評価学で学んだ知識と技術を臨床の場で確認し、実習指導者の指導を受けながら計画立案までを学生なりに行うことができる。</p>												
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 実習施設で使用されている各種検査測定技術の確認と、その臨床現場での実際の応用方法を学ぶ。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 観察による動作分析</td> <td style="width: 50%;">6) 体力測定</td> </tr> <tr> <td>2) 身体計測</td> <td>7) 高齢者用各種検査</td> </tr> <tr> <td>3) 筋力検査</td> <td>8) 発達障害児用各種検査</td> </tr> <tr> <td>4) 関節可動域検査</td> <td>9) 特殊検査</td> </tr> <tr> <td>5) 日常生活自立度検査</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 実習指導者の監督の下、実際にクライアントを担当して、学生自身が実際に検査測定及び情報収集を通じた評価を実施する。</p> <p>③ 評価結果を考察とともに報告し、評価内容について修正を受ける。</p> <p>④ 修正を受けた評価結果から、学生によるオリジナルの理学療法計画を立案する。</p>	1) 観察による動作分析	6) 体力測定	2) 身体計測	7) 高齢者用各種検査	3) 筋力検査	8) 発達障害児用各種検査	4) 関節可動域検査	9) 特殊検査	5) 日常生活自立度検査			
1) 観察による動作分析	6) 体力測定												
2) 身体計測	7) 高齢者用各種検査												
3) 筋力検査	8) 発達障害児用各種検査												
4) 関節可動域検査	9) 特殊検査												
5) 日常生活自立度検査													

区分	内容等
評価方法	<p>次の①～⑤を併せて総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況      ② 事前評価実技試問の成績      ③ 実習先指導者の評価成績      ④ 実習報告書      ⑤ 実習報告会の内容</p>
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制      本大学「理学療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。      また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案      各実習施設の実習指導者等と「理学療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応      不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 理学療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ</p> <p>⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	3年次		
月	2月～3月		
1 グループ (1～2人)	事前評価実技試問(8時間)	実習前オリエンテーション(2時間)  配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (120時間)	実習報告会(5時間)

- ① 上表のとおり病院または診療所（1カ所）で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～2人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。

## 臨床実習概要 ③

区分	内容等
実習科目名	総合臨床実習（※実際に理学療法のプロセスすべてを行う実習）
開講年次	4年次
実施時期	5月～12月（約16週間）
実習期間 及び 単位	<p>① <u>実習期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習前オリエンテーション / 2時間</li> <li>○ 第1期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 312時間（8週間）</li> <li>○ 第2期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 312時間（8週間）</li> <li>○ 第3期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 312時間（8週間）</li> </ul> <p>※上記3期のうち2期分を選択</p> <p>② <u>単位</u></p> <p>14単位（630時間）/ 学外624時間+学内6時間</p>
実習先	主に広島県内を中心とした他府県の病院、診療所
実習目的	<p>① 臨床評価実習を基礎とし、次の段階として理学療法を実施、再評価できるまでの能力を育成する。</p> <p>② 一連の理学療法計画実施体験を通して将来の理学療法を発展させる研究課題を見出す。</p>
実習目標	<p>(第1期配属実習)</p> <p>① クライアントの全人格的で適切な評価を行い、課題をアセスメントできる能力を持つ。</p> <p>② クライアントの立場に立ち全人格を尊重したアプローチを可能とする能力を持つ。</p> <p>(第2期配属実習)</p> <p>③ クライアントの変化に応じた理学療法計画を変更できる能力を持つ。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 基本的な評価技術の確認及び応用について学ぶ。</p> <p>② 担当したクライアントの疾患別評価計画、評価結果に基づく治療計画立案をする。</p> <p>③ 治療計画の実施、治療結果の考察、治療計画の適切な変更などを適切に実施する。</p> <p>④ 上記に関してデイリーノートを記載し、初期評価、中間評価、最終評価結果を実習指導者へ提出を行う。</p> <p>⑤ 症例報告書の作成とケースカンファレンスでの発表、施設内研修会及び抄読会への参加を行う。</p>

区分	内容等
評価方法	<p>次の①～④を併せて総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況      ② 実習先指導者の評価成績      ③ 実習報告書      ④ 実習報告会の内容</p>
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制      本大学「理学療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。      また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案      各実習施設の実習指導者等と「理学療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応      不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 理学療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ</p> <p>⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	4年次						
月	5月～12月						
1グループ (1～2人)	実習前オリエンテーション(2時間)	第1期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (312時間)	移動日	第2期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (312時間)	移動日	第3期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (312時間)	実習報告会(4時間)

- ①上表のとおり病院または診療所（2カ所）で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～2人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。
- ④ 実習については、3期間のうち、2期を選択する。

# 作業療法学専攻

## 臨床実習計画

月	1年次	2年次	3年次	4年次
4月				
5月				
6月				
7月				
8月	臨床見学実習	臨床体験実習		
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月			臨床推論実習	
3月				
備考	<p>■実習期間: (5種類の施設) 各 半日～1日間 45時間: 学外 40 時間&lt;4～8時間 ×1日×5カ所&gt; +学内5時間</p> <p>■実習者数: (5種類の施設) 各 約 1～3人</p> <p>■単位数:1単位</p>	<p>■実習期間: 約 2週間  90 時間: 学外 80 時間&lt;8時間 ×10日&gt; +学内10時間</p> <p>■実習者数: 約 1～3人</p> <p>■単位数:2単位</p>	<p>■実習期間: 約 6週間  270 時間: 学外 240 時間&lt;8時間 ×30日&gt; +事前評価実技試問 24 時間 +学内6時間</p> <p>■実習者数: 約 1～3人</p> <p>■単位数:6単位</p>	<p>■実習期間: (2カ所) 各 約 8週間 720 時間: 学外 640 時間&lt;8時間 ×40日×2カ所&gt; +学内治療実技試問 64 時間 +学内16時間</p> <p>■実習者数: 約 1～3人</p> <p>■単位数:16単位</p>

## 臨床実習概要 ①

区分	内 容 等
実習科目名	臨床見学実習（※作業療法士というものを少しでもイメージできるようにする実習）
開講年次	1年次
実施時期	8月～9月（5種類の施設を各半日～1日間程度）
実習期間 及び 単位	<p>① <u>実習期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習オリエンテーション / 2時間</li> <li>○ 配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 40時間（5施設）</li> <li>○ 実習総括レポートの作成指導 / 1時間</li> <li>○ 全体総括 / 2時間</li> </ul> <p>② <u>単位</u></p> <p>1単位（45時間）/ 学外40時間+学内5時間</p>
実習先	作業療法士が勤務する広島県内の施設・機関等
実習目的	<p>① 学生に「作業療法士」としての志向性を早期から高めさせる。</p> <p>② 作業療法士の役割と使命を知ることで医療専門職者としての職務意識、倫理観などを育成する。</p>
実習目標	<p>① 作業療法士の働く様々な分野について、その業務と実際を把握できる。</p> <p>② 自分が目指している作業療法士という職種についてのイメージを具体的に持つことができる。</p> <p>③ これから学ぶ履修科目について、作業療法士としての業務と関連付けながら、その必要性を理解できる。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 作業療法士が働く施設の、理念、沿革、運営方針、地域における役割と現状、今後の課題などについて説明を受ける。</p> <p>② 作業療法士が働く施設の、設備や備品等を見学し、その使用方法や実際の使用状況について説明を受ける。</p> <p>③ 実際の作業療法士の業務、スケジュール、施設内での役割などについて説明を受け、可能であれば実際の業務を見学する。</p>
評価方法	<p>次の①②を併せて総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況</p> <p>② 実習総括レポートの内容</p>

区分	内容等
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制 本大学「作業療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「作業療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 作業療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ</p> <p>⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	1年次					実習総括レポートの作成指導（1時間）	
月	8月～9月						
Aグループ (1～3人編成×4～5チーム)	実習オリエンテーション（2時間）	(40時間) (実習施設別オリエンテーション含む) 配属実習					
Bグループ (1～3人編成×4～5チーム)							
Cグループ (1～3人編成×4～5チーム)							
Dグループ (1～3人編成×4～5チーム)		※各グループがそれぞれ異なった 5つの施設で実習					

- ① 1年次生（定員／40人）を10人単位で4グループに分け、1グループに1～3人編成（4～5チーム）で各施設等へ上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～3人程度とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（0.5時間）。

## 臨床実習概要 ②

区分	内容等
実習科目名	臨床体験実習（※作業療法士の実際の職場の雰囲気を週単位で体験してみる実習）
開講年次	2年次
実施時期	8月～9月（約2週間）
実習期間 及び 単位	<p>① <u>実習期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習分野の事前学習指導 / 6時間</li> <li>○ 実習オリエンテーション / 2時間</li> <li>○ 配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 80時間（2週間）</li> <li>○ 実習報告会 / 2時間</li> </ul> <p>② <u>単位</u></p> <p>2単位（90時間）／学外80時間＋学内10時間</p>
実習先	関東以西の医療機関・介護保険施設
実習目的	<p>① 学生に「作業療法士」を目指す者としての意識を高めさせる。</p> <p>② 作業療法士としての業務を具体的にイメージできるようにする。</p> <p>③ 他職種との連携や協働について、その必要性を理解させる。</p>
実習目標	<p>① 作業療法士を目指す学生として、クライアント及び職員と適切な人間関係を作り維持できる。</p> <p>② 作業療法士を目指す学生として、倫理観を持つことができる。</p> <p>③ 作業療法士を目指す学生として、自己啓発に努めることができる。</p> <p>④ 作業療法部門の業務内容を把握することができる。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実習施設の役割・機能について学ぶ。</li> <li>② 作業療法士の臨床活動を見学し、可能な限り説明を受ける。</li> <li>③ 実習指導者の監督の下で、クライアントに接する機会を持つ。</li> <li>④ 作業療法部門に関わる管理運営の仕事について説明を受ける。</li> <li>⑤ 作業療法士（職業人、専門職）としてのモラルについて学ぶ。</li> <li>⑥ 可能であれば、作業療法業務のごく一部分も体験させてもらう。</li> </ul>
評価方法	<p>次の①～④を併せて総合的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出欠状況</li> <li>② 実習先指導者の評価成績</li> <li>③ 実習報告書</li> <li>④ 実習総括レポートの内容</li> </ul>

区分	内容等
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制 本大学「作業療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「作業療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 作業療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ</p> <p>⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	2年次		
月	8月～9月		
1 グループ (1～3人)	実習分野の事前学習指導(6時間)	実習オリエンテーション(2時間)	配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (80時間)

- ① 2年次生（定員／40人）を1～3人単位で20～40グループに分け、上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～3人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。

## 臨床実習概要 ③

区分	内容等
実習科目名	臨床推論実習（※実際にプログラム立案までを行う実習）
開講年次	3年次
実施時期	2月～3月上旬（約6週間）
実習期間 及び 単位	<p>① 実習期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前評価実技試問 / 24時間</li> <li>○ 実習オリエンテーション / 2時間</li> <li>○ 配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 240時間（6週間）</li> <li>○ 実習報告会 / 4時間</li> </ul> <p>② 単位</p> <p>6単位（270時間）      ／学外240時間+事前評価実技試問24時間+学内6時間</p>
実習先	関東以西を中心とした医療機関・介護保険施設
実習目的	<p>① 作業療法プログラム立案までの一連の流れを経験し臨床推論の重要性を学ぶ。</p> <p>② 臨床推論を織り込んだ作業療法のアセスメント及びその実施手順を理解する。</p> <p>③ 実際のクライアントの状況に適合した作業療法評価技術を習得する。</p> <p>④ 4年次配当の「総合臨床実習」に臨む意識を高める。</p>
実習目標	<p>① 医療チームの他のメンバーとの連携状態を理解することができる。</p> <p>② 実習を通して理学療法士倫理、医療倫理、生命倫理などの倫理観を身につけることができる。</p> <p>③ クライアントとの適切な人間関係を育むことができる。</p> <p>④ 各種作業療法評価学で学んだ知識と技術を臨床の場で確認し、指導を受けながら学生なりに応用することができる。</p> <p>⑤ 臨床現場で作業療法士が行っている臨床推論の説明を理解することができる。</p> <p>⑥ 実習指導者の支援を受けながら、プログラム立案までの臨床推論を学生自身なりに行うことができる。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 可能な限り実習指導者の治療場面に同行し、そのうち最低1事例はその臨床推論について説明を受ける。</p> <p>② 実習施設で使用されている各種検査測定技術の確認と、その臨床現場での実際の応用方法の説明を受ける。</p> <p>③ 実習指導者の監督のもと、実際にクライアントを担当して、学生自身が臨床推論を行い、実際に検査測定及び情報収集を通じた評価を実施する。</p> <p>④ 評価結果を考察とともに報告し、評価内容について修正を受ける。</p> <p>⑤ 修正を受けた評価結果から、さらに臨床推論した学生によるオリジナルの作業療法計画を立案する。</p> <p>⑥ 作成した作業療法計画を、学生自身の臨床推論とともに実習施設で発表し、できるだけ多くの職種からフィードバックを受ける。</p>

区分	内容等
評価方法	<p>次の①～④を併せて総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況      ② 実習先指導者の評価成績      ③ 実習報告書      ④ 実習報告会の内容</p>
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制      本大学「作業療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。      また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案      各実習施設の実習指導者等と「作業療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応      不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 作業療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ</p> <p>⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	3年次		
月	2月～3月上旬		
1 グループ (1～3人)	事前評価実技試験(24時間)	実習オリエンテーション(2時間)	配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (240時間)
			実習報告会(4時間)

- ① 3年次生（定員／40人）を1～3人単位で20～40グループに分け、上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～3人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。

## 臨床実習概要 ④

区分	内容等
実習科目名	総合臨床実習（※実際に作業療法のプロセスすべてを行う実習）
開講年次	4年次
実施時期	4月～2月（約8週間×2カ所）
実習期間 及び 単位	<p>① 実習期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習オリエンテーション / 8時間</li> <li>○ 第1期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 320時間（8週間）</li> <li>○ 第2期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 320時間（8週間）</li> <li>○ 第3期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 320時間（8週間）</li> </ul> <p>※上記3期のうち2期分を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学内治療実技試問 / 64時間</li> <li>※配属されていない期で行う</li> <li>○ 実習報告会 / 8時間</li> </ul> <p>② 単位</p> <p>16単位（720時間）      ／学外640時間+学内治療実技試問64時間+学内16時間</p>
実習先	関東以西を中心とした医療機関・介護保険施設
実習目的	<p>① 臨床推論実習を基礎とし、次の段階として作業療法を実施、再評価できるまでの能力を育成する。</p> <p>② 一連の作業療法プロセス実施体験を通して将来の作業療法を発展させる研究課題を見出す。</p>
実習目標	<p>① クライアントの全人格的で適切な評価を行い、課題をアセスメントできる。</p> <p>② クライアントの立場に立ち全人格を尊重したアプローチを可能とする能力を持つ。</p> <p>③ クライアントの変化に応じた作業療法計画を変更できる能力を持つ。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実習指導者の担当するクライアントについての臨床推論の説明を受け理解する。</li> <li>② 担当したクライアントの評価計画を、選択の妥当性や優先性の理由も考察した上で立案する。</li> <li>③ 評価計画に沿った検査測定、情報収集などを適切に実施する。</li> <li>④ 評価結果を整理・分析・統合し、介入目標を設定して作業療法計画を立案する。</li> <li>⑤ 計画に基づき作業療法を実施し、状態の変化に応じて適切な計画変更を行う。</li> <li>⑥ 上記に関して適切に記録、報告（書面及び口頭）を行う。</li> </ul>
評価方法	<p>次の①～④を併せて総合的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出欠状況</li> <li>② 実習先指導者の評価成績</li> <li>③ 実習報告書</li> <li>④ 実習報告会の内容</li> </ul>

区分	内容等
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制 本大学「作業療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「作業療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 作業療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ</p> <p>⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	4年次						
月	4月～2月						
1グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(8時間)	第1期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (320時間) 4・5月	移動日	第2期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (320時間) 6・7月	移動日	第3期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (320時間) 8・9月	実習報告会(8時間)
※配属されていない期に学内治療実技(64時間)を行う							

- ① 4年次生（定員／40人）を1～3人単位で20～40グループに分け、上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～3人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。
- ④ 実習については3期間の内、2期を選択する。
- ⑤ 配属されていない期に、学内治療実技試問を行う。

# 言語聴覚療法学専攻

## 臨床実習計画

月	1年次	2年次	3年次	4年次
4月				
5月				
6月				総合臨床実習
7月				
8月		臨床見学実習		
9月				
10月			臨床評価実習	
11月				
12月				
1月				
2月		臨床見学実習		
3月				
備考		<p>■実施期間:約2週間 90時間: 学外80時間(8時間×10日) +学内10時間</p> <p>■実習者数: 約 5人～30人</p> <p>■単位数:2単位</p>	<p>■実施期間:約9週間 360時間: 学外352時間(8時間×44日) +学内8時間</p> <p>■実習者数: 約 1～3人</p> <p>■単位数:8単位</p>	<p>■実施期間:約7週間 270時間: 学外264時間(8時間 ×33日)+学内6時間</p> <p>■実習者数: 約 1～3人</p> <p>■単位数:6単位</p>

# 臨床実習計画 ①

区分	内 容 等
実習科目名	臨床見学実習 (言語聴覚障害の臨床、保育・教育の実際を見学し、概要を理解する)
開講年次	2年次
実施時期	8月～9月及び2～3月 (言語聴覚療法の3分野を各1～3日間、計2週間程度)
実習期間 および 単位	<p>① 実習期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習オリエンテーション / 3時間</li> <li>○ 見学実習(実習施設別オリエンテーション含む) / 80時間</li> <li>○ 実習総括レポートの作成指導 / 2時間</li> <li>◎ 全体総括 / 5時間</li> </ul> <p>② 単位</p> <p>2単位／学外80時間+学内10時間</p>
実習先	広島県内の言語聴覚障害関係施設(小児、成人、聴覚の3分野)
実習目的	<p>① 言語聴覚障害児・者の臨床と保育・教育の実際を把握する。</p> <p>② 医療関連専門職としての自覚及び倫理観を育成する。</p>
実習目標	<p>① 言語聴覚士の働く主要分野について、その業務の実際を把握できる。</p> <p>② 言語聴覚士という職種についてのイメージを具体的に持つことができる。</p> <p>③ 開講される履修科目について、言語聴覚士の業務と関連付けて、その必要性・重要性を理解できる。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 言語聴覚士が働く施設の、理念、沿革、運営方針、地域における役割と現状、今後の課題などについて説明を受ける。</p> <p>② 言語聴覚士の働く施設及び設備・関連機器等を見学し、その運用状況、実際の使用方法等について説明を受ける。</p> <p>③ 言語聴覚士の日常業務、施設内外における専門的役割などについて説明を受け、実際の臨床業務を見学する。</p>
評価方法	<p>次の①②を元に総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況を含む実習態度</p> <p>② 実習総括レポートの内容</p>

区分	内容等
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制 本学「言語聴覚療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「言語聴覚士臨床実習指導者会議」を開催して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。</p> <p>④ 言語聴覚療法学専攻主催の講習会・講演会への参加を呼びかける。</p> <p>⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。</p>

## ■実習スケジュール

年次	2年次								
月	8月～9月及び2～3月								
5人～30人 (実習先の規模・実情に合わせる) ,	実習オリエンテーション(3時間)	配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (80時間)						実習総括レポートの作成指導(2時間)	全体総括(5時間)
		小児Ⅰ	小児Ⅱ	成人Ⅰ	成人Ⅱ	成人Ⅲ	成人Ⅳ	聴覚	

- ① 2年次生（定員／30人）を見学先に合わせて、学年全体または1グループ数人編成（4～6チーム）で各分野の施設等へ上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情により、1学年全体または少人数のグループ単位で行う。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（0.5時間）。

## 臨床実習計画 ②

区分	内 容 等
実習科目名	臨床評価実習 (言語聴覚障害の検査と評価結果から指導計画立案までを行う)
開講年次	3年次
実施時期	9月～11月 (約9週間)
実習期間 および 単位	<p>① 実習期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習オリエンテーション / 3時間</li> <li>○ 配属実習(実習施設別オリエンテーション含む) / 352時間(9週間)</li> <li>○ 実習報告会 / 5時間</li> </ul> <p>② 単位</p> <p>8単位／学外352時間+学内8時間</p>
実習先	西日本を中心とした医療機関、老人保健施設、児童福祉施設等
実習目的	<p>① 医療従事者としての倫理観及び専門意識を持たせる。</p> <p>② 言語聴覚士としての専門的な検査と評価業務を修得させる。</p> <p>③ 評価に基づいた指導プランを立案させる。</p> <p>④ 4年次配当の「総合臨床実習」に臨む基礎を養成する。</p>
実習目標	<p>① 医療関連専門職である言語聴覚士として倫理観及び専門的意識を持たせる。</p> <p>② 言語聴覚士としての基本的な検査技法及び評価業務を修得させる。</p> <p>③ クライアント及び同僚との適切な人間関係を保つことができる。</p> <p>④ 言語聴覚障害学で学んだ関連知識と技術を臨床の場で確認し、意義を理解できる。</p> <p>⑤ 実習指導者の指導の下で、クライアントに対する適切な指導計画を立案することができる。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 実習施設が地域で果たしている役割・機能について学ぶ。</p> <p>② 実習先の言語聴覚士の指導場面を見学し、その臨床指導について説明を受ける。</p> <p>③ 言語聴覚障害児にかかる実際の各種検査法・評価法を確認し、臨床現場での応用について学ぶ。</p> <p>④ 実習指導者の監督のもとに、可能な限り学生自身がクライアントを担当して、検査測定及び情報収集を通じて評価を行う。</p> <p>⑤ 評価結果を総合して考察とともに報告し、報告内容について指導を受け、個別のクライアントについて指導計画を立案する。</p> <p>⑥ 作成した指導計画を実習施設で発表し、フィードバックを受けて修正し、クライアントに対する指導案を完成する。</p>

区分	内容等
評価方法	<p>次の①～④を併せて総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況を含む実習態度      ② 実習先指導者の評価      ③ 実習報告書      ④ 実習報告会の内容</p>
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制      本学「言語聴覚療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。      また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案      各実習施設の実習指導者等と「言語聴覚士臨床実習指導者会議」を開催して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応      不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。</p> <p>④ 言語聴覚療法学専攻主催の講習会・講演会への参加を呼びかける。</p> <p>⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。</p>

## ■実習スケジュール

年次	3年次		
月	9月～11月		
1 グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(3時間)	配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (352 時間)	実習報告会(5時間)

- ① 3年次生（定員／30人）を1～3人単位で15～30グループに分け、上記日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の配属人数は、各施設の事情を勘案するが、原則1施設1～3人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。

## 臨床実習計画 ③

区分	内 容 等
実習科目名	総合臨床実習（言語聴覚療法業務の全プロセスを修得する）
開講年次	4 年次
実施時期	6 月～7 月（約 7 週間）
実習期間 および 単位	<p>① <u>実習期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習オリエンテーション / 2 時間</li> <li>○ 配属実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 264 時間（7 週間）</li> <li>○ 実習報告会 / 4 時間</li> </ul> <p>② <u>単位</u></p> <p>6 単位／学外 264 時間＋学内 6 時間</p>
実習先	西日本中心の言語聴覚障害関係施設（小児、成人、聴覚の 3 分野）
実習目的	<p>① 臨床評価実習を基礎とし、言語聴覚療法を実施、再評価できる能力を育成する。</p> <p>② 言語聴覚療法についての研究課題を見出す。</p>
実習目標	<p>① 言語聴覚障害を持つクライアントの検査と評価を適切に行い、問題点を把握して適切な指導プログラムを立案できる。</p> <p>② クライアントの状態の進展に応じて、指導プログラムを修正ないし展開できる。</p> <p>③ リハビリテーションチームのメンバーとしての自覚を持って、スタッフを始めとする関係者と適切に連携して業務を推進できる。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 実習を担当するクライアントについて指導方針の概略の説明を受け理解する。</p> <p>② 担当したクライアントの評価計画案を、選択の妥当性及び優先性に留意して立案する。</p> <p>③ 実習指導者の指導を受けて、評価計画にそった検査、評価、追加情報収集等を適切に実施する。</p> <p>④ 収集した関連情報を整理・分析・総合し、指導目標を設定して言語聴覚療法計画を立案する。</p> <p>⑤ 実習指導者の管理下で、計画に基づき可能な限り言語聴覚療法を実施し、クライアントの状態の変化に応じて適切な計画修正を行う。</p> <p>⑥ 一連の指導の流れについて記録、連絡及び報告（書面および口頭）を適切に行う。</p>
評価方法	<p>次の①～④を総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況を含む実習態度</p> <p>② 実習総括レポートの内容</p> <p>③ 実習指導者の評価</p> <p>④ 実習報告会の内容</p>

区分	内容等
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制 本学「言語聴覚療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「言語聴覚士臨床実習指導者会議」を開催して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。</p> <p>④ 言語聴覚療法学専攻主催の講習会・講演会への参加を呼びかける。</p> <p>⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。</p>

## ■実習スケジュール

年次	4年次		
月	6月～7月		
1 グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(2時間)	配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (264 時間)	実習報告会(4時間)

- ① 4年次生（定員／30人）を1～3人単位で15～30グループに分け、上記日程で学外実習を行う。
- ② 実習先への配属人数は、各施設の事情を勘案するが、原則1施設1～3人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。

# 義肢装具学専攻

## 臨床実習計画

月	1年次	2年次	3年次	4年次
4月				臨床実習Ⅲ
5月				
6月				
7月				
8月	見学実習	臨床実習 I		
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月			臨床実習 II	
3月				
備考	<p>■実施期間:約 5日間 45時間: 学外 40 時間&lt;8 時間×1日 ×5箇所&gt;+学内 5 時間</p> <p>■実習者数: 約 30人</p> <p>■単位数:1単位</p>	<p>■実施期間:約 2週間 90時間: 学外 80 時間&lt;8 時間×10日&gt; +学内 10 時間</p> <p>■実習者数: 約 2~3人</p> <p>■単位数:1単位</p>	<p>■実施期間:約 4週間 135 時間: 学外 128 時間&lt;8 時間×16日&gt; +学内 7 時間</p> <p>■実習者数: 約 1~3人</p> <p>■単位数:3単位</p>	<p>■実施期間:約 5週間 180 時間: 学外 176 時間&lt;8 時間 ×22 日&gt;+学内 4 時間</p> <p>■実習者数: 約 1~3人</p> <p>■単位数:4単位</p>

## 臨床実習計画 ①

区分	内容等
実習科目名	見学実習
開講年次	1年次
実施時期	8月～9月（約5日間）
実習期間 および 単位	<p>① 実習期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習オリエンテーション / 2時間</li> <li>○ 見学実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 40時間（4種5施設）</li> <li>○ 実習総括レポートの作成指導 / 1時間</li> <li>○ 全体総括 / 2時間</li> </ul> <p>② 単位</p> <p>1単位／学外40時間＋学内5時間</p>
実習先	義肢装具士の業務に関連する広島県内の施設・会社（義肢装具製作販売会社2社・福祉用具製作販売会社・障害者支援施設・高齢者施設の5施設）
実習目的	<p>① 学生に「義肢装具士」としての志向性を早期から高めさせる。</p> <p>② 義肢装具士の役割と使命を知ることで専門職者としての職務意識、倫理観などを育成する。</p>
実習目標	<p>① 義肢装具士が関連する分野について、その業務と実際を把握できる。</p> <p>② 自分が目指している義肢装具士という職種についてのイメージを具体的に持つことができる。</p> <p>③ これから学ぶ履修科目について、義肢装具士としての業務と関連付けながら、その必要性を理解できる。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 義肢装具士に関連する会社や施設の、理念、沿革、運営方針、地域における役割と現状、今後の課題などについて説明を受ける。</p> <p>② 義肢装具士に関連する会社や施設の、設備や備品等を見学し、その使用方法や実際の使用状況について説明を受ける。</p> <p>③ 義肢装具士に関連する会社や施設の業務、スケジュール、施設内での役割などについて説明を受け、可能であれば実際の業務を見学する。</p>
評価方法	<p>次の①②を併せて総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況</p> <p>② 実習総括レポートの内容</p>

区分	内容等
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制 本学「義肢装具学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、見学実習は、実習科目担当教員（複数）が引率し各施設を訪問する。</p> <p>② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに引率員が各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	1年次						
月	8月～9月						
1グループ	実習オリエンテーション（2時間）	配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (40時間)				実習総括レポートの作成指導（1時間）	全体総括（2時間）
		義肢装具製作 販売会社A	福祉用具製 作販売会社	障害者支援 施設	高齢者施設	義肢装具製作 販売会社B	

- ① 1年次生（定員／30人）で各分野の施設等へ上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、30人＋引率教員数名とする。
- ③ 実習先では、「実習施設別オリエンテーション」を行う（0.5時間）。

## 臨床実習計画 ②

区分	内 容 等
実習科目名	臨床実習 I (※義肢装具士の活躍する職場や関連施設を見学する実習)
開講年次	2 年次
実施時期	8 月～9 月 (約 2 週間)
実習期間 および 単 位	<p>① <u>実習期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習オリエンテーション / 3 時間</li> <li>○ 配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 80 時間（3 領域）</li> <li>○ 実習総括レポートの作成指導 / 2 時間</li> <li>○ 全体 総括 / 5 時間</li> </ul> <p>② <u>単位</u></p> <p>1 単位／学外 80 時間＋学内 10 時間</p>
実習先	広島県内の病院、義肢装具製作会社、福祉施設
実習目的	<p>① 学生に「義肢装具士」としての志向性を早期から高めさせる。</p> <p>② 義肢装具士の役割と使命を知ることで医療専門職者としての職務意識、倫理観などを育成する。</p>
実習目標	<p>① 義肢装具士が関連する 3 領域について、その業務と実際を把握できる。</p> <p>② 学生自身が目指す義肢装具士という職種についてのイメージを具体的に持つことができる。</p> <p>③ これから学ぶ履修科目について、義肢装具士としての業務と関連付けながら、その必要性を理解できる。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 義肢装具士が関連する施設の、理念、沿革、運営方針、地域における役割と現状、今後の課題などについて説明を受ける。</p> <p>② 義肢装具士が関連する施設の、設備や備品等を見学し、その使用方法や実際の使用状況について説明を受ける。</p> <p>③ 実際の義肢装具士の業務、スケジュール、施設内での役割などについて説明を受け、可能であれば実際の業務を見学する。</p>
評価方法	<p>次の①②を併せて総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況</p> <p>② 実習総括レポートの内容</p>

区分	内容等
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制 本学「義肢装具学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	2年次					
月	8月～9月					
Aグループ (2～3人編成×4～5チーム)	実習オリエンテーション(3時間) 配属実習	(実習施設別オリエンテーション含む) (80時間)	病院	福祉施設	製作会社	実習総括レポートの作成指導(2時間) 全体総括(5時間)
Bグループ (2～3人編成×4～5チーム)			製作会社	病院	福祉施設	
Cグループ (2～3人編成×4～5チーム)			福祉施設	製作会社	病院	

- ① 1年次生（定員／30人）を10人単位で3グループに分け、1グループに2～3人編成（4～5チーム）で各領域の施設等へ上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設2～3人程度とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（0.5時間）。

## 臨床実習計画 ③

区分	内 容 等
実習科目名	臨床実習Ⅱ (※実際にプログラム立案までを行う実習)
開講年次	3 年次
実施時期	2 月～3 月上旬 (約 4 週間)
実習期間 および 単位	<p>① <u>実習期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習オリエンテーション / 2 時間</li> <li>○ 配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 128 時間（4 週間）</li> <li>○ 実習報告会 / 5 時間</li> </ul> <p>② <u>単位</u></p> <p>3 単位／学外 128 時間＋学内 7 時間</p>
実習先	西日本を中心とした義肢装具製作会社
実習目的	<p>① 義肢装具製作の流れを経験し、事前評価の重要性を学ぶ。</p> <p>② 臨床で行われる義肢装具製作のアセスメントおよびその実施手順を理解する。</p> <p>③ 実際のクライアントの状況に適合した義肢装具評価技術を習得する。</p> <p>④ 4 年次配当の「臨床実習Ⅲ」に臨む意識を高める。</p>
実習目標	<p>① 医療チームの他のメンバーとの連携状態を理解することができる。</p> <p>② 実習を通して義肢装具士倫理、医療倫理、生命倫理などの倫理観を身に付けることができる。</p> <p>③ クライアントとの適切な人間関係を育むことができる。</p> <p>④ 各種義肢装具評価学で学んだ知識と技術を臨床の場で確認し、指導を受けながら学生なりに応用することができる。</p> <p>⑤ 実習指導者の支援を受けながら、製作計画立案までを学生自身なりに行うことができる。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <p>① 可能な限り実習指導者の製作場面に同行し、そのうち最低 1 事例はその製作計画について説明を受ける。</p> <p>② 実習施設で使用されている各種検査測定技術の確認と、その臨床現場での実際の応用方法の説明を受ける。</p> <p>③ 実習指導者の監督のもと、実際にクライアントを担当して、学生自身が評価を行い、実際に検査測定および情報収集を通じた評価を実施する。</p> <p>④ 評価結果を考察とともに報告し、評価内容について修正を受ける。</p> <p>⑤ 修正を受けた評価結果から、さらに学生によるオリジナルの義肢装具製作計画を立案する。</p> <p>⑥ 作成した義肢装具製作計画を、学生が実習施設で発表し、できるだけ多くの職種からフィードバックを受ける。</p>

区分	内容等
評価方法	<p>次の①～④を併せて総合的に評価する。</p> <p>① 出欠状況      ② 実習先指導者の評価成績      ③ 実習報告書      ④ 実習報告会の内容</p>
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制</p> <p>本学「義肢装具学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。</p> <p>また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案</p> <p>各実習施設の実習指導者等と、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応</p> <p>不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	3年次		
月	2月～3月上旬		
1 グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(2時間)	配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (128時間)	実習報告会(5時間)

- ① 3年次生（定員／30人）を1～3人単位で10～30グループに分け、上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～3人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。

## 臨床実習計画 ④

区分	内容等
実習科目名	臨床実習Ⅲ（※実際に義肢装具製作のプロセスすべてを行う実習）
開講年次	4年次
実施時期	4月～2月（約5週間）
実習期間 および 単位	<p>① <u>実習期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習オリエンテーション / 1時間</li> <li>○ 第1期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 176時間（5週間）</li> <li>○ 第2期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 176時間（5週間）</li> <li>○ 第3期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）/ 176時間（5週間）</li> </ul> <p>※上記3期のうち1期分を選択</p> <p>② <u>単位</u></p> <p>4単位／学外176時間+学内4時間</p>
実習先	西日本を中心とした義肢装具製作会社
実習目的	<p>① 義肢装具士の指導の下、実際の事例を通してこれまでに得た義肢装具に関する知識および技術の確認を行う能力を育成する。</p> <p>② 義肢装具使用者の評価、義肢装具のデザイン検討、採型・採寸、適合作業を経験し、義肢装具士としての具体的な役割を理解する。</p>
実習目標	<p>① 義肢装具使用者の全人格的で適切な評価を行い、課題をアセスメントできる。</p> <p>② 義肢装具使用者の立場に立ち全人格を尊重したアプローチを可能とする能力を持つこと。</p> <p>③ 義肢装具使用者の変化に応じた義肢装具製作計画を変更できる能力を持つこと。</p>
実習内容	<p>&lt;実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 義肢装具士である実習指導者の担当する義肢装具使用者について説明を受け理解する。</li> <li>② 担当した義肢装具使用者の評価計画を、選択の妥当性や優先性の理由も考察した上で立案する。</li> <li>③ 評価計画に沿った検査測定、情報収集などを適切に実施する。</li> <li>④ 評価結果を整理・分析・統合し、介入目標を設定して義肢装具製作計画を立案する。</li> <li>⑤ 計画に基づき義肢装具の製作を行い、状態の変化に応じて適切な計画変更を行う。</li> <li>⑥ 上記に関して適切に記録、報告（書面および口頭）を行う。</li> </ul>
評価方法	<p>次の①～④を併せて総合的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出欠状況</li> <li>② 実習先指導者の評価成績</li> <li>③ 実習報告書</li> <li>④ 実習報告会の内容</li> </ul>

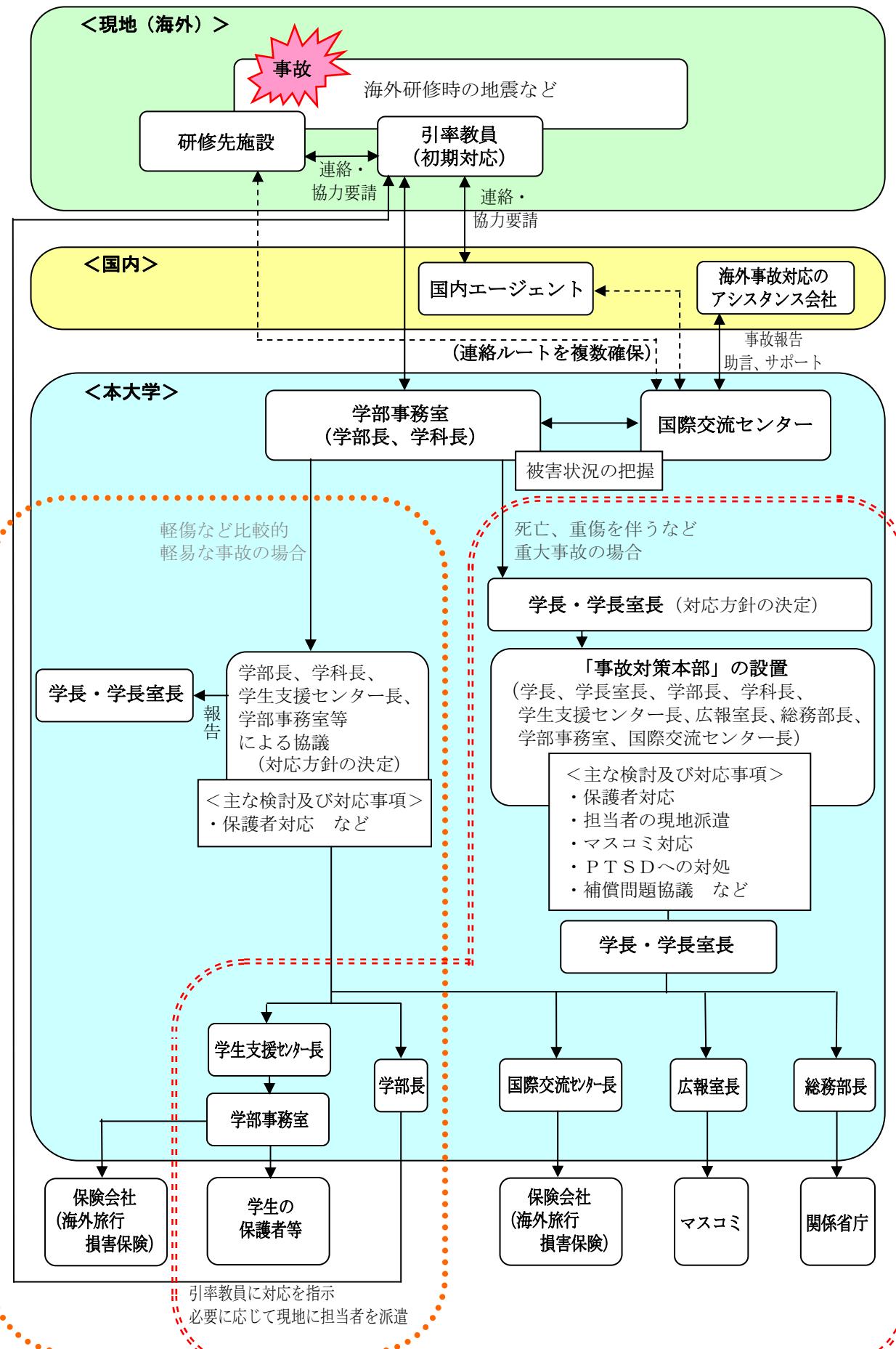
区分	内容等
実習先との連携協力体制	<p>① 実習の指導体制 本学「義肢装具学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。</p> <p>② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。</p> <p>③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。</p> <p>④ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進</p>

## ■実習スケジュール

年次	4年次				
月	4月～2月				
1グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(1時間)	第1期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (176時間) 4・5・6月	第2期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (176時間) 10・11・12月	第3期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (176時間) 1・2月	実習報告会(3時間)

- ① 4年次生（定員／30人）を1～3人単位で10～30グループに分け、上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～3人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。
- ④ 実習については3期間の内、1期を選択する。

## 海外研修時の地震等事故への対応フローチャート



## 広島国際大学学部長会議規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第7条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学学部長会議(以下「学部長会議」という)の構成、協議事項、審議事項、運営等必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 学部長会議は、つぎの者をもって構成する。

- イ 学長
- ロ 副学長
- ハ 学部長
- ニ 学生支援センター長
- ホ 学長室長
- ヘ 入試センター長
- ト 図書館長
- チ キャリアセンター長
- リ 國際交流センター長
- ヌ 専攻科長

### (協議事項)

第3条 学部長会議は、つぎの事項を協議する。

- イ 学生の入学および卒業にかかる基本方針に関すること
- ロ 歸国子女学生、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関するこ  
と
- ハ 年間行事予定に関すること
- ニ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること
- ホ 教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること
- ヘ 学内規定の制定・改廃に関すること
- ト 各学部間の連絡調整に関すること
- チ 学長が諮問した事項に関すること
- リ その他管理運営上の重要な事項に関すること

### (審議事項)

第4条 学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- イ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること
- ロ 教育組織の新設および改廃に関すること
- ハ 名誉教授の称号授与等に関すること
- ニ 教員の留学に関すること
- ホ 理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関すること
- ヘ その他学長が諮問した事項に関すること

(報告事項)

第5条 学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- イ 大学にかかる理事会決定事項に関すること
- ロ 教授会および各委員会で協議または審議した事項に関すること

(招集および議長)

第6条 学長は、学部長会議を招集し、議長となる。

2 学長に事故があるときまたは欠けたときは、学長の指名した副学長が議長となり、議長の職務を行う。

(学部長会議の庶務)

第7条 学部長会議の庶務は、学長室庶務課で取り扱う。

(運営細則)

第8条 この規定の定めるもののほか、学部長会議の運営に関し必要な事項は、学部長会議の議を経て学長が定める。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、学長および学部長会議の意見を聴き、理事長が行う。

#### 付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2011年4月1日から施行する。

## 広島国際大学総合リハビリテーション学部教授会規定（案）

### （趣旨）

第1条 この規定は、広島国際大学学則第8条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学総合リハビリテーション学部教授会(以下「教授会」という)の構成、協議事項、審議事項、運営等必要な事項を定める。

### （構成）

第2条 教授会は、つきの者をもって構成する。

- イ 総合リハビリテーション学部長(以下「学部長」という)
  - ロ 総合リハビリテーション学部教授(特任教授を含む)
- 2 学部長は、教授会の議を経て、当該学部から1名の准教授を教授会に加えることができる。
- 3 前項に定める准教授の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

### （協議事項）

第3条 教授会は、総合リハビリテーション学部の教育研究上のつきの事項を協議する。

- イ 卒業の判定に関すること
- ロ 単位の認定および学業評価に関すること
- ハ 学生の留学に関すること
- ニ 学生の転学部・転学科に関すること
- ホ 学部内の教育・研究に関すること
- ヘ 学部内の教学にかかる申合せ事項に関すること
- ト 授業時間割の編成に関すること
- チ 授業担当者の決定に関すること
- リ 学長または学部長が諮問した事項に関すること
- ヌ その他総合リハビリテーション学部の重要な事項に関すること

### （審議事項）

第4条 教授会は、総合リハビリテーション学部の教育研究上のつきの事項を審議する。

- イ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること
- ロ 教育組織の新設および改廃に関すること
- ハ 学生の入学に関すること
- ニ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学

に関すること

- ホ 大学の年間行事予定および授業計画その他の大学の教育方針に関すること
- ヘ 名誉教授の称号授与等に関すること
- ト 教員の留学に関すること
- チ その他学長または学部長が諮問した事項に関すること

(報告事項)

第5条 学部長は、教授会に組織規定第99条第1項に定める学部長会議および各委員会で協議または審議したつきの事項を報告するものとする。

- イ 学部長会議で決定した総合リハビリテーション学部に関するこ
- ロ 教員の人事に関するこ
- ハ 入学試験の判定基準および要綱に関するこ
- ニ 学生の表彰および懲戒に関するこ
- ホ その他各委員会で審議した総合リハビリテーション学部に関するこ

(招集および議長)

第6条 教授会は、定例に学部長が招集し議長となる。

- 2 学部長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となり、議長の職務を行う。
- 3 第2条に定める教授会構成員(以下「構成員」という)の3分の1以上の者から、議題を示して請求があれば、学部長は、その招集を決定しなければならない。
- 4 第1項および前項のほか、学部長は必要ある場合、臨時に教授会を招集することを妨げない。

(定足数および表決)

第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の事前提出)

第8条 教授会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で学部長に提出しなければならない。

- 2 学部長は、教授会の議に付すべき事項を、主管部署の審議を経たうえで速やかに教授会に提出する。ただし、大学全体の運営に影響を及ぼす事項については、あらかじめ学部長は、学長と協議するものとする。

3 教授会の席上、緊急に提案された議題は、即決することができない。ただし、軽易なものおよび出席者の全員が承認したものについては、この限りでない。

(議事録の作成および呈示)

第9条 議長は、学部事務室責任者に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を作成させなければならない。

2 議事録は、学部事務室で保管し、構成員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第10条 議長は、必要があると認めたとき、構成員以外の職員を教授会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第11条 教授会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ学部事務室を経て学部長に提出しておかなければならない。

2 教授会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(教授会の庶務)

第12条 教授会の庶務は、学部事務室で取り扱う。

(運営細則)

第13条 この規定に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、学長ならびに学部長会議および教授会の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2013年4月1日から施行する。
- 2 保健医療学部総合リハビリテーション学科に関する事項は、本教授会で協議、審議または報告する。

## 広島国際大学学位規定（案）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

### 第2章 学位の授与要件

#### （学位）

第2条 本大学において授与する学位は、博士、修士、修士(専門職)および学士とし、つぎのとおりとする。

博士(看護学)

博士(医療工学)

博士(臨床心理学)

博士(薬学)

修士(看護学)

修士(医療工学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

修士(コミュニケーション学)

修士(感性デザイン学)

修士(工学)

臨床心理修士(専門職)

学士(診療放射線学)

学士(臨床工学)

学士(臨床検査学)

学士(救急救命学)

学士(理学療法学)

学士(作業療法学)

学士(言語聴覚療法学)

学士(義肢装具学)

学士(リハビリテーション工学)  
学士(医療福祉学)  
学士(医療経営学)  
学士(臨床心理学)  
学士(コミュニケーション心理学)  
学士(看護学)  
学士(薬学)

(博士の学位授与要件)

- 第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。
- 2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

- 第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(修士(専門職)の学位授与要件)

- 第4条の2 修士(専門職)の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

- 第5条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

### 第3章 学位論文の審査方法

#### 第1節 課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

- 第6条 本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。
- 2 博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。

- 3 研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。
- 4 博士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。
- 5 論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

- 第7条 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。
- 2 修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。
  - 3 論文審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文審査)

- 第8条 研究科長は、第6条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

- 第9条 研究科委員会は、審査に付する論文ごとにその論文の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。
- 2 研究科委員会は、学位論文審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。
  - 3 審査委員は、学位論文の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

- 第10条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

- 第11条 審査委員は、学位論文の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

- 第12条 研究科委員会は、修得単位、学位論文の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について合格または不合格を議決する。

- 2 研究科委員会は、前項に規定する議決を行う場合には、委員会構成員(海外出張者、休職者および長期欠勤者等を除く)の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって議決する。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の規定により合格または不合格を議決したときは、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条 本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

- 2 本大学院の博士後期課程に3年以上（薬学研究科にあっては博士課程に4年以上）在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。
- 3 第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条 学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。
- 3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。
- 4 審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条 第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

- 2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。
- 3 本大学院博士後期課程に3年以上（薬学研究科にあっては博士課程に4年以上）在学し、

所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議のうえ、合格または不合格を議決する。

- 2 前項の議決を行う場合の定足数等については、第12条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章 専門職学位課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条の2 本大学院専門職学位課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者には、専門職学位課程委員会の議を経て、学長が課程修了を認定する。

第5章 学位の授与等

(学位の授与)

第18条 学長は、博士および修士の学位について、第12条第1項または第17条第1項の議決を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

- 2 学長は、修士(専門職)の学位について、第17条の2により、当該学位を授与する。
- 3 学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。
- 4 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。
- 5 修士および修士(専門職)の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条 学長は、博士、修士、修士(専門職)または学士の学位を授与された者がつきの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課

程委員会(以下「研究科委員会等」という))または教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- イ 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき
- ロ 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

2 前項の研究科委員会または教授会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

## 第6章 博士論文の公表

### (博士論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3ヵ月以内に、その博士論文の内容の要旨および博士論文審査結果の要旨を公表するものとする。

### (博士論文の印刷公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを作成することができる。この場合、学長は、その博士論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前各項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

## 第7章 その他

### (学位論文等の返付)

第23条 受理した学位論文および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

### (学位記等の様式)

第24条 学位記の様式は、様式第1から第5までのとおりとし、論文審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

### (細則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学位論文の提出時期および審査の期限ならびに試

験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、博士、修士および修士(専門職)の学位に関する条項については大学院委員会、研究科委員会等、学士の学位に関する条項については教授会、学部長会議および学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2013年4月1日から施行する。
- 3 2012年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

様式第1

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

○博甲第　号	
学位記	
氏名	
大学印	
年　　月　　日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位 を修得しきつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査および 最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
論文題目	
年　　月　　日	
広島国際大学長	印

備考 規格は、A4判とする。

## 様式第2

### 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

○博乙第　号	
学位記	
氏名	
大学印	
年　月　日生	
本学に下記の博士論文を提出しその審査および試験に合格し所定の学力を有するものと認められたので博士(○○)の学位を授与する	
論文題目	
年　月　日	
広島国際大学長	印

備考 規格は、A4判とする。

## 様式第3

### 第4条の規定により授与する学位記の様式

○修第　号	
学位記	
氏名	
大学印	
年　月　日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得しきつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査および最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する	
年　月　日	
広島国際大学長	印

備考 規格は、A4判とする。

#### 様式第4

##### 第4条の2の規定により授与する学位記の様式

○修専第　号
学位記
氏名
大学印
年　月　日生
本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定 の単位を修得したので○○修士(専門職)の学位を授与する
年　月　日
広島国際大学長
印

備考 規格は、A4判とする。

#### 様式第5

##### 第5条の規定により授与する学位記の様式

○学第　号
卒業証書・学位記
氏名
大学印
年　月　日生
本学○○学部○○○学科所定の課程を修めたことを認める
広島国際大学○○学部長
印
本学○○学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士 (○○)の学位を授与する
年　月　日
広島国際大学長
印

備考 規格は、A4判とする。

## 広島国際大学教員選考基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、広島国際大学教職員任用規定第8条に定める広島国際大学(以下「本学」という)の教育職員の職階の任用に関して必要な選考基準を定める。

### (教授の資格)

第2条 教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力をもち、かつ、研究上の業績が著しいと認められる者
- ロ 教育研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 大学において、10年以上准教授(助教授を含む)としての経験があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学教授の資格があると認められた者
- ホ 体育・芸術等については、特殊な技能に秀で、教育の経験のある者
- ヘ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

### (准教授の資格)

第3条 准教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する教授となることのできる者
- ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有し、研究上の業績があると認められる者
- ハ 大学において、5年以上専任講師としての経験があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 研究所・試験所・医療機関等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- ホ 大学設置・学校法人審議会において、大学准教授(助教授を含む)の資格があると認められた者
- ヘ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育の経験のある者
- ト 専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(講師の資格)

第4条 講師に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する准教授となることのできる者
- ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者
- ハ 大学において、3年以上助教としての経験があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学講師の資格があると認められた者
- ホ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育上の能力があると認められる者
- ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第4条の2 助教に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する講師となることのできる者
- ロ 修士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者
- ハ 大学において、助教としての経験があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学助教の資格があると認められた者
- ホ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育上の能力があると認められた者

(助手の資格)

第5条 助手に任用することのできる者は、修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を特別に選考のうえ任用することができる。

- イ 大学助手の経験を有する者
- ロ 短期大学または高等専門学校で准教授(助教授を含む)、専任講師もしくは助手の経歴を有する者
- ハ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者
- ニ 前3号に準じる学識または技能をもち、教育の能力があると認められる者

(教務職員の資格)

第6条 教務職員に任用することのできる者は、教育・研究機器の準備、操作および指導に必要な技能と知識を有する者で、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- イ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者
- ロ 前号と同等以上の学識または技能があると認められる者

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃は、学長および学部長会議の意見を聴き、理事長が行う。

#### 付 則

- 1 この基準は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正基準は、2010年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 この基準は、学部および学科が完成年度を終了するまでの間は、適用しない。